

令和7年3月21日

令和6年度第12回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第12回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第2号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について
- 第3号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
- 第4号 松本市教育次長及び教育監事務分担等規則の一部改正について
- 第5号 松本市教育委員会公印規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について
- 第7号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について
- 第8号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
- 第9号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第10号 学都松本推進協議会設置要綱の廃止について
- 第11号 松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱の一部改正について
- 第12号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 第13号 松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について
- 第14号 松本市教育委員会と長野県教育委員会との教員出向に関する協定の締結について
- 第15号 松本市学校給食実施規則の一部改正について
- 第16号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第17号 松本市学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の委嘱について【非公開】
- 第18号 松本市青少年ホーム条例施行規則の制定について
- 第19号 松本市青少年ホーム条例施行規則の廃止について
- 第20号 まつもと文化遺産の認定について
- 第21号 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則等の廃止について
- 第22号 松本市立博物館条例施行規則の制定について
- 第23号 松本市立博物館条例施行規則等の廃止について

追加 第24号 松本市立小学校、中学校及び幼稚園職員等の勤務時間等に関する規程の一部改正について

[報告]

- 第1号 令和7年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和6年度教育委員会各課事務事業報告について
- 第3号 松本市教育委員会と松本市教育会との教育に関する連携協定に基づく事業実績について
- 第4号 令和6年度松本市教職員研修実施報告について
- 第5号 令和6年度オンライン教育支援センターの利用状況等について
- 第6号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】
- 第7号 松本市安曇資料館について【非公開】

[その他]

教育委員会資料
7. 3. 21
教育政策課

議案第 1 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 青少年ホーム、文化財課及び博物館に係る事項を削除する。
- (2) 学校教育課の附属施設として特別支援学校設置準備室を位置づける。
- (3) 特別支援学校設置準備室長、室長補佐及び係長に係る事項を追加する。
- (4) 学校教育課の分掌事務に特別支援学校設置準備に関することを追加する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会組織規則新旧対照表（昭和34年教育委員会規則第12号）

改正前	改正後																																																						
（長等） 第3条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 必要に応じて課等及び学校支援室に別表第6に掲げる職を置く。 別表第1（第2条関係） <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係等</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>社会教育推進担当 施設整備担当 <u>青少年ホーム</u></td></tr> <tr> <td>文化財課</td><td>文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当 城郭整備担当</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） （1）担当等を置く教育機関 <table border="1"> <tr> <th>教育機関</th><th>担当</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>博物館</td><td>庶務担当 事業担当</td></tr> </table> （2）〔略〕 別表第3（第2条関係） <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>附属施設</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>1～7 〔略〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>1～5 〔略〕 <u>6 青少年ホーム</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>博物館</td><td>1 松本市立博物館条例 （平成24年条例第4号） 第2条第2項に規定する 分館</td></tr> </table>	課	係等	〔略〕		生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当 <u>青少年ホーム</u>	文化財課	文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当 城郭整備担当	〔略〕		教育機関	担当	〔略〕		博物館	庶務担当 事業担当	課	附属施設	〔略〕		学校教育課	1～7 〔略〕	〔略〕		生涯学習課	1～5 〔略〕 <u>6 青少年ホーム</u>	〔略〕		博物館	1 松本市立博物館条例 （平成24年条例第4号） 第2条第2項に規定する 分館	（長等） 第3条 〔同左〕 2～4 〔同左〕 5 必要に応じて課等、<u>学校支援室及び特別支援学校設置準備室</u>に別表第6に掲げる職を置く。 別表第1（第2条関係） <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係等</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>社会教育推進担当 施設整備担当</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） （1）担当等を置く教育機関 <table border="1"> <tr> <th>教育機関</th><th>担当</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> </table> （2）〔同左〕 別表第3（第2条関係） <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>附属施設</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>1～7 〔同左〕 <u>8 特別支援学校設置準備室</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>1～5 〔同左〕</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔同左〕</td></tr> </table>	課	係等	〔同左〕		生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当	〔同左〕		教育機関	担当	〔同左〕		課	附属施設	〔同左〕		学校教育課	1～7 〔同左〕 <u>8 特別支援学校設置準備室</u>	〔同左〕		生涯学習課	1～5 〔同左〕	〔同左〕	
課	係等																																																						
〔略〕																																																							
生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当 <u>青少年ホーム</u>																																																						
文化財課	文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当 城郭整備担当																																																						
〔略〕																																																							
教育機関	担当																																																						
〔略〕																																																							
博物館	庶務担当 事業担当																																																						
課	附属施設																																																						
〔略〕																																																							
学校教育課	1～7 〔略〕																																																						
〔略〕																																																							
生涯学習課	1～5 〔略〕 <u>6 青少年ホーム</u>																																																						
〔略〕																																																							
博物館	1 松本市立博物館条例 （平成24年条例第4号） 第2条第2項に規定する 分館																																																						
課	係等																																																						
〔同左〕																																																							
生涯学習課	社会教育推進担当 施設整備担当																																																						
〔同左〕																																																							
教育機関	担当																																																						
〔同左〕																																																							
課	附属施設																																																						
〔同左〕																																																							
学校教育課	1～7 〔同左〕 <u>8 特別支援学校設置準備室</u>																																																						
〔同左〕																																																							
生涯学習課	1～5 〔同左〕																																																						
〔同左〕																																																							

別表第5（第3条関係）

組織	長等	職務
[略]		
附属施設	教育研修センター長 学校支援室長	[略]
	主任指導主事	課長等及び <u>学校支援室長</u> の補佐及びその命による課等の事務処理
	所長 館長 館長補佐	[略]

別表第5（第3条関係）

組織	長等	職務
[同左]		
附属施設	教育研修センター長 学校支援室長 <u>特別支援学校設置準備室長</u>	[同左]
	主任指導主事 <u>室長補佐</u>	課長等、 <u>学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長</u> の補佐及びその命による課等の事務処理
	所長 館長 館長補佐 <u>係長</u>	[同左]

別表第7（第4条関係）

課等	分掌事務
[略]	
学校教育課	1～27 [略]
[略]	
生涯学習課	1～7 [略] <u>8 青少年ホームに関するこ と。</u>
[略]	
中央図書館	[略]
文化財課	1 文化財の調査及び指定に 関すること。 2 文化財の保存に関するこ と。 3 文化財の活用に関するこ と。 4 松本城の整備に関するこ と。 5 文化財保護関係団体に 関すること。 6 文化財審議委員会に 関すること。
博物館	1 松本まると博物館構 想に基づく博物館活動の 総合的企画及び調査等 に関すること。 2 博物館施設の管理運 営及び整備並びに維持 補修に関すること。 3 歴史、民俗、産業、 自然科学等に係る資料 （文化財を含む。以下 「博物館資料」という。） の収集、保管及び研究 に関すること。 4 博物館資料の公開、 利用及び活用並びに学 校教育及び生涯教育と の連携に係る教育普及 活動に関すること。 5 博物館資料等の取得 審査に関すること。 6 博物館関係団体に 関すること。
[略]	

別表第7（第4条関係）

課等	分掌事務
[同左]	
学校教育課	1～27 [同左] <u>28 特別支援学校の設置準備 に関すること。</u>
[同左]	
生涯学習課	1～7 [同左]
[同左]	
中央図書館	[同左]
[同左]	

教 育 委 員 会 資 料
7. 3. 21
教 育 政 策 課

議案第 2 号

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 青少年ホーム、文化財課及び博物館に係る事項を削除する。
- (2) 本文中に特別支援学校設置準備室長を追加する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則新旧対照表（昭和34年教育委員会規則第4号）

改正前	改正後
（教育長に対する事務委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) [略] (10) 1件2,500万円(<u>5,000m²</u>以上のものを除く。)を超える教育財産の取得を申し出ること。 (11)～(15) [略] <u>(16) 文化財の指定及び解除等に関すること。</u> 2 [略] （教育機関の長に対する事務委任） 第3条 教育長は前条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事務を教育機関の長に委任する。ただし、その事務を指定管理者が行う場合はこの限りでない。 (1)・(2) [略] <u>(3) 博物館長に対しては、松本市立博物館条例（平成24年条例第4号）第3条に定める事業の実施及びこれに伴う一般的事務処理</u> 2 [略] （専決できない共通の事案） 第4条 教育次長、教育監、課長等、担当課長、教育研修センター長<u>及び学校支援室長</u>は、次に掲げる事案を専決することができない。 (1)～(4) [略] (5) 将来に<u>向って</u>義務負担を生じる事案 (6) [略] （教育次長及び教育監の共通専決の事柄） 第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。 (1) [略] (2) 課長等、担当課長、教育研修センター長<u>及び学校支援室長</u>の市内出張命令、市外出張命令及び復命についての事柄	（教育長に対する事務委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) [同左] (10) 1件2,500万円(<u>5,000平方メートル</u>以上のものを除く。)を超える教育財産の取得を申し出ること。 (11)～(15) [同左] 2 [同左] （教育機関の長に対する事務委任） 第3条 教育長は前条の規定により委任された事務のうち、次に掲げる事務を教育機関の長に委任する。ただし、その事務を指定管理者が行う場合はこの限りでない。 (1)・(2) [同左] 2 [同左] （専決できない共通の事案） 第4条 教育次長、教育監、課長等、担当課長、教育研修センター長、<u>学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長</u>は、次に掲げる事案を専決することができない。 (1)～(4) [同左] (5) 将来に<u>向かって</u>義務負担を生じる事案 (6) [同左] （教育次長及び教育監の共通専決の事柄） 第6条 教育次長及び教育監は、次に掲げる事案を専決することができる。 (1) [同左] (2) 課長等、担当課長、教育研修センター長、<u>学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長</u>の市内出張命令、市外出張命令及び復命に

(3) 課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長の休暇等の承認等についての事柄

(4) [略]

(5) 課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び勤務時間の割振りについての事柄

(6)～(9) [略]

（課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長共通専決の事柄）

第9条 課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 課長補佐等以下の超過勤務命令についての事柄

(5)～(16) [略]

（文化財課長専決の事柄）

第18条 文化財課長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 埋蔵文化財発掘調査に係る定型的な関係機関への諸届についての事柄

（博物館長専決の事柄）

第19条 博物館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1) 博物館及び博物館分館（以下この条において「分館」という。）開館時間の伸縮についての事柄

(2) 博物館及び分館の資料の閲覧についての事柄

(3) 売店販売品目、取引先及び販売価格の決定についての事柄

第20条～第22条 [略]

（幼稚園長専決の事柄）

についての事柄

(3) 課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長の休暇等の承認等についての事柄

(4) [同左]

(5) 課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び勤務時間の割振りについての事柄

(6)～(9) [同左]

（課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長共通専決の事柄）

第9条 課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長は、次に掲げる事案を専決することができる。

(1)～(3) [同左]

(4) 課長補佐等以下の時間外勤務命令についての事柄

(5)～(16) [同左]

第18条～第20条 [同左]

（幼稚園長専決の事柄）

第23条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
 - (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
 - (3)～(7) [略]
- (教育文化センター所長専決の事柄)

第24条 教育文化センター所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
 - (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
 - (3)～(6) [略]
- (あがたの森文化会館長専決の事柄)

第25条 あがたの森文化会館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
 - (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
 - (3)～(6) [略]
- (青少年ホーム所長専決の事柄)

第26条 青少年ホーム所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願出の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び超過勤務命令についての事柄
- (3) 施設の管理及び使用許可についての事柄
- (4) 職員の週休日及び勤務時間の割振りにについての事柄
- (5) 前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(図書館分館の館長専決の事柄)

第27条 図書館分館の館長は、前条各号に掲げる事案を専決することができる。

第21条 幼稚園長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
 - (2) 職員の市内出張命令及び時間外勤務命令についての事柄
 - (3)～(7) [略]
- (教育文化センター所長専決の事柄)

第22条 教育文化センター所長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
 - (2) 職員の市内出張命令及び時間外勤務命令についての事柄
 - (3)～(6) [略]
- (あがたの森文化会館長専決の事柄)

第23条 あがたの森文化会館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) [略]
- (2) 職員の市内出張命令及び時間外勤務命令についての事柄
- (3)～(6) [略]

(図書館分館の館長専決の事柄)

第24条 図書館分館の館長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- (1) 職員の諸願出の処理についての事柄
- (2) 職員の市内出張命令及び時間外勤務命令

（埋蔵文化財担当係長専決の事柄）

第28条 埋蔵文化財担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- （1）職員の諸願届の処理についての事柄
- （2）職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- （3）職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- （4）前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

（史跡整備担当係長専決の事柄）

第29条 史跡整備担当係長は、次に掲げる事案を専決することができる。

- （1）職員の諸願届の処理についての事柄
- （2）職員の市内出張命令、復命及び超過勤務命令についての事柄
- （3）職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- （4）前3号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

（博物館分館の館長専決の事柄）

第30条 次に掲げる博物館分館の館長は、第26条各号に掲げる事柄を専決することができる。

- （1）国宝旧開智学校校舎館長
- （2）松本民芸館長
- （3）旧山辺学校校舎館長
- （4）松本市立考古博物館長
- （5）旧制高等学校記念館長
- （6）窪田空穂記念館長
- （7）重要文化財馬場家住宅館長
- （8）松本市歴史の里館長

についての事柄

- （3）施設の管理及び使用許可についての事柄
- （4）職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄
- （5）前各号に掲げる事柄に係る公文書の公開・非公開の第1次判断についての事柄

(9) 松本市時計博物館長

(10) 松本市山と自然博物館長

(11) 松本市四賀化石館長

(教育長不在のときの事案の代決)

第31条 [略]

(教育次長及び教育監不在のときの事案の代決)

第32条 教育次長及び教育監が不在であるときは、所管課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長又は園長がその事案を代決する。

(課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長不在のときの事案の代決)

第33条 課長等、担当課長、教育研修センター長及び学校支援室長が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

第34条 [略]

2 前項の場合において、教育研修センター長、学校支援室長、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができない。

(後関)

第35条 [略]

(教育長不在のときの事案の代決)

第25条 [同左]

(教育次長及び教育監不在のときの事案の代決)

第26条 教育次長及び教育監が不在であるときは、所管課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長、特別支援学校設置準備室又は園長がその事案を代決する。

(課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長不在のときの事案の代決)

第27条 課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長及び特別支援学校設置準備室長が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、担当課長、教育研修センター長、学校支援室長、特別支援学校設置準備室長、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

第28条 [同左]

2 前項の場合において、教育研修センター長、学校支援室長、特別支援学校設置準備室長、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができない。

(後関)

第29条 [同左]

教 育 委 員 会 資 料
7. 3. 21
教 育 政 策 課

議案第 3 号

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) こども部をこども若者部に変更する。
- (2) お城まちなみ創造本部、建設部職員に補助執行させる事務及びアルプスリゾート整備本部職員に補助執行させる事務を削除する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則新旧対照表（昭和４３年教育委員会規則第７号）

改正前	改正後
（<u>こども部</u>、保育課職員に補助執行させる事務） 第５条 <u>こども部</u>、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 （１） <u>こども部長</u>に補助執行させる事務 松本市立幼稚園条例（昭和３９年条例第３９号）第２条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理監督に関する事務 （２）・（３）〔略〕 <u>（お城まちなみ創造本部、建設部職員に補助執行させる事務）</u> 第６条 <u>お城まちなみ創造本部、建設部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</u> （１） <u>お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務</u> <u>松本城南・西外堀復元に係る事業に関する事務</u> （２） <u>建設部長に補助執行させる事務</u> <u>松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、用地取得に関する事務</u> （３） <u>お城まちなみ創造本部次長に補助執行させる事務</u> <u>松本城南・西外堀復元に係る事業のうち、調査研究、計画及び工事の設計に関する事務</u> （４） <u>お城まちなみ創造本部職員（次長を除く。）に補助執行させる事務</u> <u>お城まちなみ創造本部長に補助執行させる事務の補助事務</u> （５） <u>建設部職員（部長を除く。）に補助執行させる事務</u> <u>建設部長に補助執行させる事務の補助執行</u>	（<u>こども若者部</u>、保育課職員に補助執行させる事務） 第５条 <u>こども若者部</u>、保育課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。 （１） <u>こども若者部長</u>に補助執行させる事務 松本市立幼稚園条例（昭和３９年条例第３９号）第２条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理監督に関する事務 （２）・（３）〔同左〕

(アルプスリゾート整備本部職員に補助執行させる事務)

第7条 アルプスリゾート整備本部の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。

(1) アルプスリゾート整備本部長に補助執行させる事務

特別名勝及び特別天然記念物上高地の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する管理団体をいう。）として行う事務

(2) アルプスリゾート整備本部職員（本部長を除く。）に補助執行させる事務

アルプスリゾート整備本部長に補助執行させる事務の補助事務

教 育 委 員 会 資 料
7. 3. 21
教 育 政 策 課

議案第 4 号

松本市教育次長及び教育監事務分担等規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 文化財課及び博物館に係る事項を削除する。
- (2) こども部をこども若者部に変更する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育次長及び教育監事務分担等規則新旧対照表（令和４年教育委員会規則第４号）

改正前	改正後
（分担事務） 第３条 教育次長が専ら担任し、処理する事務は、次のとおりとする。 （１）～（４） 〔略〕 <u>（５）文化財課の分掌する事務</u> <u>（６）博物館の分掌する事務</u> <u>（７）</u> 〔略〕 ２ 教育監が専ら担任し、処理する事務は、次のとおりとする。 （１） 〔略〕 （２） <u>こども部</u>に補助執行させている事務 （３） 〔略〕 〔略〕	（分担事務） 第３条 教育次長が専ら担任し、処理する事務は、次のとおりとする。 （１）～（４） 〔同左〕 <u>（５）</u> 〔同左〕 ２ 教育監が専ら担任し、処理する事務は、次のとおりとする。 （１） 〔同左〕 （２） <u>こども若者部</u>に補助執行させている事務 （３） 〔同左〕 〔同左〕

教 育 委 員 会 資 料
7. 3. 21
教 育 政 策 課

議案第 5 号

松本市教育委員会公印規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

青少年ホーム及び博物館の管守する公印を削除する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会公印規則新旧対照表（昭和２７年教育委員会規則第４号）

改正前					改正後				
別表第１（委員会及び長の印）（第３条関係）					別表第１（委員会及び長の印）（第３条関係）				
公印の 名称	寸法 （方ミ リ）	使用区 分	箇 数	管 守 責 任 者	公印の 名称	寸法 （方ミ リ）	使用区 分	箇 数	管 守 責 任 者
〔略〕					〔同左〕				
あがた の森文 化会館 専用松 本市教 育委員 会之印	〔略〕				あがた の森文 化会館 専用松 本市教 育委員 会之印	〔同左〕			
青少年 ホーム 専用松 本市教 育委員 会之印	21	青少年 ホーム の登録 及び使 用許可	1	青少年 ホーム 所長					
公民館 専用松 本市教 育委員 会之印	〔略〕				公民館 専用松 本市教 育委員 会之印	〔同左〕			
博物館 専用松 本市教 育委員 会之印	21	博物館 の使用 許可	1	博物館 長					
考古博 物館専 用松本 市教育 委員会 之印	21	考古博 物館に 関する 文書	1	考古博 物館長					
〔略〕					〔同左〕				

別表第2（機関等及び長の印）（第3条関係）

公印の 名称	寸法 (方ミ リ)	使用区 分	箇 数	管守責 任者
[略]				
松本市 中央図 書館之 印	[略]			
松本市 立博物 館之印	21	博物館 名にて 執行す る文書	1	博物館 長
[略]				
松本市 あがた の森文 化会館 之印	[略]			
松本市 青少年 ホーム 所長之 印	21	青少年 ホーム 所長名 にて執 行する 文書	1	青少年 ホーム 所長
[略]				
松本市 中央図 書館長 之印	[略]			
松本市 立博物 館長之 印	21	博物館 長名に て執行 する文 書	1	博物館 長
旧制高 等学校 記念館 長之印	21	旧制高 等学校 記念館 長名に て執行 する文 書	1	旧制高 等学校 記念館 長

別表第2（機関等及び長の印）（第3条関係）

公印の 名称	寸法 (方ミ リ)	使用区 分	箇数	管守責 任者
[同左]				
松本市 中央図 書館之 印	[同左]			
[同左]				
松本市 あがた の森文 化会館 之印	[同左]			
[同左]				
松本市 中央図 書館長 之印	[同左]			

教育委員会資料
7. 3. 21
教育政策課

議案第 6 号

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 特別支援学校設置準備室の職及び職種名等を追加する。
- (2) 青少年ホーム及び博物館に係る事項を削除する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則新旧対照表（昭和50年教育委員会規則第8号）

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
(1) 事務局			(1) 事務局		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
[略]			[同左]		
附 属 施 設	[略]		附 属 施 設	[同左]	
	学 校 支 援 室	[略]		学 校 支 援 室	[同左]
	あ が た の 森 文 化 会 館 M ウ イ ン グ 文 化 セ ン タ ー	[略]		あ が た の 森 文 化 会 館 M ウ イ ン グ 文 化 セ ン タ ー	[同左]
	青 少 年 ホ ー ム	所 長 主 幹 主 査			
[同左]			[同左]		

(2) 教育機関

第1欄	第2欄	第3欄
[略]		
中央図書館	[略]	
博物館	館長	参事 主幹
	庶務担当係長	主幹 主査
	事業担当係長	
	旧制高等学校記念館長	主幹 主査
	国宝旧開智学校校舎館長	主幹 主査
	学芸員	主査 主査補 主任 主事 事務員
	学芸員補	主事 事務員
[略]		

別表第2（第3条関係）

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、担当課長、課課長、学校支援室次長、館長、館課長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員
[略]	

別表第3（第4条関係）

職務職名	職層職名	職務内容
〔略〕		
課長	参事 主幹	高度な知識経験 に基づき困難な 業務を行う職務
担当課長		
課課長		
館長		
館課長		
園長		
〔略〕		

(2) 教育機関

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
[同左]		
中央図書館	[同左]	
[同左]		

別表第2（第3条関係）

職務職名	職員の区分
教育次長、課長、担当課長、課課長、学校支援室次長、 <u>特別支援学校設置準備室長</u> 、館長、館課長、所長、課長補佐、館長補佐、係長、課係長、主査、主査補、主任、主事、技師	事務職員 技術職員 専門職員
[同左]	

別表第3（第4条関係）

職務職名	職層職名	職務内容
〔略〕		
課長	参事 主幹	高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務
特別支援 学校設置 準備室長		
担当課長		
課課長		
館長		
館課長		
園長		
〔略〕		

教 育 委 員 会 資 料
7 . 3 . 2 1
教 育 政 策 課

議案第 7 号

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

青少年ホーム及び博物館に係る事項を削除する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程新旧対照表（平成8年教育委員会訓令甲第1号）

改正前	改正後																																										
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																										
<table> <tr> <th>職</th><th>職</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森文化会館長</td><td>博物館旧制高等学校記念館長</td></tr> <tr> <td>博物館国宝旧開智学校校舎館長</td><td>博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長</td></tr> </table>	職	職	[略]	[同左]	同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長	博物館国宝旧開智学校校舎館長	博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長																																			
職	職																																										
[略]	[同左]																																										
同 あがたの森文化会館長	博物館旧制高等学校記念館長																																										
博物館国宝旧開智学校校舎館長	博物館旧司祭館館長 同 高橋家住宅館長																																										
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																																										
<table> <tr> <th>課等</th><th>課等</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森文化会館</td><td>中央図書館あがたの森図書館 博物館旧制高等学校記念館</td></tr> <tr> <td>同 青少年ホーム</td><td>中央公民館松南地区公民館 中央図書館南部図書館</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>同 松南地区公民館</td><td>生涯学習課青少年ホーム 中央図書館南部図書館</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>中央図書館南部図書館</td><td>中央公民館松南地区公民館 生涯学習課青少年ホーム</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森図書館</td><td>生涯学習課あがたの森文化会館 博物館旧制高等学校記念館</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>博物館国宝旧開智学校校舎</td><td>博物館旧司祭館 同 高橋家住宅</td></tr> <tr> <td>博物館旧制高等学校記念館</td><td>生涯学習課あがたの森文化会館 中央図書館あがたの森図書館</td></tr> </table>	課等	課等	[略]	[同左]	同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館 博物館旧制高等学校記念館	同 青少年ホーム	中央公民館松南地区公民館 中央図書館南部図書館	[略]	[同左]	同 松南地区公民館	生涯学習課青少年ホーム 中央図書館南部図書館	[略]	[同左]	中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館 生涯学習課青少年ホーム	同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館 博物館旧制高等学校記念館	[略]	[同左]	博物館国宝旧開智学校校舎	博物館旧司祭館 同 高橋家住宅	博物館旧制高等学校記念館	生涯学習課あがたの森文化会館 中央図書館あがたの森図書館	<table> <tr> <th>課等</th><th>課等</th></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森文化会館</td><td>中央図書館あがたの森図書館</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>同 松南地区公民館</td><td>中央図書館南部図書館</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> <tr> <td>中央図書館南部図書館</td><td>中央公民館松南地区公民館</td></tr> <tr> <td>同 あがたの森図書館</td><td>生涯学習課あがたの森文化会館</td></tr> <tr> <td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr> </table>	課等	課等	[同左]	[同左]	同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館	[同左]	[同左]	同 松南地区公民館	中央図書館南部図書館	[同左]	[同左]	中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館	同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館	[同左]	[同左]
課等	課等																																										
[略]	[同左]																																										
同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館 博物館旧制高等学校記念館																																										
同 青少年ホーム	中央公民館松南地区公民館 中央図書館南部図書館																																										
[略]	[同左]																																										
同 松南地区公民館	生涯学習課青少年ホーム 中央図書館南部図書館																																										
[略]	[同左]																																										
中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館 生涯学習課青少年ホーム																																										
同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館 博物館旧制高等学校記念館																																										
[略]	[同左]																																										
博物館国宝旧開智学校校舎	博物館旧司祭館 同 高橋家住宅																																										
博物館旧制高等学校記念館	生涯学習課あがたの森文化会館 中央図書館あがたの森図書館																																										
課等	課等																																										
[同左]	[同左]																																										
同 あがたの森文化会館	中央図書館あがたの森図書館																																										
[同左]	[同左]																																										
同 松南地区公民館	中央図書館南部図書館																																										
[同左]	[同左]																																										
中央図書館南部図書館	中央公民館松南地区公民館																																										
同 あがたの森図書館	生涯学習課あがたの森文化会館																																										
[同左]	[同左]																																										

教育委員会資料
7. 3. 21
教育政策課

議案第 8 号

松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

青少年ホーム及び博物館に係る事項を削除する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表（平成15年教育委員会訓令甲第1号）

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
所属	対象者の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	備考	所属	対象者の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日	休日	備考
教育政策課	教育文化センターに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。	勤務時間を通じ、途中に1時間とする。	4週を通じて8日の割合で定める。	条例に規定する休日と定める。	勤務時間等各人の割り振りは、所属長が定める。	教育政策課	教育文化センターに勤務する職員で所属長が指定した者	午前8時30分から午後5時15分までとする。	勤務時間を通じ、途中に1時間とする。	4週を通じて8日の割合で定める。	条例に規定する休日と定める。	勤務時間等各人の割り振りは、所属長が定める。
生涯学習課	あがたの森文化会館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	1 勤務時間等各人の割り振りは、所属長が定める。	生涯学習課	あがたの森文化会館に勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	1 勤務時間等各人の割り振りは、所属長が定める。
		2 直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上	2 1 直者及び2 直者とは、勤務時間の態様の区分をいう。			2 直者 午後1時15分から午後10時までとする。	同上	同上	同上	2 1 直者及び2 直者とは、勤務時間の態様の区分をいう。
	青少年ホームに勤務する職員で所属長が指定した者	1 直者 午前8時30分から午後5時15分までとする。	同上	同上	同上	同上							

		2 直者 午後 1 時 15 分 から午後 10 時 までと する。	同上	同上	同上	
中央 公民 館	中央公民館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 0 時から 午後 9 時まで とする。	同上	同上	同上	
	松南地区公民館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分 から午後 10 時 までと する。	同上	同上	同上	
中央 図書館	中央図書館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	条 例 に 規 定 す 休 日 相 当	同上
中央 公民 館	中央公民館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 0 時から 午後 9 時まで とする。	同上	同上	同上	
	松南地区公民館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分 から午後 10 時 までと する。	同上	同上	同上	
中央 図書館	中央図書館に勤務する職員で所長が指定した者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午後 5 時 15 分までと する。	同上	同上	条 例 に 規 定 す 休 日 相 当	同上

	定した者	でとする。			する数別に定める。	
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	
南部図書館勤務職員で所属が指定した者		1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分から午後 10 時までとする。	同上	同上	同上	
あがたの森及び波田図書館に勤務する職員で所属が指定した者		1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	

	定した者	でとする。			する数別に定める。	
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	
南部図書館勤務職員で所属が指定した者		1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午後 1 時 15 分から午後 10 時までとする。	同上	同上	同上	
あがたの森及び波田図書館に勤務する職員で所属が指定した者		1 直者 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	同上
		2 直者 午前 10 時 30 分から午後 7 時 15 分までとする。	同上	同上	同上	

		る。					
	寿台図 書館、 本郷図 書館、 中山文 庫、島 内図書 館及び 空港図 書館に 勤務す る職員 で所属 長が指 定した 者	午前 8 時 30 分 から午 後 5 時 15 分ま でとす る。	同上	同上	同上	勤務時間 等の各人 ごとの割 振りは、所 属長が定 める。	
	鎌田図 書館及 び梓川 図書館 に勤務 する職 員で所 属長が 指定し た者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午 後 5 時 15 分ま でとす る。 2 直者 午前 9 時 30 分 から午 後 6 時 15 分ま でとす る。	同上	同上	同上	1 勤務時 間等の 各人ご との割 振りは、 所属長 が定め る。 2 1 直者 及び 2 直者と は、勤務 時間の 態様に よる職 員の区 分をい う。	
博物 館	博物 館、旧 開智学 校舎、 松本芸 館、旧 山辺学 校舎、 考	同上	同上	同上	同上	同上	

		る。					
	寿台図 書館、 本郷図 書館、 中山文 庫、島 内図書 館及び 空港図 書館に 勤務す る職員 で所属 長が指 定した 者	午前 8 時 30 分 から午 後 5 時 15 分ま でとす る。	同上	同上	同上	勤務時間 等の各人 ごとの割 振りは、所 属長が定 める。	
	鎌田図 書館及 び梓川 図書館 に勤務 する職 員で所 属長が 指定し た者	1 直者 午前 8 時 30 分 から午 後 5 時 15 分ま でとす る。 2 直者 午前 9 時 30 分 から午 後 6 時 15 分ま でとす る。	同上	同上	同上	1 勤務時 間等の 各人ご との割 振りは、 所属長 が定め る。 2 1 直者 及び 2 直者と は、勤務 時間の 態様に よる職 員の区 分をい う。	

古博物館、資料館、旧制高等学校記念館、窪田記念馬住歴史博物館、山自然館及び化石館勤務所属が指定した者						
--	--	--	--	--	--	--

議案第 9 号

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和7年度組織改正で、松本市立博物館条例第2条第1項に規定する施設が教育委員会の所管施設から除外されることなどに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 令和7年度組織改正に伴い、松本市立博物館条例第2条第1項に規定する施設が教育委員会の所管施設から除外されることにより、別表のシステム対象施設から削除
- (2) システム対象施設から松本市教育文化センター条例第2条に規定する施設を削除
- (3) 申請の確認に関する事項を準用規定に追加
- (4) 登録の申請及び承認に電子申請を追加

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正前	改正後										
（準用規定） 第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則（平成7年規則第40号）<u>第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条</u>の規定を準用する。この場合において、<u>第8条、第9条、第10条及び第11条</u>中「市長」とあるのは「<u>松本市教育委員会</u>」と読み替えるものとする。 別表（第3条関係） <table><tr><th>システム対象施設</th></tr><tr><td>1・2 [略]</td></tr><tr><td><u>3 松本市教育文化センター条例（昭和58年条例第33号）第2条に規定する施設</u></td></tr><tr><td><u>4・5</u> [略]</td></tr><tr><td><u>6 松本市立博物館条例（平成24年条例第4号）第2条第1項に規定する施設</u></td></tr><tr><td><u>7</u> [略]</td></tr></table>	システム対象施設	1・2 [略]	<u>3 松本市教育文化センター条例（昭和58年条例第33号）第2条に規定する施設</u>	<u>4・5</u> [略]	<u>6 松本市立博物館条例（平成24年条例第4号）第2条第1項に規定する施設</u>	<u>7</u> [略]	（準用規定） 第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則（平成7年規則第40号）<u>第4条から第11条まで</u>の規定を準用する。この場合において、<u>これらの規定</u>中「市長」とあるのは「<u>教育委員会</u>」と読み替えるものとする。 別表（第3条関係） <table><tr><th>システム対象施設</th></tr><tr><td>1・2 [同左]</td></tr><tr><td><u>3・4</u> [同左]</td></tr><tr><td><u>5</u> [同左]</td></tr></table>	システム対象施設	1・2 [同左]	<u>3・4</u> [同左]	<u>5</u> [同左]
システム対象施設											
1・2 [略]											
<u>3 松本市教育文化センター条例（昭和58年条例第33号）第2条に規定する施設</u>											
<u>4・5</u> [略]											
<u>6 松本市立博物館条例（平成24年条例第4号）第2条第1項に規定する施設</u>											
<u>7</u> [略]											
システム対象施設											
1・2 [同左]											
<u>3・4</u> [同左]											
<u>5</u> [同左]											

議案第 10 号

学都松本推進協議会設置要綱の廃止について

1 趣旨

学都松本推進事業の見直しに伴い、学都松本推進協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）を廃止することについて協議するものです。

2 経過

- H 2 4 学都松本推進事業として、学都松本フォーラム実行委員会事務局会議を設置し、学都松本フォーラムを開催
- 2 5 学都松本フォーラムの運営主体として学都松本推進協議会を創設以降、市からの委託により学都松本フォーラムをR 4まで開催
- R 2 事業棚卸により「事業の内容や取組方法について、第3次教育振興基本計画の策定に併せて見直し・効率化を行う」との指摘あり
- 4 第3次松本市教育振興基本計画を策定
- 5 学都松本フォーラムを見直し、第3次教育振興基本計画に沿った事業を各課で実施
6. 1 0 学都松本推進協議会で、本協議会の廃止と社会教育委員への役割継承を協議し了承
- 1 1 社会教育委員会議で本件を報告し了承
- 1 2 教育委員研究会で本件を協議し了承

3 設置要綱

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

○学都松本推進協議会設置要綱

平成29年3月31日

教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、学都松本の実現を市民との協働により推進するため、学都松本推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学都松本の推進に関すること。
- (2) 学都松本フォーラムの企画及び運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、前条第2項第4号の規定による委員の任期は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会資料
7.3.21
学校教育課

議案第 11 号

松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱の一部改正について

1 趣旨

就学の条件を見直し、計画的な学校運営と保護者の手続きの負担軽減を図るため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

要綱第4条第3号の「児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。」を「児童生徒等が、小規模特認校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。」に改めます。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846

松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱(令和3年教育委員会告示第40号)
新旧対照表

改正前	改正後
(就学の条件) 第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) [略] (3) 児童生徒等が、小規模特認校へ<u>就学した日の属する年度の3月31日</u>までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。	(就学の条件) 第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) [同左] (3) 児童生徒等が、小規模特認校<u>を卒業する</u>までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。

教育委員会資料
7.3.21
学校教育課

議案第 12 号

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の
一部改正について

1 趣旨

松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等の許可基準7「小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間」を「卒業までの期間」に改めます。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱
(平成12年教育委員会告示第30号)

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等			別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等		
許可基準	期間	添付書類	許可基準	期間	添付書類
[略]			[同左]		
7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校（以下「小規模特認校」という。）に就学を希望する児童生徒等	<u>小規模特認校に就学する日の属する年度の3月31日までの間</u>		7 自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な小・中学校（以下「小規模特認校」という。）に就学を希望する児童生徒等	<u>卒業までの期間</u>	
[略]			[同左]		

議案第 13 号

松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則の一部改正について

1 趣旨

令和7年度学校医等報酬について増額を行うため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

(1) 内科医

ア 年額報酬 (改定前) 年額 144,000 円 ⇒ (改定後) 年額 148,500 円

イ 加算額 (改定前) 8,000 円 ⇒ (改定後) 8,500 円

※100 人超、50 名毎に加算

(2) 耳鼻科医・眼科医・歯科医

ア 年額報酬 (改定前) 年額 120,000 円 ⇒ (改定後) 年額 124,000 円

イ 加算額 (改定前) 16,000 円 ⇒ (改定後) 17,000 円

※100 人超、100 名毎に加算

(3) 健康管理医

年額報酬 (改定前) 年額 67,850 円 ⇒ (改定後) 年額 69,500 円

(4) 学校薬剤師

年額報酬 (改定前) 年額 95,900 円 ⇒ (改定後) 年額 97,000 円

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当 学校教育課
課長 清沢 卓子
電話 33-9846

松本市立学校の学校医等の委嘱及び報酬に関する規則新旧対照表（令和２年教育委員会規則第７号）

改正前		改正後		
（職務） 第3条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、法第23条第1項及び第2項並びに<u>学校安全法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号）に規定する職務を行う。 2～5 〔略〕 別表（第8条関係）		（職務） 第3条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、法第23条第1項及び第2項並びに<u>学校保健安全法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号）に規定する職務を行う。 2～5 〔同左〕 別表（第8条関係）		
学校医 （内科）	小 中 学校	年額 <u>144,000円</u> とし、担任する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒数（毎年5月1日現在在学する児童生徒の数をいう。以下「担任児童生徒数」という。）が100人を超えるときは50人を超えるごとに <u>8,000円</u> を加算した額。ただし、児童生徒等の健康診断において応援医の派遣を受けたときは、応援医の勤務時間1時間につき、10,000円を減額した額	小 中 学校	年額 <u>148,500円</u> とし、担任する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒数（毎年5月1日現在在学する児童生徒の数をいう。以下「担任児童生徒数」という。）が100人を超えるときは50人を超えるごとに <u>8,500円</u> を加算した額。ただし、児童生徒等の健康診断において応援医の派遣を受けたときは、応援医の勤務時間1時間につき、10,000円を減額した額
	幼稚園	年額 <u>120,000円</u> とし、担任する幼稚園の児童数（毎年4月1日現在在学する児童の数をいう。以下「担任児童数」という。）が100人を超える場合は50人を超えるごとに <u>8,000円</u> を加算した額	幼稚園	年額 <u>124,000円</u> とし、担任する幼稚園の児童数（毎年4月1日現在在学する児童の数をいう。以下「担任児童数」という。）が100人を超える場合は50人を超えるごとに <u>8,500円</u> を加算した額
	就学診断	担任する小学校における法第1条の規定による就学時の健康診断（以下「就学診断」という。）は、1校につき年額 <u>17,500円</u>	就学診断	担任する小学校における法第1条の規定による就学時の健康診断（以下「就学診断」という。）は、1校につき年額 <u>18,000円</u>
学校医 （眼科、耳科、耳科）	小 中 学校	年額 <u>120,000円</u> とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに	小 中 学校	年額 <u>124,000円</u> とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに

鼻咽喉科)		<u>16,000円</u> を加算した額
	就学診断	1校につき年額 <u>17,500円</u>
学校歯科医	小中学校	年額 <u>120,000円</u> とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに <u>16,000円</u> を加算した額。
	幼稚園	年額 <u>120,000円</u> とし、担任児童数が100人を超える場合は100人を超えるごとに <u>16,000円</u> を加算した額
	就学診断	1校につき年額 <u>17,500円</u>
学校薬剤師		1校につき年額 <u>95,900円</u>
[略]		
健康管理医		1校につき年額 <u>67,850円</u>
[略]		
産業医		<u>長野県産業医報酬基準に基づく額</u>

鼻咽喉科)		<u>17,000円</u> を加算した額
	就学診断	1校につき年額 <u>18,000円</u>
学校歯科医	小中学校	年額 <u>124,000円</u> とし、担任児童生徒数が100人を超えるときは100人を超えるごとに <u>17,000円</u> を加算した額。
	幼稚園	年額 <u>124,000円</u> とし、担任児童数が100人を超える場合は100人を超えるごとに <u>17,000円</u> を加算した額
	就学診断	1校につき年額 <u>18,000円</u>
学校薬剤師		1校につき年額 <u>97,000円</u>
健康管理医		1校につき年額 <u>69,500円</u>
[同左]		
産業医		<u>月額30,000円</u>

教育委員会資料
7. 3. 21
学校教育課

議案第 14 号

松本市教育委員会と長野県教育委員会との教員出向に関する協定の締結について

1 趣旨

令和7年度に学校教育課に設置する特別支援学校設置準備室において、長野県寿台養護学校の分室設置及び市立特別支援学校の開校に向けた準備業務に従事いただく教員の派遣を受け入れるため、長野県教育委員会と教員の出向に関する協定を締結することについて協議するものです。

2 概要

- (1) 出向教員は、長野県公立学校教員の身分を有したまま、松本市教育委員会学校教育課の職員として勤務します。
- (2) 出向期間は3年間とし、その後の取扱いは改めて長野県教育委員会と協議します。

3 教員出向に関する協定書（案）

別添のとおり

4 今後の予定

協定を締結後、長野県教育委員会の異動発令に併せ、松本市教育委員会学校教育課特別支援学校設置準備室勤務の発令を行います。

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

教員出向に関する協定書（案）

長野県教育委員会（以下「甲」という。）は、長野県寿台養護学校の分教室設置及び松本市立特別支援学校への移管に向けた準備、推進を図るため、松本市教育委員会（以下「乙」という。）に教員を出向させることとし、出向する教員（以下「出向教員」という。）の取扱い等については、この協定によるものとする。

（出向教員）

第1条 甲の出向教員及び出向先（以下「受入所」という。）は次のとおりとする。

出向教員：長野県寿台養護学校 教頭 ○○ ○○
受入所 ：松本市教育委員会

（出向教員の身分取扱い等）

第2条 出向教員については、長野県公立学校教員の身分を有したまま、乙が松本市教育委員会学校教育課職員に併せて任命するものとする。

2 乙が前項の発令をしたときは、速やかに発令事項を甲に通知するものとする。

（出向期間）

第3条 出向期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。ただし、必要があるときは、甲乙協議の上、出向教諭を変更することができるものとする。

（給与）

第4条 出向教員の給与及び諸手当は、原則として甲がその関係規程に基づいて経費を負担し、支給するものとする。

（旅費等）

第5条 出向教員の赴任及び甲の用務にかかる費用は、甲がその関係規程に基づいて支給する。

2 出向期間中における受入所の業務及び乙の用務にかかる費用は、乙がその関係規程に基づいて費用を負担し、支給するものとする。

（服務等）

第6条 出向教員の服務、勤務時間、休暇等の取扱いについては、甲乙協議の上、乙の関係規程を適用するものとする。

2 出向教員は、出向中に職務上知り得た秘密については、一切漏らしてはならない。出向期間終了後も、また、同様とする。

（分限及び懲戒）

第7条 出向教員について、分限又は懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、原則として甲の関係規程に基づくものとし、甲乙協議の上、行うものとする。

（福利厚生）

第8条 次条に定めるもののほか、出向教員の福利厚生は、乙の規程によるものとする。

（共済組合）

第9条 出向教員は、公立学校共済組合長野支部の組合員とする。

2 出向教員の共済組合にかかる負担金の納付並びに各給付事務は甲が行うものとする。

（公務災害補償等）

第10条 出向教員の公務災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

2 地方公務員災害補償基金に納付する出向教員にかかる負担金は、甲が負担するものとする。

3 手続きについては、乙の意見を付した報告に基づいて甲が手続きを行うものとする。

（報告）

第11条 甲は、出向教員に関して必要な事項について、乙に報告を求めることができるものとする。

2 受入所の所属長は、出向教員の出勤状況について、三期（7月、12月、3月）に甲教育長に報告するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項で必要な事項は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

上記の協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年3月 日

甲 長野県教育委員会
教 育 長 武田 育夫

乙 松本市教育委員会
教 育 長 伊佐治 裕子

教育委員会資料
7. 3. 21
学校給食課

議案第 15 号

松本市学校給食実施規則の一部改正について

1 趣旨

学校給食費の改定及び学校給食費の減額手続きの電子申請化に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 令和7年4月からの学校給食費1人1日あたりの金額を改正する。
(別表(第7条、第11条関係))

区 分	金 額	⇒	区 分	金 額
小学校	3 1 2 円		小学校	3 2 4 円
中学校	3 7 2 円		中学校	3 8 7 円

- (2) 松本市学校給食停止・解除届(様式第2号)の電子申請化に伴い、第10条に電子申請に関する内容を加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	学校給食課
課長	百瀬 功三
電話	45-1120



松本市学校給食実施規則新旧対照表（令和元年教育委員会規則第2号）

改正前	改正後												
（学校給食の申込み） 第6条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による申込みを行うときは、書面に代えて、当該申込書に<u>掲げる情報</u>を電磁的記録により市長に提出することができる。 （給食費の減額等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届（様式第2号）の提出があった場合は、給食費を減額することができる。 （1）～（3） 〔略〕 2 〔略〕 別表（第7条関係、第11条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>給食費の額（1人1日につき）</th></tr> <tr> <td>小学校</td><td><u>312円</u></td></tr> <tr> <td>中学校</td><td><u>372円</u></td></tr> </table>	区分	給食費の額（1人1日につき）	小学校	<u>312円</u>	中学校	<u>372円</u>	（学校給食の申込み） 第6条 〔同左〕 2・3 〔同左〕 4 学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による申込みを行うときは、書面に代えて、当該申込書に<u>記載すべき事項</u>を電磁的記録により市長に提出することができる。 （給食費の減額等） 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、児童等の保護者から松本市学校給食停止・解除届（様式第2号。<u>以下「届出書」という。</u>）の提出があった場合は、給食費を減額することができる。 （1）～（3） 〔同左〕 2 〔同左〕 <u>3 児童等の保護者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による届出を行うときは、書面に代えて、当該届出書に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。</u> 別表（第7条関係、第11条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>給食費の額（1人1日につき）</th></tr> <tr> <td>小学校</td><td><u>324円</u></td></tr> <tr> <td>中学校</td><td><u>387円</u></td></tr> </table>	区分	給食費の額（1人1日につき）	小学校	<u>324円</u>	中学校	<u>387円</u>
区分	給食費の額（1人1日につき）												
小学校	<u>312円</u>												
中学校	<u>372円</u>												
区分	給食費の額（1人1日につき）												
小学校	<u>324円</u>												
中学校	<u>387円</u>												

議案第 18 号

松本市青少年ホーム条例施行規則の制定について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、青少年ホームの管理運営に関する規則の制定について、松本市長から教育委員会に協議の依頼がありましたので、協議するものです。

2 協議書

「松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例施行規則案に関する協議について」
別紙1のとおり

3 規則案

別紙2のとおり

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） 別紙3のとおり
第33条第3項関係

「地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。」

5 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松総行第554号
令和7年3月18日

松本市教育委員会
教育長 伊 佐 治 裕 子 様

松本市長 臥 雲 義 尚



松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定に伴う条例施行規則案に関する協議について

標記の件について、教育委員会所管の青少年ホーム及び博物館を市長部局に移管することに伴い、松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和7年松本市議会2月定例会において議決されたことから、青少年ホーム、博物館両施設の条例施行規則を制定します。

つきましては、別添の規則案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、協議するものです。

<担当>

行政管理課総務・行革担当

山崎

内線1216

松本市青少年ホーム条例施行規則を次のように定める。

令和 7 年 月 日

松本市長 臥雲 義尚

松本市青少年ホーム条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、松本市青少年ホーム条例（昭和 4 7 年条例第 3 5 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第 2 条 松本市青少年ホーム（以下「ホーム」という。）は、条例第 1 条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種講座の開催に関すること。
- (2) 職業、生活、健康の相談及び指導に関すること。
- (3) グループ活動の育成指導に関すること。
- (4) レクリエーション、体育活動の援助、指導に関すること。
- (5) 青少年の自立及び社会参画に関すること。
- (6) その他福祉増進に関すること。

（登録申請手続）

第 3 条 条例第 5 条の規定によりホームに登録しようとするもの（以下「申請者」という。）は、松本市青少年ホーム登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、松本市青少年ホーム登録証（様式第 2 号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、書面に代えて、松本市青少年ホーム登録申請書に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。

2 前項の登録証の有効期間は、交付の日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

3 登録証を紛失し、又は損傷したときは、様式第 1 号により登録証の再交付を受けなければならない。

（利用の許可申請手続）

第 4 条 条例第 6 条の規定により、施設等を利用しようとする者は、松本市青少年ホーム利用許可申請書（様式第 3 号）を市長に提出し許可を受けなければならない。

2 市長は前項の申請を許可したときは、松本市青少年ホーム利用許可証（様式第 4 号）を申請者に交付する。

(利用の取消手続)

第5条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用を取り消す場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、器具等の使用については、係員の指示を受けること。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すこと。
- (3) 危険物及び危険のおそれのあるものは持ち込まないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第12条に規定する松本市青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) ホームの利用者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、廃止前の松本市青少年ホーム条例施行規則(平成29年教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

松本市青少年ホーム登録申請書				
登録番号		受付日 1新規・2継続・3継続 年 月 日		
ふりがな			生年 月日	年 月 日
氏 名				
住 所	〒	—	TEL	()
			居住 地区 分類	1 市内 2 市外
職 業 等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生（生徒） (4) その他 ()			
	(3) 学生（生徒）の方は、学校名を記入してください。			

※太線の中をご記入ください。

様式第2号（第3条関係）

（表）

No. _____

松本市青少年ホーム
登録証
氏名 _____



有効期限 年 月 日交付
年 月 日まで

松本市長 

（裏）

松本市青少年ホーム
松本市芳野4番1号 電話 ()

様式第3号（第4条関係）

係	所 長	許可番号

松本市青少年ホーム利用許可申請書

年 月 日 松本市長	申 請 者	登録No.	番
		団体名	
		住所	
		氏名	
		連絡先	TEL ()
利用日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで		
利用目的			
利用人員	計 名		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 工作実習室 第1和室 第2和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品			
許 可 条 件			

検 印

許可番号

松本市青少年ホーム利用許可証

年 月 日 松本市長 印	申 請 者	登録 No.	番
		団 体 名	
		住 所	
		氏 名	
		連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後		
	年 月 日 午前 時 分まで 午後		
利 用 目 的			
利 用 人 員	計 名		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第 1 会議室 第 2 会議室 第 3 会議室 第 4 会議室 工作実習室 第 1 和室 第 2 和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利用する備品			
許 可 条 件	松本市青少年ホーム条例、同施行規則を遵守すること。		

使用するときは、この許可証を係員に提示し、利用上の指示を受けてください

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（昭和三十一年法律第百六十二号）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

（学校等の管理）

第三十三条 第1項及び第2項（略）

- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

議案第 19 号

松本市青少年ホーム条例施行規則の廃止について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、青少年ホームが市長部局に移管されるため、青少年ホーム所管の教育委員会規則を廃止することについて協議するものです。

2 廃止する規則

松本市青少年ホーム条例施行規則
別添のとおり

3 施行期日

令和7年4月1日

担当	生涯学習課
課長	廣田 圭男
電話	32-1132

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

○松本市青少年ホーム条例施行規則

平成29年3月31日

教育委員会規則第7号

（目的）

第1条 この規則は、松本市青少年ホーム条例（昭和47年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 松本市青少年ホーム（以下「ホーム」という。）は、条例第1条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）各種講座の開催に関する事。
- （2）職業、生活、健康の相談及び指導に関する事。
- （3）グループ活動の育成指導に関する事。
- （4）レクリエーション、体育活動の援助、指導に関する事。
- （5）青少年の自立及び社会参画に関する事。
- （6）その他福祉増進に関する事。

（登録申請手続）

第3条 条例第5条の規定によりホームに登録しようとするもの（以下「申請者」という。）は、松本市青少年ホーム登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し松本市青少年ホーム登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、書面に代えて、松本市青少年ホーム登録申請書に掲げる情報を電磁的記録により教育委員会に提出することができる。

2 前項の登録証の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

3 登録証を紛失し、又は損傷したときは、様式第1号により登録証の再交付を受けなければならない。

（利用の許可申請手続）

第4条 条例第6条の規定により、施設等を利用しようとする者は、松本市青少年ホーム利用許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の申請を許可したときは、松本市青少年ホーム利用許可証（様式第4号）を交付する。

（利用の取消手続）

第5条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用を取り消す場合は速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、器具等の使用については、係員の指示を受けること。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すこと。
- (3) 危険物及び危険のおそれのあるものは持ち込まないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(運営委員会の組織)

第7条 条例第12条により規定する松本市青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) ホームの利用者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の松本市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和48年規則第18号。以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例（平成29年条例第20号）附則第3項の規定により運営委員会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、旧規則第8条の規定による委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和3年3月26日教育委員会規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和5年3月23日教育委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市青少年ホーム条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和6年8月29日教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

松本市青少年ホーム登録申請書				
登録番号		受付日 1新規・2継続・3継続 年 月 日		
ふりがな			生年 月日	年 月 日
氏 名				
住 所	〒	—	TEL	()
			居住 地区 分類	1 市内 2 市外
職 業 等	該当する番号へ○をしてください。 (1) 会社員 (2) 自営業 (3) 学生(生徒) (4) その他 ()			
	(3) 学生(生徒)の方は、学校名を記入してください。			

※太線の中をご記入ください。

様式第2号（第3条関係）

（表）

No. _____			
松 本 市 青 少 年 ホ ー ム			
登 録 証			
氏名			

有効期限	年 年	月 月	日交付 日まで
松本市教育委員会			㊟

（裏）

松本市青少年ホーム

松本市芳野4番1号 電話 ()

様式第3号（第4条関係）

係	所 長	許可番号

松本市青少年ホーム利用許可申請書

年 月 日 (宛先) 松本市教育委員会	申 請 者	登録No.	番		
		団 体 名			
		住 所			
		氏 名			
		連 絡 先	TEL	()	
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分から				
	年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで				
利 用 目 的					
利 用 人 員	計 名				
利 用 施 設 (該当施設に ○をして下さい)	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 工作実習室 第1和室 第2和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室				
利用する備品					
備 考					

様式第4号（第4条関係）

検 印

許可番号

松本市青少年ホーム利用許可証

年 月 日 松本市教育委員会 印	申 請 者	登録No.	番
		団 体 名	
		住 所	
		氏 名	
		連 絡 先	TEL ()
利 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで		
	年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで		
利 用 目 的			
利 用 人 員	計 名		
利 用 施 設 (該当施設に○ をして下さい)	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 工作実習室 第1和室 第2和室 保育室 大会議室 料理実習室 郷土資料室 音楽室 視聴覚室		
利 用 す る 備 品			
許 可 条 件	松本市青少年ホーム条例、同施行規則を遵守すること。		

使用するときは、この許可証を係員に提示し、利用上の指示を受けてください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

議案第 20 号

まつもと文化遺産の認定について

1 趣旨

「まつもと文化遺産認定制度実施要綱」に基づき、認定申請のあった1件を「まつもと文化遺産」として認定することについて協議するものです。

2 内容及び経過

「まつもと文化遺産」は、松本市歴史文化基本構想において設定した関連文化財群のなかで、市民が主体となって継続的に保存活用が実施できると認められるものを教育委員会が認定し、必要に応じた支援をしていくものです。

本件は、令和6年8月1日開催のまつもと文化遺産保存活用協議会において申請者のヒアリング等の審査を行い、認定について了承されたものです。なお、協議会において「ストーリーを関連文化財群の豊富さと一致するよう補強する」旨の意見があったため、申請団体の意向を確認しながらストーリーの内容を整えたものです。

3 認定する案件

虚空蔵山と善光寺街道 ～祈りの道～

詳細は別紙1のとおり

4 根拠法令

まつもと文化遺産認定制度実施要綱

別紙2のとおり

5 その他

- (1) 今回の認定により、まつもと文化遺産は9件となります。
- (2) 保存活用団体の活動に対する補助金の交付等、市民による地域の文化財の保存、活用を支援します。



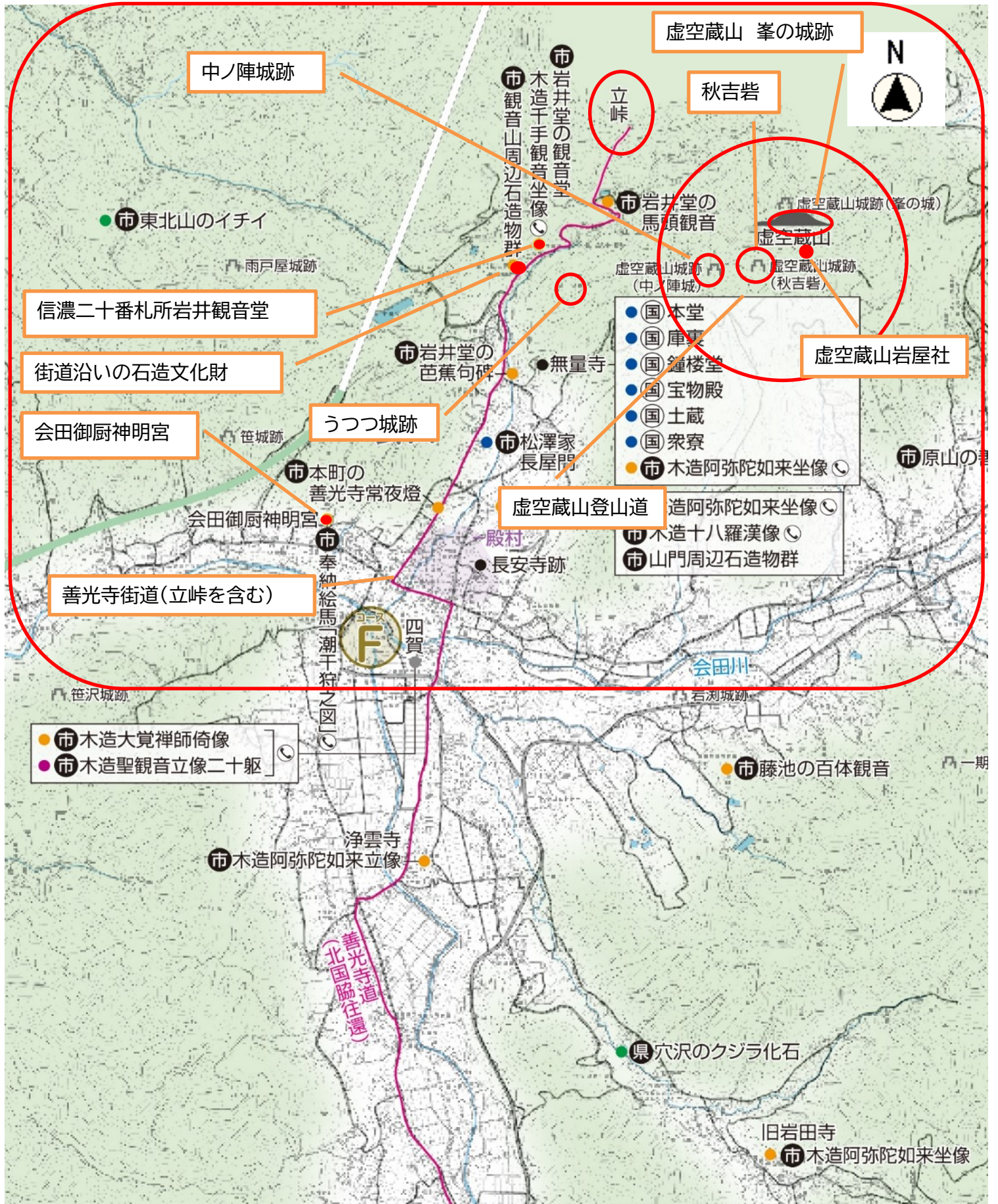
担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	34-3292

まつもと文化遺産候補の概要

名 称	虚空蔵山と善光寺街道 ～祈りの道～
申 請 日	令和6年7月3日
保存活用団体	四賀文化財保護協会 代表者 市川 恵一
構成する文化財 (関連文化財群)	会田御厨神明宮、街道沿いの石造文化財、信濃二十番札所岩井堂観音堂、善光寺街道(立峠)、虚空蔵山岩屋社、虚空蔵山城跡(峯の城跡、中ノ陣城跡、うつつ城跡、秋吉砦、虚空蔵山登山道)
【ストーリー】 四賀地区には、古代から文化の大動脈である東山道の本線と支線が通り、鎌倉時代になると伊勢神宮内宮の領地となり、地区の中心に会田御厨神明宮が置かれました。その後、小県郡の滋野氏一派海野氏がこの地に進出し、御厨の地頭となり、以後会田氏と名乗り勢力を広げました。そのため、戦国時代の会田氏の館跡、虚空蔵山城などの遺跡も多く残されています。 また、古代から交通の要衝であったことから、江戸時代には、幹線の五街道に対して支線ともいべき脇往還が整備されました。四賀地区においては、中山道の脇往還で善光寺道とも呼ばれた北国西脇往還や、東山道以来の古道であり江戸道とも呼ばれた保福寺道も通過しました。善光寺道には刈谷原と会田、二つの宿場が整備され、会田宿は松本・善光寺の中間に位置し、上田方面や安曇野方面への分岐点でもあり、宿場としての機能の他に嶺間地方の経済・文化の中心地ともなっていました。 時代は下り、四賀地区は明治初めの廃仏毀釈の影響を受けることがなかったため、寺社や仏像が数多く現存しています。また、2,900基以上の石造文化財が地域内に残るなど、民間信仰が極めて盛んな地域であったことがうかがわれ、深い信仰心が人々の暮らしと心を支えてきました。 【活動】 四賀文化財保護協会では、村時代に編纂された「四賀村の石造文化財誌」と「四賀村の寺社文化財誌」を活用した公民館文化財講座を年数回開催、公民館事業「四賀地区内ウォーキング」開催時に講師として地区の文化財の説明、地区内にある文化財の状況調査などを実施してきました。 今後は、善光寺街道と虚空蔵山登山道の整備や、文化財案内看板の設置、四賀小学校の遠足へ同行しての関連文化財群の説明などを計画しています。	
備考	

まつもと文化遺産 範囲図

虚空蔵山と善光寺街道 ～祈りの道～



○まつもと文化遺産認定制度実施要綱

平成30年11月8日

教育委員会告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域で保存活用されている関連文化財群をまつもと文化遺産として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「関連文化財群」とは、地域に存在する様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えることにより、それぞれの文化財が持つ価値を高め、松本市歴史文化基本構想に位置付けられた複数の文化財をいう。

(認定基準)

第3条 教育委員会は、前条の関連文化財群のうち、保存活用団体により保存及び活用されているものを、まつもと文化遺産として認定するものとする。

2 前項の保存活用団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保存活用団体が行う保存活用事業（以下「事業」という。）が、地域内に広がりを持ち、地域のまちづくりや活性化に寄与するものであると認められること。
- (2) 関連文化財群の保存活用に係る具体的な事業計画（以下「計画」という。）を有すること。
- (3) 担い手の育成や青少年への教育にも配慮するなど、関連文化財群の保存活用について継続性が期待できること。
- (4) 関連文化財群を構成する物件のうち、事業に係る物件の所有者又は管理者から事業実施の同意が得られていること。

(認定申請)

第4条 まつもと文化遺産の認定を受けようとする関連文化財群の保存活用団体（以下「申請者」という。）は、まつもと文化遺産認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要でないとする書類については、添付を省略することができる。

- (1) 計画の概要が分かる書類
- (2) 保存活用団体の概要が分かる書類

(3) 事業に係る物件の所有者又は管理者の同意書（様式第2号）

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該関連文化財群をまつもと文化遺産として認定し、まつもと文化遺産認定書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うときは、事前にまつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱（平成30年教育委員会告示第9号）に規定するまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

（認定の取消し）

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定したまつもと文化遺産が第3条の認定基準を満たさなくなったときは、まつもと文化遺産認定取消通知書（様式第4号）により、認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、事前に協議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により認定したまつもと文化遺産に関する情報を市のホームページ等への掲載により公表し、地域の魅力向上・活性化のため、まつもと文化遺産が広く周知されるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年11月8日から施行

議案第 21 号

松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則等の廃止について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しにより、令和7年度から文化財課が市長部局に移管されることに伴い、文化財課が所管する松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則等を廃止することについて協議するものです。

2 廃止する規則等

- (1) 松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則（昭和33年3月14日教育委員会規則第3号）
- (2) 松本市文化財保護条例施行規則（昭和51年8月28日教育委員会規則第13号）
- (3) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱（平成30年6月4日教育委員会告示第9号）
- (4) まつもと文化遺産認定制度実施要綱（平成30年11月8日教育委員会告示第19号）
- (5) 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱（令和2年5月29日教育委員会告示第23号）
- (6) 文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱（令和3年3月25日教育委員会告示第12号）
- (7) 松本市殿村遺跡調査指導委員会設置要綱（平成22年1月22日教育委員会告示第2号）
- (8) 松本市史跡整備研究専門員設置要綱（平成27年3月31日教育委員会告示第6号）
- (9) 史跡弘法山古墳調査委員会設置要綱（令和元年9月19日教育委員会告示第12号）
- (10) 史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱（令和6年5月23日教育委員会告示第14号）
- (11) 国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱（平成25年6月17日教育委員会告示第8号）
- (12) 史跡松本城保存管理計画策定委員会設置要綱（平成26年12月15日教育委員会告示第19号）
- (13) 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱（平成29年6月28日教育委員会告示第17号）
- (14) 史跡松本城整備研究会規程（昭和61年3月27日教育委員会訓令乙第1号）
- (15) 史跡松本城濠浄化対策研究会規程（昭和61年5月22日教育委員会訓令乙第3号）

3 施行期日

令和7年4月1日



担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	34-3292
西部4地区担当課長	遠藤 守
電話	94-2304
城郭整備担当課長	竹内 靖長
電話	31-3369

○松本市文化財審議委員会の組織及び運営等に関する規則

昭和33年3月14日

教育委員会規則第3号

第1条 この規則は、松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定により松本市文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）の組織及び運営等について規定する。

第2条 審議委員会の委員の定数は10人以内とし、学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 特定の事項を調査するため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第3条 審議委員会は、委員の中から委員長及び副委員長を互選するものとする。

2 委員長は審議委員会に関する事務を処理し、審議委員会の議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

第4条 審議委員会の会議は、教育委員会の要請により委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審議委員会は必要に応じ、委員以外の学識経験者又は利害関係を有する者の出席を求め意見をきくことができる。

第5条 この規則に定めるものの外、審議委員会の運営について必要な事項は、審議委員会及び教育委員会が相互に協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月28日教育委員会規則第14号）

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月22日教育委員会規則第12号）

この規則は、昭和61年6月9日から施行する。

○松本市文化財保護条例施行規則

昭和51年8月28日
教育委員会規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、松本市文化財保護条例（昭和51年条例第41号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定基準及び指定書の交付)

第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって行うものとする。

- 2 前項の規定により指定を行う場合は、松本市文化財指定書（様式第1号）を当該文化財の所有者（権限に基づく占有者を含む。以下同じ。）、保持者又は保存団体（当該文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）に交付するものとする。

(選定基準及び選定書の交付)

第3条 条例第4条の規定による選定は、別表第2の選定基準によって行うものとする。

- 2 前項の規定により選定を行う場合は、松本市選定保存技術選定書（様式第2号）を当該選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）に交付するものとする。

(登録基準及び登録書の交付)

第4条 条例第6条の規定による登録は、別表第3の登録基準によって行うものとする。

- 2 前項の規定により登録を行う場合は、松本市登録文化財登録書（様式第2号の2）を当該文化財の所有者、保持者又は保存団体に交付するものとする。

(認定基準及び認定書の交付)

第5条 条例第8条第2項の規定による認定は、別表第1及び別表第2の認定基準によって行うものとする。

- 2 前項の規定により認定を行う場合は、松本市指定文化財（選定保存技術）保持者（保存団体）認定書（様式第3号）を保持者又は保存団体に交付するものとする。

(台帳の作成)

第6条 条例第3条、第4条又は第6条の規定により指定、選定又は登録を行った場合には、様式第4号に定める台帳を作成するものとする。

(届出書等)

第7条 次の各号に掲げる届出、申請及び許可の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第3項に規定する届出 松本市指定等文化財管理責任者選任（解任）届（様式第5号）
- (2) 条例第13条第1項に規定する届出 松本市指定等文化財所有者変更届（様式第6号）
- (3) 条例第13条第2項に規定する届出 松本市指定等文化財所有者（管理責任者）、選定保存技

術保持者（保存団体）、氏名（名称、住所）変更届（様式第7号）

(4) 条例第14条に規定する届出 松本市指定等文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（様式第8号）

(5) 条例第15条に規定する届出 松本市指定等文化財所在場所変更届（様式第9号）

(6) 条例第16条に規定する許可申請及び許可 松本市指定文化財現状変更等許可申請書（様式第10号）及び松本市指定文化財現状変更等許可書（様式第11号）

(7) 条例第16条に規定する届出 松本市指定等文化財現状変更届（様式第12号）

(8) 条例第17条に規定する届出 松本市指定等文化財修理届（様式第13号）

（届出を要しない所在の変更等）

第8条 条例第15条ただし書に規定する届出を要せず、又は変更後に届け出ることをもって足りる指定等文化財の所在の場所の変更は、非常災害のため緊急措置として所在の場所を変更する場合とする。

（届出をもって足りる維持の措置の範囲）

第9条 条例第16条第2項に規定する届出をもって足りる維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定文化財がき損するおそれがある場合において、当該文化財を保存するための補強の措置をとる場合

(2) 指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をとる場合

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

（規則の廃止）

2 松本市文化財保護条例施行規則（昭和31年教育委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月28日教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教育委員会規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月20日教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日教育委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市文化財保護条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市文化財保護条例施行規則の規定による様式とみなす。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分	種別		指定（認定）基準
松本市重要文化財	1 絵画		＜指定基準＞
	2 彫刻		1 各時代の遺品のうち製作優秀で、この地方の文化史上貴重なもの 2 この地方の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの 3 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの 5 渡来品又は他の地方のものではあるが、この地方の文化にとって特に意義のあるもの 6 上記に掲げるもののほか、編入前の四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村（以下「4村」という。）の指定文化財であったもの
	3 書跡、筆跡等	写経、宸翰、和漢、名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等	＜指定基準＞ 1 左記のうちこの地方の書道史上の代表と認められるもの、またこの地方にとって価値の高いもの
	4 典籍類	和書、漢籍、著述稿本等の写本類及び版本類	＜指定基準＞ 1 左記のうち原本若しくは優秀な古写本又は系統的、歴史的にまとまったもので、この地方の文化史上重要と認められるもの
	5 古文書類		＜指定基準＞ 1 この地方の歴史上重要と認められるもの 2 相当数まとめてこの地方にとって史料価値の高いもの
	6 工芸		＜指定基準＞ 1 この地方の遺品中製作が特に優秀なもの 2 この地方の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの

		3 形態、品質、技法、用法等が特異で意義の深いもの 4 渡来品又は他の地方のものではあるが、この地方の工芸史上意義が深く、密接な関連を有するもの
7 建造物	建築橋梁等の建造物及びその部分 仏壇、墓等で建築的技法によるもの	<指定基準> 1 左記のうちこの地方にとって (1) 意匠的に優秀なもの (2) 技術的に優秀なもの (3) 歴史的価値の高いもの (4) 流派又は地方的特色において顕著なもの 2 上記に掲げるもののほか、4村の指定文化財であったもの
8 考古資料	宗教、教育、学芸、産業、軍事、生活等に関する遺跡の出土品又は遺物	<指定基準> 1 左記のうちこの地方にとって (1) 学術的価値の高いもの (2) 学術的に貴重な資料 (3) 製作上価値の高いもの (4) 歴史的意義が深く、学術資料として重要なもの
9 歴史資料		<指定基準> 1 政治、経済、社会、文化等この地方の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの 2 この地方の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの 3 この地方の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの 4 渡来品又は他の地方のものではあるが、この地方の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの 5 上記に掲げるもののほか、4村の指定文化財で

			あったもの
松本市重要無形文化財	1 芸能	音楽、舞踊、演劇その他の芸能	<指定基準> 1 左記のうちこの地方にとって (1) 芸術上価値の高いもの (2) 芸術に資する技術として特に貴重なもの (3) 芸能史上又は工芸史上特に重要な地位を占めるもの (4) 芸術上価値が高く又は芸能史上若しくは工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的、流派的特色が顕著なもの (5) 芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの (6) 模写、模造、規矩術等美術に関する技術で特に価値の高いもの <認定基準> (保持者) 1 芸能、芸能の技法（以下単に「技法」という。）又は工芸技術を高度に体現、体得している者 2 芸能、技法又は工芸技術を高度に体得し、かつ、これに精通しているもの 3 2人以上の者が一体となって芸能、技法又は共通の特色を有する工芸技術を高度に体現、体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員 (保存団体) 1 芸能、技法又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能、技法又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体
	2 工芸技術	陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術	
松本市重要有	1 衣食住に用いられるもの	衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等	<指定基準> 1 左記のうちその形様、製作技法、用法等において、この地方の基礎的な生活文化の特色を示すも

形民 俗文 化財	2 生産生業に 用いられるもの	農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等	ので典型的なもの 2 左記のうちその目的、内容等が次のいずれかに該当し、特に重要なもの (1) この地方の歴史的変遷を示すもの (2) この地方の地域的特色を示すもの (3) この地方の生活階層の特色を示すもの (4) この地方の職能の様相を示すもの 3 左記のうち渡来品又は他の地方のものではあるが、この地方の生活文化との関連上特に重要なもの
	3 交通、運輸、通信に用いられるもの	運搬具、舟車、飛脚用具、関所等	
	4 交易に用いられるもの	計算具、看板、鑑札、店舗等	
	5 社会生活に用いられるもの	贈答用具、警防刑罰用具、若者宿等	
	6 信仰に用いられるもの	祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等	
	7 民俗知識に関して用いられるもの	暦類、卜占用具、医療具、教育施設等	
	8 民俗芸能、娯楽、遊戯、嗜好に用いられるもの	衣裳道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等	
	9 人の一生に関して用いられるもの	産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等	
	10 年中行事に用いられるもの	正月用具、節句用具、盆用具等	
松本 市重 要無 形民 俗文 化財	1 風俗慣習		<指定基準> 1 風俗習慣のうち、次の各号のいずれかに該当し、この地方にとって特に重要なもの (1) 由来、内容等において、この地方の基本的な生活文化の特色を示す典型的なもの (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる
	2 民俗芸能		
	3 民俗技術		

			行事で、芸能の基盤を示すもの 2 民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、この地方にとって特に重要なもの (1) 芸能の発生又は成立過程を示すもの (2) 芸能の変遷の過程を示すもの (3) 地域的特色を示すもの 3 民俗技術のうち、次の各号のいずれかに該当し、この地方の特色を示す特に重要なもの (1) 一般的生活技術 (2) 職業的生産技術 (3) 地域で伝承されてきた技術 <認定基準> (保持者) 1 民俗芸能又はその技法を高度に体得、体現している者 2 2人以上の者が一体となって民俗芸能又はその技法を高度に体得、体現している場合においては、これらの者が構成している団体の構成員 (保存団体) 1 民俗芸能又はその技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該民俗芸能又はその技法を保持する者が多数いる場合においては、これらの者が主たる構成員となっている団体
松本市特別史跡	1 遺物包含地、住居跡、古墳その他この類の遺跡 2 政治に関する遺跡 3 祭祀に関する遺跡 4 教育学芸に関する遺跡 5 社会事業に関する遺跡	国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場等 社寺跡、旧境内、経塚等 藩学、郷学、私塾、文庫等 楽園跡、慈善施設等	<指定基準> 1 左記のうち、この地方の歴史の理解のために欠くことができず、かつその遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

	6 産業、交通、土木に関する遺跡	関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡等	
	7 その他	墳墓及び碑、旧宅、園池、井泉、樹石その他特に由緒ある地域の類	
松本市特別名勝	1 公園、庭園		<指定基準> 1 左記のうち、この地方のすぐれた風土美として欠くことのできないものであって (1) 自然的なものにおいては、風致、景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの (2) 人文的なものにおいては、芸術的価値の高いもの 2 上記に掲げるもののほか、4村の指定文化財であったもの
	2 橋渠、築堤		
	3 花樹、花草、紅葉緑樹などの叢生する場所		
	4 鳥獣、魚、虫などの棲息する場所		
	5 岩石、洞穴		
	6 峡谷、瀑布、溪流、深淵		
	7 湖沼、湧泉		
	8 火山、温泉		
	9 山岳、岳陵、高原、河川		
	10 展望地点等		
松本市特別天然記念物	1 動物	(1) この地方特有の動物で著名なもの及びその棲息地 (2) 特有の産ではないが、この地方の著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地 (3) この地方特有な畜養動物 (4) 特に貴重な動物の標本等	<指定基準> 1 左記のうち学術上貴重でこの地方の自然を記念するもの 2 上記に掲げるもののほか、4村の指定文化財であったもの
	2 植物	(1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢等 (2) 代表的原野植物	

		群落 (3) 特殊岩石地植物群落 (4) 洞穴に自生する植物群落 (5) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木 (6) 著しい植物分布の限界地 (7) 著しい栽培植物の自生地 (8) 珍奇又は絶滅にひんした植物の自生地 (9) 池泉、温泉、湖沼、川等の珍奇な水草類、藻類、微生物等の生ずる地域等
3	地質鉱物	(1) 岩石、鉱物及び化石の産出状況 (2) 地層の整合、不整合 (3) 地層の褶曲及び衝上 (4) 生地の働きによる地質現象 (5) 地震断層など地塊運動に関する現象 (6) 洞穴 (7) 岩石の組織 (8) 温泉及びその沈澱物 (9) 風化及び浸蝕に

	関する現象 (10) 硫気孔及び火山活動によるもの (11) 冰雪霜の営力による現象 (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本等	
4	保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域（天然保護区域）	

別表第2（第3条、第5条関係）

松本市選定保存技術	選定基準	認定基準
	下記のうちこの地方にとって、特に保存措置を講ずる必要のあるもの <重要文化財、重要有形民俗文化財及び特別史跡関係> (1) 重要文化財、重要有形民俗文化財及び特別史跡の保存のため欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、修理、復旧、復元、模写、模造等に係わるもの (2) 重要文化財、重要有形民俗文化財及び特別史跡の修理等の技術の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術、技能 <重要無形文化財及び重要無形民俗文化財関係> 重要無形文化財及び重要無形民俗文化財の保存のため欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち、芸能の技法、工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理又は材料の生産、製造等の技術又は技能	(保持者) 選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者 (保存団体) 選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で、当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

別表第3（第4条関係）

区分	種別	登録基準
松本市登録文化財	1 建造物	<登録基準> 1 松本市近代遺産登録要綱（平成29年告示第82号）に基づき松本市近代遺産として登録された建造物のうち、次の各号のいずれかに該当するもの （1） 歴史的景観に寄与しているもの （2） 造形の規範となっているもの （3） 再現することが容易でないもの

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

様

松本市教育委員会

松 本 市 文 化 財 指 定 書

松本市文化財保護条例第3条の規定により、下記の文化財を松本市
に指定します。

記

1 名 称

2 概 要

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	備 考

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	備 考

(注意)

- 1 指定が解除になったときは、この指定書を返付してください。
- 2 次の場合はこの指定書を添えて松本市教育委員会に届け出てください。
 - (1) 所有者を変更したとき。
 - (2) 所有者がその住所、氏名又は名称を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
 - (4) 現状変更により記載内容と相違したとき。
- 3 この指定書は汚損しないように大切に保管してください。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

松本市教育委員会

松本市選定保存技術選定書

松本市文化財保護条例第4条の規定により、下記の文化財保存技術(技能)を松本市選定保存技術に選定します。

記

1 名 称

2 概 要

(注意)

- 1 選定が解除になったときは、この選定書を返付してください。
- 2 この選定書は、汚損しないように大切に保管してください。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

様

松本市教育委員会

松本市登録文化財登録書

松本市文化財保護条例第6条の規定により、下記の文化財を松本市文化財台帳に登録します。

記

1 名称

2 概要

所有者	所有者の住所	所在の場所	備考

（注意）

- 登録が抹消になったときは、この登録書を返付してください。
- 次の場合は、この登録書を添えて松本市教育委員会に届け出てください。
 - 所有者を変更したとき。
 - 所有者がその住所、氏名又は名称を変更したとき。
 - 所在の場所を変更したとき。
 - 現状変更により記載内容と相違したとき。
- この登録書は、汚損しないように大切に保管してください。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

松本市教育委員会

松本市指定文化財(選定保存技術)
保持者(保存団体)認定書

を松本市 の保持者(保存団体)として認定します。

1 保 持 者

現 住 所

生年月日 年 月 日

2 保 存 団 体

(1) 代 表 者

現 住 所

生年月日 年 月 日

(2) 構 成 員

氏 名	住 所

(注意)

1 次の場合は松本市教育委員会に届け出てください。

- (1) 氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は構成員に異動があったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

様式第4号(1)(第6条関係)

松本市重要文化財(建造物)		
名 称		
員 数		
指定年月日		
所 在 場 所		
所有者	氏 名 (名称)	
	住 所	
管理責任者	氏 名	
	住 所	
構成、形式、 規 模		
建 築 年 代		
創 建 及 び 沿 革		
指 定 理 由		
棟札、墨書 そ の 他 参 考 資 料		

様式第4号(2)(第6条関係)

松 本 市 重 要 文 化 財 (絵画、彫刻、書跡・筆跡等、典籍類、古文書類、工芸、歴史資料)	
名 称	
員 数	
指 定 年 月 日	
所 在 場 所	
所 有 者	氏 名 (名 称)
	住 所
管 理 責 任 者	氏 名
	住 所
種 類	
品 質 及 び 形 状	
寸 法 又 は 重 量	
作 者	
製 作 年 代	
画 賛、奥 書 銘 文 等	
指 定 理 由	
伝 来 そ の 他 参 考 資 料	

様式第4号(3)(第6条関係)

松本市 重要無形文化財(芸能、工芸技術) 重要無形民俗文化財(風俗習慣、民俗芸能)				
名 称				
指 定 年 月 日				
内 容				
由 来				
保 持 者 (保存団体の 代表者)	氏 名		略	
	住 所			
	生年月日		歴	
保 存 団 体 の 構 成 員	氏 名	住 所		
指 定 理 由				
そ の 他 参 考 事 項				

様式第4号(4)(第6条関係)

松 本 市		重要文化財(考古資料) 重要有形民俗文化財
名	称	
員	数	
指 定 年 月 日		
所 在 場 所		
所有者	氏 名 (名 称)	
	住 所	
管理責任者	氏 名	
	住 所	
種	類	
品質及び形状		
寸法又は重量		
指 定 理 由		
銘 記 そ の 他 参 考 事 項		

様式第4号(5)(第6条関係)

		特 別 史 跡 松 本 市 特 別 名 勝 特別天然記念物
名	称	
員	数	
指 定 年 月 日		
所 在 場 所		
所 有 者	氏 名 (名 称)	
	住 所	
管 理 責 任 者	氏 名	
	住 所	
由 緒 、 由 来		
現 状		
指 定 理 由		
そ の 他 参 考 事 項		

様式第4号(6)(第6条関係)

松 本 市 選 定 保 存 技 術				
名 称				
選 定 年 月 日				
内 容				
保 持 者 (保存団体の 代表者)	氏 名		略 歴	
	住 所			
	生年月日			
保 存 団 体 の 構 成 員	氏 名		住 所	
選 定 理 由				
そ の 他 参 考 事 項				

様式第4号(7)(第6条関係)

松本市登録文化財(建造物)	
名 称	
員 数	
登録年月日	
所 在 場 所	
所有者	氏 名 (名称)
	住 所
管理責任者	氏 名
	住 所
構成、形式、規模	
建 築 年 代	
創 建 及 び 沿 革	
登 録 理 由	
棟札、墨書 そ の 他 参 考 資 料	

様式第5号(第7条関係)

松本市指定等文化財管理責任者選任(解任)届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市
の管理責任者を下記のとおり選任(解任)しました。
記

1 文化財の名称及び員数	
2 管理責任者の住所、氏名 又は名称、生年月日及び職業	住 所 氏名(名称) 生年月日 年 月 日 職 業
3 選任(解任)の年月日	年 月 日
4 選任(解任)の理由	
5 その他参考となるべき 事項	

様式第6号(第7条関係)

松本市指定等文化財所有者変更届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市
の所有者を下記のとおり変更しました。

記

1 文化財の名称及び員数	
2 所在の場所(所在の場所 を変更した場合は、変更前 の所在の場所を併記す る。)	
3 旧所有者(旧占有者) の住所、氏名又は名称	住 所 氏名(名称)
4 変 更 の 理 由	
5 変 更 の 年 月 日	年 月 日
6 その他参考となるべき 事項	

(添付書類)

- (1) 指定(登録)書
- (2) 所有権(占有権)の移転を証する書類

様式第7号(第7条関係)

松本市指定等文化財所有者(管理責任者)、
選定保存技術保持者(保存団体)、
氏名(名称、住所)変更届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第

号により指定(登録)された松本市

の所有者(管理責任者)、保持者(保存団体)の氏

名(名称、住所)を下記のとおり変更しました。

記

1 文化財の名称及び員数	
2 所在の場所(所在の場所 を変更した場合は変更前 の所在の場所を併記す る。)	
3 変更前の住所、氏 名又は名称	住 所 氏名(名称)
4 変更前の住所、氏 名又は名称	住所 氏名(名称)
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 その他参考となるべき 事項	

様式第8号(第7条関係)

松本市指定等文化財滅失(き損、亡失、盗難)届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市
を下記のとおり滅失(き損、亡失、盗難)しました。
記

1 文化財の名称及び員数	
2 滅失(き損、亡失、盗難) の事実が生じた日時及び 場所	
3 滅失(き損、亡失、盗難) の 状 況 及 び 原 因	
4 滅失(き損、亡失、盗難) の事実を知った日時及び そ の 後 の 処 置	
5 その他参考となるべき 事項	

(添付書類)

状況を示す写真及び見取図

様式第9号(第7条関係)

松本市指定等文化財所在場所変更届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市
の所在の場所を下記のとおり変更します。(しました。)

記

1 文化財の名称及び員数	
2 変更前の所在の場所	
3 変更後の所在の場所	
4 変更(変更予定)年月日	年 月 日
5 変更の理由	

(添付書類)

- (1) 指定(登録)書
- (2) 変更しようとする場所の位置図

様式第10号(第7条関係)

松本市指定文化財現状変更等許可申請書

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定された松本市

について、下記のとおり現状を変更(保存に影響を及ぼす行為を)したいので許可してください。

記

1 文化財の名称及び員数	
2 現状変更等の内容及び 実 施 の 方 法	
3 現状変更等の着手及び 終了の予定年月日	着 手 年 月 日 終 了 年 月 日
4 その他参考となるべき 事 項	

(添付書類)

- (1) 現状変更等の設計図書、見取図、写真
- (2) 所有者(占有者)の承諾書

様式第11号(第7条関係)

松本市指定文化財現状変更等許可書

指令第 号

住 所

申請者

氏 名

年 月 日申請のあった松本市

の現状変更(保存に影響を及ぼす行為)を許可します。

ただし、次の条件を守ってください。

年 月 日

松本市教育委員会 印

(条件)

様式第12号(第7条関係)

松本市指定等文化財現状変更届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所
氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市

について、下記のとおり現状を変更(保存に影響を及ぼす行為を)します。

記

1 文化財の名称及び員数	
2 現状変更等の内容及び 実 施 の 方 法	
3 現状変更等の着手及び 終了の予定年月日	着 手 年 月 日 終 了 年 月 日
4 その他参考となるべき 事 項	

(添付書類)

現状変更等の設計仕様書、設計図、見取図及び現状変更等に係わる部分のキャビネ
型写真

様式第13号(第7条関係)

松本市指定等文化財修理届

年 月 日

(あて先)松本市教育委員会

住 所

氏 名

年松本市教育委員会告示第 号により指定(登録)された松本市
を下記のとおり修理します。

記

1 文化財の名称及び員数	
2 修理(復旧)を必要とする理由	
3 修理の内容及び方法	
4 修理(復旧)の施行者の住所、氏名又は名称	住 所 氏名(名称)
5 修理(復旧)の着手及び終了の予定年月日	着 手 年 月 日 終 了 年 月 日
6 その他参考となるべき事項	

(添付書類)

設計仕様書、設計図、見取図及び修理(復旧)に係る部分のキャビネ型写真

様式第1号（第2条関係）
様式第2号（第3条関係）
様式第2号の2（第4条関係）
様式第3号（第5条関係）
様式第4号（1）（第6条関係）
様式第4号（2）（第6条関係）
様式第4号（3）（第6条関係）
様式第4号（4）（第6条関係）
様式第4号（5）（第6条関係）
様式第4号（6）（第6条関係）
様式第4号（7）（第6条関係）
様式第5号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）
様式第7号（第7条関係）
様式第8号（第7条関係）
様式第9号（第7条関係）
様式第10号（第7条関係）
様式第11号（第7条関係）
様式第12号（第7条関係）
様式第13号（第7条関係）

○まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱

平成30年6月4日
教育委員会告示第9号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市歴史文化基本構想に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、まつもと文化遺産の認定及び解除、保存活用策の検討等を行うまつもと文化遺産保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関連文化財群 歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えられる複数の文化財をいう。
- (2) まつもと文化遺産 関連文化財群のうち、保存活用に係る具体的な事業計画を有するものとして、教育委員会が認定したものをいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) まつもと文化遺産の認定及び解除に関すること。
- (2) まつもと文化遺産の保存活用策の検討に関すること。
- (3) 松本市歴史文化基本構想の見直しに関すること。
- (4) 関連文化財群の設定及び保存活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第8条 協議会は、関連文化財群の整理を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月4日から施行する。

(松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱の廃止)

2 松本市歴史文化基本構想関連文化財群設定委員会設置要綱（平成28年松本市教育委員会告示第4号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月24日教育委員会告示第11号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

○まつもと文化遺産認定制度実施要綱

平成30年11月8日

教育委員会告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めるため、地域で保存活用されている関連文化財群をまつもと文化遺産として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「関連文化財群」とは、地域に存在する様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき、一定のまとまりを持つものとして捉えることにより、それぞれの文化財が持つ価値を高め、松本市歴史文化基本構想に位置付けられた複数の文化財をいう。

(認定基準)

第3条 教育委員会は、前条の関連文化財群のうち、保存活用団体により保存及び活用されているものを、まつもと文化遺産として認定するものとする。

2 前項の保存活用団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 保存活用団体が行う保存活用事業（以下「事業」という。）が、地域内に広がりを持ち、地域のまちづくりや活性化に寄与するものであると認められること。
- (2) 関連文化財群の保存活用に係る具体的な事業計画（以下「計画」という。）を有すること。
- (3) 担い手の育成や青少年への教育にも配慮するなど、関連文化財群の保存活用について継続性が期待できること。
- (4) 関連文化財群を構成する物件のうち、事業に係る物件の所有者又は管理者から事業実施の同意が得られていること。

(認定申請)

第4条 まつもと文化遺産の認定を受けようとする関連文化財群の保存活用団体（以下「申請者」という。）は、まつもと文化遺産認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要でないとする書類については、添付を省略することができる。

- (1) 計画の概要が分かる書類
- (2) 保存活用団体の概要が分かる書類
- (3) 事業に係る物件の所有者又は管理者の同意書（様式第2号）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該関連文化財群をまつもと文化遺産として認定し、まつもと文化遺産認定書（様式第3

号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うときは、事前にまつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱(平成30年教育委員会告示第9号)に規定するまつもと文化遺産保存活用協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴くものとする。

(認定の取消し)

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定したまつもと文化遺産が第3条の認定基準を満たさなくなったときは、まつもと文化遺産認定取消通知書(様式第4号)により、認定を取り消すことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、事前に協議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第7条 教育委員会は、第5条の規定により認定したまつもと文化遺産に関する情報を市のホームページ等への掲載により公表し、地域の魅力向上・活性化のため、まつもと文化遺産が広く周知されるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年11月8日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）松本市教育委員会

申請者 団体名
所在地
代表者氏名
電 話

まつもと文化遺産認定申請書

まつもと文化遺産認定制度実施要綱第4条の規定により、まつもと文化遺産の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 関連文化財群の名称
- 2 保存活用団体の名称
- 3 保存活用事業の概要
- 4 保存活用事業に係る物件の所有者又は管理者の同意
- 5 その他参考となるべき事項

様式第2号（第4条関係）

同 意 書

年 月 日

（あて先）

住 所

氏 名

電 話

下記の物件を活用した貴団体の事業に同意します。

記

- 1 物件名
- 2 物件の所在地
- 3 物件の所有者
- 4 その他事項

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

松本市教育委員会

まつもと文化遺産認定書

まつもと文化遺産認定制度実施要綱第5条の規定により、下記の関連文化財群をまつもと文化遺産に認定します。

記

1 名称

2 保存活用団体

(1) 団体名

(2) 所在地

(3) 代表者

3 その他

（注意） 認定が取り消されたときは、この認定書を返付してください。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

松本市教育委員会

まつもと文化遺産認定取消通知書

まつもと文化遺産認定制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 保存活用団体
- 3 認定取消の理由
- 4 取消年月日

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

○特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会設置要綱

令和2年5月29日

教育委員会告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（以下「本特別天然記念物」という。）の適切な保存活用を図るため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 本特別天然記念物の保存活用に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 本特別天然記念物の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月29日から施行する。

(特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱（平成27年松本市教育委員会告示第13号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月24日教育委員会告示第12号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

○文化財保護法の規定に基づく土木工事等のための発掘の届出等に関する要綱

令和3年3月25日

教育委員会告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、周知の埋蔵文化財包蔵地に存する埋蔵文化財の保護を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第93条の規定による土木工事等のための発掘に関する届出及び第94条の規定による国の機関等が行う発掘に関する特例に係る通知並びにこれらの届出等に係る松本市教育委員会が行う指示等に関し、法及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(土木工事等のための発掘に関する届出)

第3条 法第93条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則第2条第1項各号に掲げる事項を記載し、土木工事等のための埋蔵文化財発掘に関する届出書（様式第1号）に、同条第2項に規定する書類及び図面を添えて、教育委員会に提出するものとする。

(土木工事等のための発掘に関する指示)

第4条 法第93条第2項の規定による指示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 発掘調査

ア 土木工事等のための発掘により埋蔵文化財が掘削され、又は破壊される場合

イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財には直接至らないが、これによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

ウ 一時的な盛土、道路その他の工作物の設置等の場合で、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるもの

エ 恒久的な盛土、道路その他の工作物の設置等により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 工事立会

ア 前号の規定にかかわらず、対象地域が狭小で発掘調査の実施が困難であると認められる場合

イ 土木工事等のための発掘が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合

(3) 前2号の規定にかかわらず、遺構の状況と工事の内容から発掘調査又は工事立会の必要がないと認められる場合 慎重工事

(4) 前3号における具体的な取扱いの区分は、工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼす度合い及び事業

の種類から、別表のとおりとする。

- 2 法第93条第2項の規定による指示は、届出を行った者に対して書面を交付する方法により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘に関する通知等)

第5条 前2条の規定は、法第94条第1項の規定による国の機関等が行う発掘に関する通知及び同条第4項の規定による国の機関等に対して行う勧告について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条各号列記以外の部分	法第93条第1項の規定による届出	法第94条第1項の規定による通知
	土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書（様式第1号）	土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書（様式第2号）
第4条第1項各号列記以外の部分	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
第4条第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号イ	土木工事等のための発掘	国の機関等が行う発掘
第4条第2項	法第93条第2項の規定による指示	法第94条第4項の規定による勧告
	届出を行った者	国の機関等

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に長野県教育委員会に対して行った法第93条第1項の規定による届出若しくは法第94条第1項の規定による通知又は長野県教育委員会が行った法第93条第2項の規定による指示若しくは法第94条第4項の規定による勧告は、この告示の施行の日において現に土木工事等のための発掘又は国の機関等が行う発掘が完了していないものに限り、それぞれこの告示の相当規定に基づき松本市教育委員会に対して行った届出若しくは通知又は松本市教育委員会が行った指示若しくは勧告とみなす。

別表（第4条関係）

1 埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合	
通常の発掘調査が可能な場合	発掘調査

	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
2	1に該当しないが地下の埋蔵文化財に影響がある場合	
	ア 埋蔵文化財を保護するために設ける土層の厚さが30cm未満の場合	
	通常の見掘調査が可能な場合	発掘調査
	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
	イ 重さ等の地質土壌条件によって影響がある場合	
	通常の見掘調査が可能な場合	発掘調査
	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
3	1又は2に該当しないが、恒久的な工作物の設置、盛土・埋立が行われる場合	
	ア 道路等（鉄道も準じて扱う。）	
	（ア）車道等	
	通常の見掘調査が可能な場合	発掘調査
	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
	（イ）植樹帯、歩道等、高架・橋梁の橋脚を除く部分	
	必要な場合に発掘調査が可能	現地で確認する必要がある場合 工事立会
	必要な場合に発掘調査が不可能	通常の見掘調査が可能な場合 発掘調査
		対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合 工事立会
	（ウ）道路の拡張・改修の場合の既存道路部分、一時的な工事用道路	
	現地で確認する必要がある場合	工事立会
	（エ）道路構造令に準拠していない農道、私道	
	舗装	通常の見掘調査が可能な場合 ※

			現地で確認する必要がある場合	工事立会
		未舗装	現地で確認する必要がある場合	工事立会
イ ダム・河川				
		ダムの堤体及び貯水池、	通常の発掘調査が可能な場合	発掘調査
		河川の堤防敷及び河川敷 内の低水路	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査がで きない場合	工事立会
		ダムの貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水域		※
ウ 恒久的な盛土、埋立（撤去の予定・計画のない場合を「恒久的盛土・埋 立」とする。）				
		(ア) 3メートル以上		
			通常の発掘調査が可能な場合	発掘調査
			対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査ができない場合	工事立会
		(イ) 3メートル未満		
		将来の調査が可能	現地で確認する必要がある場合	工事立会
		将来の調査不可能		発掘調査
		古墳等の埋蔵文化財が地表に顕在している場合		発掘調査
		将来埋蔵文化財に影響を及ぼすような地下埋設物・付帯施設が建設 されていることが明らかで盛土等を実施することによって必要な時 に発掘調査をすることが困難と判断できる場合		発掘調査
エ 建築物				
		撤去の際に影響が及ぶと	通常の発掘調査が可能	発掘調査
		判断できる場合	対象地域が狭小等の要因で通常の発掘調査がで きない場合	工事立会
4	1、2又は3により発掘調査を実施する部分とそうでない部分が著しく交錯 する場合			発掘調査
5	2又は3を除き、既に土木工事等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内で 工事が行われる場合			慎重工事
6	2又は3を除き、隣接地の発掘調査等の成果から、遺跡の保護上、現地で確			工事立会

認する必要がある場合	
------------	--

※ 個別の事業ごとに協議

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）松本市教育委員会

住 所

氏 名

連絡先（電話）

（法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

文化財保護法第93条第1項

1 所 在 地			
2 面 積	m ²		
3 土地所有者	住 所： 氏名等：		
4 遺 跡 の 名 称	(遺跡番号)	員 数	
遺 跡 の 種 類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺 跡 の 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺 跡 の 時 代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工 事 の 目 的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む。) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工 事 の 概 要			
6 工 事 主 体 者	住 所： 氏名等：		
7 施 工 責 任 者	住 所： 氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参 考 事 項			

指 示 事 項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
---------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入 ②指示事項欄は市教育委員会で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）松本市教育委員会

所在地
名 称
代表者の氏名
連絡先（電話）

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

文化財保護法第94条第1項

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	住所： 氏名等：		
4 遺跡の名称	(遺跡番号)	員数	
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・ 電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要			
6 工事主体者	住所： 氏名等：		
7 施工責任者	住所： 氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は届出・通知者が記入 ②指示事項欄は市教育委員会で記入 ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）

○松本市殿村遺跡調査指導委員会設置要綱

平成22年1月22日

教育委員会告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、殿村遺跡の適切な調査、保存方法等について検討するため、松本市殿村遺跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 殿村遺跡の調査方針及び方法の検討に関すること。
- (2) 殿村遺跡に関連する他の文化財等の調査及び方法の検討に関すること。
- (3) 殿村遺跡の学術的な評価等の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の検討が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

この告示は、平成22年1月22日から施行する。

○松本市史跡整備研究専門員設置要綱

平成27年3月31日

教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市の史跡整備と活用を推進するため、専門的な知識に基づいた調査研究に携わる松本市史跡整備研究専門員（以下「研究専門員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 研究専門員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 研究専門員は、次の職務を担当する。

- (1) 史跡の専門的な調査研究に関すること
- (2) 史跡整備に関すること
- (3) 史跡の普及公開に関すること

(定数及び任用)

第4条 研究専門員は1人とし、教育委員会が任命する。

(任用期間)

第5条 研究専門員の任期は、1会計年度の範囲内とする。

(服務)

第6条 研究専門員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

- 2 研究専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 研究専門員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 研究専門員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会の指示に従わなければならない。

(報酬)

第7条 研究専門員に対する報酬は、月額とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教育委員会告示第12号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○史跡弘法山古墳調査委員会設置要綱

令和元年9月19日

教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、史跡弘法山古墳の再整備に向けた適切な調査、保存活用方法等について検討するため、史跡弘法山古墳調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 調査方針及び方法の検討に関すること。
- (2) 調査結果の整理、報告及びその学術的な評価等の検討に関すること。
- (3) 保存、活用方針等の検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月19日から施行する。

○史跡小笠原氏城跡整備委員会設置要綱

令和6年5月23日

教育委員会告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡における保存活用及び整備に関する事項等の検討を行うため、史跡小笠原氏城跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

○国宝松本城天守保存活用計画策定委員会設置要綱

平成25年6月17日

教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、国宝松本城天守の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な保存と活用を図る計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、国宝松本城天守保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

この告示は、平成25年6月17日から施行する。

○史跡松本城保存管理計画策定委員会設置要綱

平成26年12月15日

教育委員会告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、史跡松本城の現状と課題を把握し、将来に向けて良好な状態で後世に引き継いでいくための適切な保存と管理を図る計画（以下「保存管理計画」という。）を策定するため、史跡松本城保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存管理計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、松本城、史跡その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

この告示は、平成26年12月15日から施行する。

○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱

平成29年6月28日

教育委員会告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月28日から施行する。

附 則（令和２年８月２７日教育委員会告示第３７号）

この告示は、令和２年９月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２５日教育委員会告示第７号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

○史跡松本城整備研究会規程

昭和61年3月27日
教育委員会訓令乙第1号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会（以下「研究会」という）を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教育委員会訓令乙第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

○史跡松本城濠浄化対策研究会規程

昭和61年5月22日
教育委員会訓令乙第3号

(設置・目的)

第1条 史跡松本城の濠を浄化することに関し、その施策を調査研究するため、史跡松本城濠浄化対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会の委員は、10名以内とする。

2 委員は、有識者及び市職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(役員)

第4条 研究会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のある場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 研究会は、必要のつど会長が招集する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年5月22日から施行する。

議案第 22 号

松本市立博物館条例施行規則の制定について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、博物館の管理運営に関する規則の制定について、松本市長から教育委員会に協議の依頼がありましたので、協議するものです。

2 協議書

「松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う条例施行規則案に関する協議について」
別紙1のとおり

3 規則案

別紙2のとおり

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） 別紙3のとおり
第33条第3項関係

「地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。」

5 施行期日

令和7年4月1日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松総行第554号
令和7年3月18日

松本市教育委員会
教育長 伊 佐 治 裕 子 様

松本市長 臥 雲 義 尚



松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定に伴う条例施行規則案に関する協議について

標記の件について、教育委員会所管の青少年ホーム及び博物館を市長部局に移管することに伴い、松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和7年松本市議会2月定例会において議決されたことから、青少年ホーム、博物館両施設の条例施行規則を制定します。

つきましては、別添の規則案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、協議するものです。

<担当>

行政管理課総務・行革担当

山崎

内線1216

松本市立博物館条例施行規則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 日

松本市長 臥雲 義尚

松本市立博物館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松本市立博物館条例（平成 2 4 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特別観覧)

第 2 条 条例第 7 条に規定する特別観覧に係る許可を受けようとする者（以下「特別観覧許可等申請者」という。）は、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対して特別観覧に係る許可を決定したときは、特別観覧許可等申請者に対し、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(施設の使用)

第 3 条 条例第 8 条に規定する施設の使用に係る許可を受けようとする者（以下「施設使用申請者」という。）は、別表第 1 に定める区分に応じて同表に定める申請期間内に、松本市立博物館使用（許可・変更・取下）申請書（様式第 3 号）に別表第 2 に掲げる備品・什器等の使用の有無について記載の上、市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の申請に係る許可を決定したときは、施設使用申請者に対し、松本市立博物館使用（許可・変更・取下）許可書兼領収書（様式第 4 号）を交付するものとする。許可を受けた事項の変更又は取消しを決定したときも同様とする。

3 第 2 項の規定にかかわらず、申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に記載すべき事項を、電磁的記録により市長に提出するものとする。

(使用期間)

第 4 条 特別展示室を使用する場合の使用期間は、原則として 1 週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き 2 週間を超える使用については、許可しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 講堂又は交流学習室をギャラリーとして使用する場合の使用期間は、原則として 7 日

間（閉館日を含む。）を上限とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 3 ウィンドーギャラリーを使用する場合の使用期間は、2週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き4週間を超える使用については、許可しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（観覧料等の減免）

第5条 条例第11条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項に定める観覧料等の減免を受けようとする者（以下「観覧料等減免の申請者」という。）は、次の各号に掲げる減免を受けようとする観覧料等の区分に従い、当該各号に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第6条に規定する観覧料、条例第8条に規定する使用料及び条例第8条の2に規定する手数料 松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免申請書（様式第5号）

(2) 条例第7条に規定する特別観覧料 松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）

- 3 市長は、前項の規定による申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、観覧料等減免の申請者に対し、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書（様式第6号）又は松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書（様式第2号）を交付するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、別表第3第1項第1号及び第2号の項に定める対象事由に該当する者のほか、市長が特に認めた者は、当該対象事由を申告することにより、承認を受けるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に記載すべき事項を、電磁的記録により市長に提出するものとする。

（観覧料等の還付）

第6条 条例第12条ただし書に規定する観覧料等の還付（以下「観覧料等の還付」という。）の対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

- 2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、松本市立博物館観覧料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請に対して観覧料等の還付を決定したときは、還付申請者に対し、松本市立博物館観覧料等還付決定書（様式第8号）を交付するものとする。

（博物館資料の貸出し）

第7条 市長は、次に掲げる場合に限り、博物館資料（寄託又は借用を受けたものを除く。）

の貸出しを行うことができる。

(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）の規定に基づく博物館又は博物館と同一の目的を有する国の施設等が行う展示の用に供する場合

(2) 前号に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、松本市立博物館資料貸出申請書（様式第9号）を市長に提出し、松本市立博物館資料貸出許可書（様式第10号）の交付を受けなければならない。

（博物館資料の寄贈）

第8条 市長は、博物館資料の寄贈を受けることができる。

2 博物館資料を寄贈しようとする者は、松本市立博物館資料寄贈申出書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、博物館資料の寄贈を受けたときは、松本市立博物館資料寄贈受入書（様式第12号）を博物館資料を寄贈した者に交付する。

（博物館資料の寄託）

第9条 市長は、博物館資料の寄託を受けることができる。

2 博物館資料を寄託しようとする者は、松本市立博物館資料寄託申出書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、博物館資料の寄託を受けたときは、松本市立博物館資料寄託受入書（様式第14号。以下「寄託受入書」という。）を博物館資料を寄託した者（以下「寄託者」という。）に交付する。

4 市長は、寄託者から寄託を受けた博物館資料（以下「寄託資料」という。）については、博物館で所蔵する資料と同様の取扱いをするものとする。

5 市長は、寄託者の承認を受けたときに限り、寄託資料の貸出しを行うことができる。

6 市長は、寄託資料が災害等の不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、損害賠償の責めを負わないものとする。

7 寄託者は、寄託資料の返還を受けようとするときは、松本市立博物館寄託資料返還申出書（様式第15号）に第3項の寄託受入書を添付して提出しなければならない。

8 市長は、寄託資料を寄託者に返還するときは、松本市立博物館寄託資料返還決定書（様式第16号）を交付する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、松本市立博物館条例施行規則を廃止する規則（令和7年教育委員会規則第 号）による廃止前の松本市立博物館条例施行規則（平成24年松本市教育委員会規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第3条関係）

使用施設	申請期間
特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室（ギャラリーとして使用する場合に限る。）	使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3月前から1月前まで
上記以外の施設	使用日の2月前から3日前まで

別表第2（第3条関係）

使用施設	備品・什器等
講堂	音響・視聴覚機器
会議室1及び会議室2	プロジェクター及び携帯スクリーン
全施設共通	展示パネル、持込み電気機器

別表第3（第5条関係）

区分	対象事由	減免額
1 条例第6条第1項に規定する観覧料	(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）及びその介助者1人	全額免除
	(2) 市が発行した博物館の招待券を所持する者	招待券に記載の額
	(3) 市又は博物館の主催、共催又は後援する事業により観覧をする者	市長が必要と認めた額
	(4) 市及びその関連団体が行う事業で公益性が認められる事業により観覧する者	市長が必要と認めた額
	(5) 学校における教育活動又は保育所等における保育活動の一環として観覧を行う児童、生徒等及びその引率を行う職員	市長が必要と認めた額
	(6) その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
2 条例第6	(1) 障害者及びその介助者1人	全額免除

条第3項に規定する観覧料	(2) その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
3 特別観覧料	市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
4 使用料	(1) 市の主催事業に使用するとき。	全額免除
	(2) 国、県及び他の地方公共団体が市と共同して使用するとき。	全額免除
	(3) 市内の学校等が使用するとき。ただし、特別展示室を使用するときを除く。	全額免除
	(4) 市の共催事業に使用するとき。	100分の50を乗じた額
	(5) 社会教育関係団体が使用するとき。	100分の50を乗じた額
	(6) 市内に事業所を置く企業等が、自社の製品の販売促進等を目的とせず、その産業や技術、技能等を紹介し、もって社会教育の一助となる活動をするとき。	100分の50を乗じた額
	(7) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
5 手数料	市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額

別表第4（第6条関係）

区分	対象事由	還付額
1 観覧料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
2 特別観覧料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
3 使用料	(1) 使用者の責でない理由により、使用することができなくなったとき。	全額免除
	(2) 使用する日以前20日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	全額免除
	(3) 使用する日以前10日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	100分の50を乗じた金額
	(4) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
4 手数料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免） 申請書

（太枠線内のみ記入してください。）

受付印

係	係長	課長

(宛先) 松本市長	申請者	住 所	
		団体名	
		氏 名	
		電 話	
		E-mail	

次のとおり、松本市立博物館等の特別観覧の許可又は特別観覧料の減免を申請します。

施設名					
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
目的					

※ 区分については、デジタルデータ（学術研究用）・デジタルデータ（その他）・撮影（学術研究用）・撮影（その他）・原板使用（学術研究用）・原板使用（その他）・熟覧のいずれかを記入してください。

資料名	点 数	備 考	区 分

博物館 処理欄	年 月 日				
	上記について、松本市立博物館条例の規定により、特別観覧に関する許可を、下記のとおり決定してよろしいでしょうか。				
	区 分	数 量	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	デジタルデータ（学術研究用）				
	デジタルデータ（その他）				
	撮影（学術研究用）				
	撮影（その他）				
	原板使用（学術研究用）				
	原板使用（その他）				
	熟覧				
	合 計				
許可条件 松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 本件の目的以外に利用する場合は、再度申請をし、許可を得ること。					

様式第2号（第2条、第5条関係）

松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書

松本市長 印	年 月 日	許可番号			
	申請者	住 所			
		団体名			
		氏 名			
		電 話			
		E-mail			
次のとおり、博物館資料等の特別観覧の許可又は特別観覧料の減免を決定します。					
施設名					
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
目的					
※ 区分については、デジタルデータ（学術研究用）・デジタルデータ（その他）・撮影（学術研究用）・撮影（その他）・原板使用（学術研究用）・原板使用（その他）・熟覧のいずれかを記入のこと。					
資料名		点 数	備 考		区 分
特別 観 覧 料	区 分	数 量	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	デジタルデータ（学術研究用）				
	デジタルデータ（その他）				
	撮影（学術研究用）				
	撮影（その他）				
	原板使用（学術研究用）				
	原板使用（その他）				
	熟覧				
	合 計				
許可 条 件	松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 本件の目的以外に利用する場合は、再度申請をし、許可を得ること。			領収印	

様式第3号（第3条関係）

松本市立博物館施設等使用（許可・変更・取下）申請書

（上記（ ）内の該当するものに○印を付け、下記太線内を記入してください。）

					受付印	
係	係長	課長				
年 月 日 (宛先) 松本市長 次のとおり、松本市立博物館の施設等の使用等の申請をします。			申請者	住 所		
				団体名		
				氏 名		
				電 話		
				E-mail		
施設名						
使用日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分
目的						
使用施設名称			用 途		区 分	
※ 区分欄には午前、午後、夜間、午前・午後、午後・夜間、全日（ウィンドーギャラリーの場合2週間）の別を記入すること。						
使用備品・什器等			点 数	備 考		区 分
※ 使用備品・什器等欄には松本市立博物館条例施行規則を参照し、特別に貸出が必要な備品・什器等を点数とともに記載すること。区分欄は備品・什器等を使用する時間区分の別を記入すること。						
※ なお、通信設備の利用に際しては、他の来館者と共有するものであることに注意すること。						
博物館 処理欄	年 月 日					
	上記について、松本市立博物館条例の規定により、施設等使用に関する許可を、下記のとおり決定してよろしいでしょうか。					
	使用施設・備品・什器等		区分	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	施設（ ）					
	施設（ ）					
	合 計					
許可条件 松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 施設と備品等の使用期間が異なる場合、許可時間内に備品等を返却すること。						

様式第4号（第3条関係）

松本市立博物館施設等使用（許可・変更・取下）許可書兼領収書

年 月 日		許可番号			
松本市長 次のとおり、松本市立博物館の施設等の使用等について、 下記のとおり決定します。		申請者	住 所		
			団体名		
			氏 名		
			電 話		
			E-mail		
施設名					
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
目的					
使用施設名称			用 途		区 分
使用備品・什器等			点 数	備 考	区 分
施設等 使用料	使用施設・備品・什器等	区分	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	施設（ ）				
	施設（ ）				
	合 計				
許可条件	松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 施設と備品・什器等の使用期間が異なる場合、許可時間内に備品・什器等を返却すること。 通信設備の利用に際しては、他の来館者の利用に配慮し、高容量の使用を控えること。			領収印	

様式第 5 号（第 5 条関係）

松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免申請書

(太枠線内のみ記入してください。)					受付印	
係	係長	課長				
年 月 日 (宛先) 松本市長		申請者	住 所			
			団体名			
			氏 名			
			電 話			
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料の減免を申請します。						
施設名						
日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	
観覧人員	一般			人		
	大学生等			人		
	高校生等			人		
	中学生以下			人		
	計			人		
使用施設						
手数料						
理由						
博物館処理欄	上記について、松本市立博物館条例第 1 1 条の規定により、下記のとおり観覧料・使用料・手数料を減免してよろしいでしょうか。					
	年 月 日					
	観覧料・使用料・手数料計 ①	減免額 ②	差引額 ①－②		備考	
	円	円	円			

松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書

年 月 日 松本市長 印			許可番号						
			申請者	住 所					
				団体名					
				氏 名					
				電 話					
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料の減免をします。									
施設名									
日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分まで			
観覧 人員	一般			人					
	大学生等			人					
	高校生等			人					
	中学生以下			人					
	計			人					
使用施設									
手数料									
理 由									
観覧料・使用料 ・手数料計 ①		減免・還付額 ②		差引額 ①－②		備考			
円		円		円					

松本市立博物館観覧料等還付申請書

(太枠線内のみ記入してください。)

受付印

係	係長	課長					
年 月 日		申請者	住 所				
(宛先)			団体名				
			氏 名				
松本市長			電 話				
次のとおり、松本市立博物館観覧料等の還付を申請します。							
観覧等日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分	まで
観覧料等詳細							
納付日	年 月 日		納付金額		円		
			還付申請額		円		
還付申請理由							
博物館処理欄	上記について、松本市立博物館条例第 1 2 条ただし書の規定により、下記のとおり観覧料等を還付してよろしいでしょうか。						
	年 月 日						
	還付決定内容		還付額		備考		
	☐ 条例第12条本文の規定により還付しません。		円				
	☐ 規則第 6 条第 1 項の規定を適用します。 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 既納観覧料等の全額 ☐ 既納観覧料等の50/100						

松本市立博物館観覧料等還付決定書

				許可番号			
年 月 日 松本市長 印		申請者	住 所				
			団体名				
			氏 名				
			電 話				
次のとおり、松本市立博物館観覧料等を還付します。							
観覧等日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで		
観覧料等詳細							
納付日	年 月 日		納付金額	円			
			還付申請額	円			
還付申請理由							
還付決定内容	還付決定内容		還付決定額			備考	
	☐ 条例第12条本文の規定により還付しません。 ☐ 規則第6条第1項の規定を適用します。 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 既納観覧料等の全額 ☐ 既納観覧料等の50/100		円				

			受付印	
様式第 9 号(第 7 条関係)				
係	係長	課長	松本市立博物館資料貸出申請書	
年 月 日		申請者	住所	
(宛先)松本市長			団体名	
次のとおり、松本市立博物館の博物館資料の貸出を申請します。			氏名	
			電話	() —
施設名				
申請理由				
貸出資料	資料名		点数	備考
目的				
使用場所				
期間		年 月 日から 年 月 日まで		
輸送方法				
担当責任者				
備考				

様式第 1 0 号(第 7 条関係)

松本市立博物館資料貸出許可書			
		年 月 日	
様		松本市長 印	
次のとおり博物館資料の貸出を許可します。			
施設名			
申請理由			
貸出資料	資料名	点数	備考
目的			
使用場所			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
輸送方法			
担当責任者			
備考			

受付印

様式第 11 号(第 8 条関係)

松本市立博物館資料寄贈申出書

[illegible]

様式第 1 2 号(第 8 条関係)

松本市立博物館資料寄贈受入書				
		年	月	日
様				
		松本市長		印
年		月	日	付け
		で申出のありました資料の寄贈		
を受け入れました。				
施設名				
番号	資料名	点数	備考	
寄贈資料は博物館法第 条 で規定する として活用いたします。				

受付印

係	係長	課長

年 月 日

申請者

電話

() —

期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
----	-------------------

備考

[illegible]

様式第 1 4 号(第 9 条関係)

松本市立博物館資料寄託受入書			
		年 月 日	
様		松本市長 印	
年 月 日付け		で申出のありました資料の寄託	
を受け入れました。			
施設名			
期間		年 月 日から 年 月 日まで	
番号	資料名	点数	寸法
1 寄託された博物館資料の返還は、この証書と引換えに行います。			
2 この預証書を亡失し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。			

様式第15号(第9条関係)

松本市立博物館寄託資料返還申出書

[illegible]

様式第16号(第9条関係)

松本市立博物館寄託資料返還決定書

年 月 日

様

松本市長 印

次のとおり寄託された資料を返還します。

[illegible]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜粋）

（昭和三十一年法律第百六十二号）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

（学校等の管理）

第三十三条 第1項及び第2項（略）

- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

教育委員会資料
7. 3. 21
博 物 館

議案第 23 号

松本市立博物館条例施行規則等の廃止について

1 趣旨

令和6年度行政改革における組織体制の見直しに伴い、博物館が市長部局に移管されるため、博物館所管の教育委員会規則等を廃止することについて協議するものです。

2 廃止する規則等

- (1) 松本市立博物館条例施行規則(平成24年教育委員会規則第9号)
- (2) 松本市博物館協議会規則(平成24年教育委員会規則第5号)
- (3) 松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱(平成12年教育委員会告示第27号)
- (4) 窪田空穂記念館運営委員会設置要綱(平成6年教育委員会訓令乙第2号)

3 施行期日

令和7年4月1日

担当	博物館
館長	加藤 孝
電話	32-0133

○松本市立博物館条例施行規則

平成24年4月1日

教育委員会規則第9号

松本市立博物館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、松本市立博物館条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（特別観覧）

第2条 条例第7条に規定する特別観覧に係る許可を受けようとする者（以下「特別観覧許可等申請者」という。）は、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請に対して特別観覧に係る許可を決定したときは、特別観覧許可等申請者に対し、松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）決定書（様式第2号）を交付するものとする。

（施設の使用）

第3条 条例第8条に規定する施設の使用に係る許可を受けようとする者（以下「施設使用申請者」という。）は、別表第1に定める区分に応じて定められた申請期間内に、松本市立博物館使用（許可・変更・取下）申請書（様式第3号）に別表第2に掲げる備品・什器等の使用の有無について記載の上、教育委員会に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の申請に係る許可を決定したときは、施設使用申請者に対し、松本市立博物館使用（許可・変更・取下）許可書兼領収書（様式第4号）を交付するものとする。許可を受けた事項の変更又は取消しを決定したときも同様とする。

3 申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に掲げる情報を、電磁的記録により教育委員会に提出するものとする。

（使用期間）

第4条 特別展示室を使用する場合の使用期間は、原則として1週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き2週間を超える使用については、許可しない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

2 講堂又は交流学習室をギャラリーとして使用する場合の使用期間は、原則として7日間（閉館日を含む。）を上限とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

3 ウィンドーギャラリーを使用する場合の使用期間は、2週間（閉館日を含む。）を単位とし、同一人の引き続き4週間を超える使用については、許可しない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

（観覧料等の減免）

第5条 条例第11条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定める観覧料等の減免を受けようとする者（以下「観覧料等減免の申請者」という。）は、次の各号に掲げる減免を受けようとする観覧料等の区分に従い、当該各号に掲げる申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（1）条例第6条に規定する観覧料、条例第8条に規定する使用料及び条例第8条の2に規定する手数料 松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免申請書（様式第5号）

（2）条例第7条に規定する特別観覧料 松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）

3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、観覧料等減免の申請者に対し、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書（様式第6号）又は松本市立博物館特別観覧許可等決定書（様式第2号）を交付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第3第1項第1号及び第2号に定める対象事由に該当する者のほか、教育委員会が特に認めた者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

5 申請者が、教育委員会が指定するウェブサイトを利用する方法で申請を行うときは、申請書に掲げる情報を、電磁的記録により教育委員会に提出するものとする。

（観覧料等の還付）

第6条 条例第12条ただし書に規定する観覧料等の還付（以下「観覧料等の還付」という。）の対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

2 観覧料等の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、松本市立博物館観覧料等還付申請書（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請に対して観覧料等の還付を決定したときは、還付申請者に対し松本市立博物館観覧料等還付決定書（様式第8号）を交付するものとする。

（博物館資料の貸出し）

第7条 教育委員会は、次に掲げる場合に限り、博物館資料（寄託又は借用を受けたものを除く。）の貸出しを行うことができる。

（1）博物館法（昭和26年法律第285号）の規定に基づく博物館又は博物館と同一の目的を有する国の施設等が行う展示の用に供する場合

（2）前号に規定する場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合

2 前項の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、松本市立博物館資料貸出申請書（様式第9号）を教育委員会に提出し、松本市立博物館資料貸出許可書（様式第10号）の交付を受けなければならない。

（博物館資料の寄贈）

第8条 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けることができる。

2 博物館資料を寄贈しようとする者は、松本市立博物館資料寄贈申出書（様式第11号）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、博物館資料の寄贈を受けたときは、松本市立博物館資料寄贈受入書（様式第12号）を博物館資料を寄贈した者に交付する。

（博物館資料の寄託）

第9条 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けることができる。

2 博物館資料を寄託しようとする者は、松本市立博物館資料寄託申出書（様式第13号）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、博物館資料の寄託を受けたときは、松本市立博物館資料寄託受入書（様式第14号。以下「寄託受入書」という。）を博物館資料を寄託した者（以下「寄託者」という。）に交付する。

4 教育委員会は、寄託者から寄託を受けた博物館資料（以下「寄託資料」という。）については、博物館で所蔵する資料と同様の取扱いをするものとする。

5 教育委員会は、寄託者の承認を受けたときに限り、寄託資料の貸出しを行うことができる。

6 教育委員会は、寄託資料が災害等の不可抗力により損傷し、又は滅失したときは、損害賠償の責めを負わないものとする。

7 寄託者は、寄託資料の返還を受けようとするときは、松本市立博物館寄託資料返還申出書（様式第15号）に第3項の寄託受入書を添付して提出しなければならない。

8 教育委員会は、寄託資料を寄託者に返還するときは、松本市立博物館寄託資料返還決定書（様式第16号）を交付する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則等の廃止）

2 重要文化財旧開智学校校舎条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第2号）、松本民芸館条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第3号）、松本市はかり資料館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第12号）、松本市旧司祭館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第15号）、窪田空穂記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第10号）、旧制高等学校記念館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第11号）、重要文化財馬場家住宅条例施行規則（平成9年教育委員会規則第13号）、松本市歴史の里条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）、松本市時計博物館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第12号）、松本市四賀化石館条例施行規則（平

成 17 年教育委員会規則第 14 号)、松本市安曇資料館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 15 号)及び松本市山と自然博物館条例施行規則(平成 19 年教育委員会規則第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日教育委員会規則第 15 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則(令和 5 年 9 月 19 日教育委員会規則第 20 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市立博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市立博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則(令和 6 年 10 月 24 日教育委員会規則第 17 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 11 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市立博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市立博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。

別表第 1 (第 3 条関係)

使用施設	申請期間
特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室(ギャラリーとして使用する場合には限る。)	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の 3 月前から 1 月前まで
上記以外の施設	使用日の 2 月前から 3 日前まで

別表第 2 (第 3 条関係)

使用施設	備品・什器等
講堂	音響・視聴覚機器
会議室 1 及び会議室 2	プロジェクター及び携帯スクリーン
全施設共通	展示パネル、持込み電気機器

別表第 3 (第 5 条関係)

区分	対象事由	減免額
1 条例第6条第1項に規定する観覧料	(1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）及びその介助者1人	全額免除
	(2) 市又は教育委員会が発行した博物館の招待券を所持する者	招待券に記載の額
	(3) 市、教育委員会又は博物館の主催、共催又は後援する事業により観覧をする者	市長が必要と認めた額
	(4) 市及びその関連団体が行う事業で公益性が認められる事業により観覧するもの	市長が必要と認めた額
	(5) 学校における教育活動又は保育所等における保育活動の一環として観覧を行う児童、生徒等及び引率を行う職員	市長が必要と認めた額
	(6) その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
2 条例第6条第2項に規定する観覧料	(1) 障害者及びその介助者1人	全額免除
	(2) その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
3 特別観覧料	市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額
4 使用料	(1) 市の主催事業に使用するとき。	全額免除
	(2) 国、県及び他の地方公共団体が市と共同して使用するとき。	全額免除
	(3) 市内の学校等が使用するとき。ただし、特別展示室を使用するときを除く。	全額免除
	(4) 市の共催事業に使用するとき。	100分の50を乗じた額
	(5) 社会教育関係団体が使用するとき。	100分の50を乗じた額
	(6) 市内に事業所を置く企業等が、自社の製品の販売促進等を目的とせず、その産業や技術、技能等を紹介し、もって社会教育の一助となる活動をするとき。	100分の50を乗じた額
	(7) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
5 手数料	市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額

別表第4（第6条関係）

区分	対象事由	還付額
----	------	-----

1 観覧料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
2 特別観覧料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
3 使用料	(1) 使用者の責でない理由により、使用することができなくなったとき。	全額免除
	(2) 使用する日以前20日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	全額免除
	(3) 使用する日以前10日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	100分の50を乗じた金額
	(4) その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額
4 手数料	市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

様式第1号(第2条、第5条関係)

松本市立博物館特別観覧許可(特別観覧料減免)申請書
(太枠線内のみ記入してください。)

					受付印	
係		係長		課長		
(宛先) 松本市教育委員会		申請者	住 所			
			団体名			
			氏 名			
			電 話			
			E-mail			
次のとおり、松本市立博物館等の特別観覧の許可又は特別観覧料の減免を申請します。						
施設名						
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	
目的						
※ 区分については、デジタルデータ(学術研究用)・デジタルデータ(その他)・撮影(学術研究用)・撮影(その他)・原板使用(学術研究用)・原板使用(その他)・熟覧のいずれかを記入してください。						
資料名		点 数	備 考		区 分	
博物館処理欄	年 月 日 上記について、松本市立博物館条例の規定により、特別観覧に関する許可を、下記のとおり決定してよろしいでしょうか。					
	区 分	数 量	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②	
	デジタルデータ(学術研究用)					
	デジタルデータ(その他)					
	撮影(学術研究用)					
	撮影(その他)					
	原板使用(学術研究用)					
	原板使用(その他)					
	熟覧					
	合 計					
許可条件 松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 本件の目的以外に利用する場合は、再度申請をし、許可を得ること。						

様式第2号(第2条、第5条関係)

松本市立博物館特別観覧許可(特別観覧料減免)決定書

年 月 日		許可番号			
松本市教育委員会 印	申請者	住 所			
		団体名			
		氏 名			
		電 話			
		E-mail			
次のとおり、博物館資料等の特別観覧の許可又は特別観覧料の減免を決定します。					
施設名					
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
目的					
※ 区分については、デジタルデータ(学術研究用)・デジタルデータ(その他)・撮影(学術研究用)・撮影(その他)・原板使用(学術研究用)・原板使用(その他)・熟覧のいずれかを記入のこと。					
資料名		点 数	備 考		区 分
特別 観覧料	区 分	数 量	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	デジタルデータ(学術研究用)				
	デジタルデータ(その他)				
	撮影(学術研究用)				
	撮影(その他)				
	原板使用(学術研究用)				
	原板使用(その他)				
	熟覧				
合 計					
許可 条件	松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 本件の目的以外に利用する場合は、再度申請をし、許可を得ること。			領収印	

様式第3号(第3条関係)

松本市立博物館施設等使用(許可・変更・取下)申請書

(上記()内の該当するものに○印を付け、下記太線内を記入してください。)

						受付印		
係		係長		課長				
年 月 日 (宛先) 松本市教育委員会 次のとおり、松本市立博物館 の施設等の使用料等の申請をし ます。			申請者	住 所				
				団体名				
				氏 名				
				電 話				
				E-mail				
施設名								
使用日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分	まで	
目的								
使用施設名称				用 途		区 分		
※ 区分欄には午前、午後、夜間、午前・午後、午後・夜間、全日(ウィンドーギャラリーの場合2週間)の別を記入すること。								
使用備品・什器等				点 数	備 考		区 分	
※ 使用備品・什器等欄には松本市立博物館条例施行規則を参照し、特別に貸出が必要な備品・什器等を点数とともに記載すること。区分欄は備品・什器等を使用する時間区分の別を記入すること。								
※ なお、通信設備の利用に際しては、他の来館者と共有するものであることに注意すること。								
博物館 処理 欄	年 月 日 上記について、松本市立博物館条例の規定により、施設等使用に関する許可を、下記のとおり決定してよろしいでしょうか。							
	使用施設・備品・什器等			区分	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②	
	施設()							
	施設()							
	合 計							
許可条件 松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他博物館の指示に従うこと。 施設と備品等の使用期間が異なる場合、許可時間内に備品等を返却すること。								

様式第4号(第3条関係)

松本市立博物館施設等使用(許可・変更・取下)許可書兼領収書

年 月 日		許可番号			
松本市教育委員会 次のとおり、松本市立博物館 の施設等の使用料等について、 下記のとおり決定します。		申請者	住 所		
			団体名		
			氏 名		
			電 話		
			E-mail		
施設名					
観覧日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
目的					
使用施設名称		用 途		区 分	
使用備品・什器等		点 数	備 考	区 分	
施設等 使用料	使用施設・備品・什器等	区分	料金小計 ①	減免・還付額 ②	差引額 ①－②
	施設()				
	施設()				
	合 計				
許可 条件	松本市立博物館条例及び同施行規則を遵守し、その他 博物館の指示に従うこと。 施設と備品・什器等の使用期間が異なる場合、許可時 間内に備品・什器等を返却すること。 通信設備の利用に際しては、他の来館者の利用に配慮 し、高容量の使用を控えること。			領収印	

様式第5号(第5条関係)

松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免申請書

(太枠線内のみ記入してください。)

			受付印			
係	係長	課長				
年 月 日 (宛先) 松本市教育委員会		申請者	住 所			
			団体名			
			氏 名			
			電 話			
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料の減免を申請します。						
施設名						
日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分まで
観覧人員	大人			人		
	大学生等			人		
	高校生等			人		
	中学生以下			人		
	計			人		
使用施設						
手数料						
理由						
博物館処理欄	上記について、松本市立博物館条例第11条の規定により、下記のとおり観覧料・使用料・手数料を減免してよろしいでしょうか。					
	年 月 日					
	観覧料・使用料・ 手数料計 ①	減免額 ②	差引額 ①－②	備考		
	円	円	円			

様式第6号(第5条関係)

松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書

年 月 日			許可番号			
松本市教育委員会 印			申請者	住 所		
				団体名		
				氏 名		
				電 話		
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料の減免をします。						
施設名						
日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	
観覧人員	大人			人		
	大学生等			人		
	高校生等			人		
	中学生以下			人		
	計			人		
使用施設						
手数料						
理由						
観覧料・使用料・ 手数料計 ①		減免・還付額 ②		差引額 ①－②		備考
円		円		円		

様式第7号(第6条関係)

松本市立博物館観覧料等還付申請書

(太枠線内のみ記入してください。)

			受付印			
係	係長	課長				
年 月 日 (宛先)		申請者	住 所			
松本市教育委員会			団体名			
			氏 名			
			電 話			
次のとおり、松本市立博物館観覧料等の還付を申請します。						
観覧等日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	
観覧料等詳細						
納付日	年 月 日	納付金額		円		
		還付申請額		円		
還付申請理由						
博物館処理欄	上記について、松本市立博物館条例第12条ただし書の規定により、下記のとおり観覧料等を還付してよろしいでしょうか。					
	年 月 日					
	還付決定内容		還付額		備考	
	☐ 条例第12条本文の規定により還付しません。		円			
	☐ 規則第6条第1項の規定を適用します。 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 既納観覧料等の全額 ☐ 既納観覧料等の50/100					

様式第8号(第6条関係)

松本市立博物館観覧料等還付決定書

			許可番号		
年 月 日 松本市教育委員会 印	申請者	住 所			
		団体名			
		氏 名			
		電 話			
次のとおり、松本市立博物館観覧料等を還付します。					
観覧等日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
観覧料等詳細					
納付日	年 月 日	納付金額		円	
		還付申請額		円	
還付申請理由					
還付決定内容	還付決定内容		還付決定額		備考
	☐ 条例第12条本文の規定により 還付しません。 ☐ 規則第6条第1項の規定を適用 します。 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 既納観覧料等の全額 ☐ 既納観覧料等の50/100		円		

様式第9号(第7条関係)					受付印	
係	係長	課長				
			松本市立博物館資料貸出申請書			
年 月 日			申 請 者	住所		
(宛先)松本市教育委員会				団体名		
次のとおり、松本市立博物館の博物館資料の貸出を申請します。				氏名		
				電話	() —	
施設名						
申請理由						
貸出資料	資料名		点数	備考		
目的						
使用場所						
期間		年 月 日から 年 月 日まで				
輸送方法						
担当責任者						
備考						

様式第10号(第7条関係)

松本市立博物館資料貸出許可書 年 月 日 様 松本市教育委員会 印 次のとおり博物館資料の貸出を許可します。			
施設名			
申請理由			
貸出資料	資料名	点数	備考
目的			
使用場所			
期間	年 月 日から 年 月 日まで		
輸送方法			
担当責任者			
備考			

様式第11号(第8条関係)

松本市立博物館資料寄贈申出書

受付印

年 月 日		申請者	住所		
(宛先)松本市教育委員会			団体名		
次のとおり、松本市立博物館へ資料の寄贈を申出します。			氏名		
			電話	() —	
施設名					
番号	資料名		点数	備考	

様式第12号(第8条関係)

松本市立博物館資料寄贈受入書			
年 月 日			
様			
松本市教育委員会 印			
年 月 日付け で申出のありました資料の寄贈を受け入れました。			
施設名			
番号	資料名	点数	備考
寄贈資料は、博物館法第 条 で規定する として活用いたします。			

様式第13号(第9条関係)					受付印	
係	係長	課長				
			松本市立博物館資料寄託申出書			
年 月 日			申 請 者	住所		
(宛先)松本市教育委員会				団体名		
次のとおり、松本市立博物館へ資料の寄託を申し出ます。				氏名		
				電話	() —	
施設名						
期間		年 月 日から 年 月 日まで				
番号	資料名			点数	備考	

松本市立博物館資料寄託受入書

年 月 日

様

松本市教育委員会 印

年 月 日付け
で申出のありました資料の寄託を受け入れました。

施設名			
期間	年 月 日から	年 月 日まで	
番号	資料名	点数	寸法

1

寄託された博物館資料の返還は、この証書と引換えに行います。

2

この預証書を亡失し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。

様式第15号(第9条関係)

松本市立博物館寄託資料返還申出書

				受付印	
係	係長	課長			
年 月 日			申 請 者	住所	
(宛先)松本市教育委員会				団体名	
次のとおり、松本市立博物館へ寄託した資料の返還を申し出ます。				氏名	
				電話	() —
施設名					
番号	資料名			点数	備考

様式第16号(第9条関係)

松本市立博物館寄託資料返還決定書

年 月 日

様

松本市教育委員会 印

次のとおり寄託された資料を返還します。

施設名			
番号	資料	点数	備考

様式第1号（第2条、第5条関係）

様式第2号（第2条、第5条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第7条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第8条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第9条関係）

様式第15号（第9条関係）

様式第16号（第9条関係）

○松本市博物館協議会規則

平成24年3月30日

教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、松本市立博物館条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定による松本市博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(職務)

第3条 協議会は、博物館の運営に関して、松本市立博物館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、本館及び分館で行う事業の実施について調査審議する。

2 協議会は、博物館が開催する展示及び学習活動について、館長に対して意見を述べることができる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は、会長が務める。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(指導助言者)

第5条 協議会は、必要に応じ、指導助言者を若干名置くことができる。

2 指導助言者は、協議会が第3条の規定による諮問に応ずるための調査研究に対して指導助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関及び登録博物館の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

4 指導助言者の任期は、委嘱の日から当該諮問に応ずる日までの期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱

平成12年7月24日
教育委員会告示第27号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における博物館資料等を取得しようとするときの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「取得」とは、博物館資料等（松本市美術館美術資料等収集要綱（平成9年松本市教育委員会告示第15号）に基づき収集する資料を除く。以下同じ。）を購入することをいう。

(取得の基準)

第3条 取得しようとする博物館資料等の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は都道府県の文化財保護関係法令に基づく指定品及びその複製品等
- (2) 文化の変遷を知る上で、特に必要と認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が認めたもの

(取得する種類)

第4条 取得しようとする博物館資料等の種類は、おおむね次に掲げる範囲とする。

- (1) 考古資料、歴史資料、民俗資料、文献資料等の人文科学系資料及び自然界に関する資料、科学技術に関する資料等の自然科学系資料
- (2) 前号に規定する作品に関する補助資料

(博物館資料等取得審査会)

第5条 教育委員会は、次に掲げる博物館資料等を取得しようとするときは、博物館資料等取得審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その意見を求めるものとする。

- (1) 1件50万円を超える博物館資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認めたとき。

(審査会審査事項)

第6条 審査会は、取得しようとする博物館資料等について、その調査資料に基づき評価及び査定を行う。

(審査会の構成)

第7条 審査会は、会長及び審査員をもって構成する。

- 2 会長は教育長をもってこれにあて、審査員は教育次長、教育政策課長、文化財課長、博物館長及び教育委員会が指定する学芸員をもってこれにあてる。

(博物館資料等取得専門委員会)

第8条 教育委員会は、審査会の求めに応じ、博物館資料等の真偽の鑑定、学問的評価、価格の査定等

について調査研究する博物館資料等取得専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置するものとする。

（専門委員会の構成）

第9条 専門委員会は、次に掲げる要件を満たす者のうち、2人以上をもって構成し、専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、教育委員会が委嘱する。

- （1）人格が高潔であり、かつ、公正な判断ができる者
- （2）審査する博物館資料等について、学識経験を有する者
- （3）審査する博物館資料等について、利害関係を有しない者

2 専門委員会は、その都度専門委員の互選により議長を定める。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年7月24日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教育委員会告示第9号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日教育委員会告示第22号）

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教育委員会告示第4号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会告示第9号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日教育委員会告示第16号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

○窪田空穂記念館運営委員会設置要綱

平成6年9月30日

教育委員会訓令乙第2号

改正 平成12年9月14日教育委員会訓令乙第2号

平成26年9月30日教育委員会訓令乙第2号

(目的)

第1条 この要綱は、窪田空穂記念館の事業を効果的に実施するため、窪田空穂記念館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、窪田空穂記念館（以下「記念館」という。）の次の各号に掲げる事項に関し、意見又は提言を行うものとする。

- (1) 資料の収集に関する事。
- (2) 資料の整理及び保存に関する事。
- (3) 資料の展示に関する事。
- (4) 前第3号に掲げるもののほか、記念館の運営に関し、教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 歌壇関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地元関係者
- (4) 記念館創立協力者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会に必要に応じ、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会博物館が行う。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年9月30日から施行する。

附 則（平成12年9月14日教育委員会訓令乙第2号）

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日教育委員会訓令乙第2号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

議案第 24 号

松本市立小学校、中学校及び幼稚園職員等の
勤務時間等に関する規程の一部改正について

1 趣旨

令和7年度から県費教職員がフレックスタイム制を導入することにより、管理監督権限を有する市教育委員会において制度の整備が必要となるため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 地方公務員法の改正に伴い、引用条項を変更する。
- (2) 週休日及び勤務時間において、第3項の規定によるものを除くを追加する。
- (3) 学校職員のうちの「県費職員」について

ア 週休日のほかに、勤務時間を割り振らない日を設ける。

イ 勤務時間を定めることが公務の運営に支障がない場合において、単位時間ごとに規定する勤務時間となるように、規程による週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設け勤務時間を別に定める。

ウ 育児短時間勤務職員等である場合は、勤務等の内容に従い勤務時間を定める。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846

松本市立小学校、中学校及び幼稚園職員等の勤務時間等に関する規程（平成元年7月訓令甲第1号）
 新旧対照表

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第29号）の規定に基づき、学校（松本市立小学校、中学校及び幼稚園並びに学校給食課をいう。以下同じ。）に勤務する常勤の職員及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。 （週休日及び勤務時間） 第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、短時間勤務職員の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（幼稚園にあっては園長、学校給食課にあっては課長。以下同じ。）が定める日とする。 2〔略〕	（趣旨） 第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）及び松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第29号）の規定に基づき、学校（松本市立小学校、中学校及び幼稚園並びに学校給食課をいう。以下同じ。）に勤務する常勤の職員及び短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。 （週休日及び勤務時間） 第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。<u>第3項の規定によるものを除く。</u>以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、短時間勤務職員の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（幼稚園にあっては園長、学校給食課にあっては課長。以下同じ。）が定める日とする。 2〔同左〕 <u>3 校長は、学校職員のうち長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第1項に掲げる職員について、当該職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を別に定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項にかかわらず、当該職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第2項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を別に定めることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を定めるものとする。</u>

報告第 1 号

令和7年松本市議会2月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

2月18日（火）から3月17日（月）まで28日間

当初予算説明会 2月19日（水）から21日（金）

一般質問 3月3日（月）から5日（水）まで3日間

経済文教委員会（委員会審査及び分科会） 3月7日（金）

予算特別委員会全体会 3月13日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 本会議

- ・議案第88号 教育長の任命について
- ・議案第89号 教育委員会委員の任命について

(2) 経済文教委員会審査

ア 陳情

- ・陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書
- ・陳情第 2 号 小中学校の給食費について

イ 議案

- ・議案第29号 松本市公民館条例の一部を改正する条例
- ・議案第38号 松本市梓川生涯学習事業基金条例を廃止する条例
- ・議案第39号 令和6年度松本市一般会計補正予算（第8号）中教育委員会関係予算
 - 第1条 歳入中 教育委員会関係
 - 歳出 10款1項～3項、5項中教育委員会関係、6項
 - 第2条 繰越明許費の補正中教育委員会関係
- ・議案第48号 令和6年度松本市松本城特別会計補正予算（第4号）中教育委員会関係予算
 - 第1条 歳入中 教育委員会関係
 - 歳出 1款1項中教育委員会関係

ウ 委員から出された主な意見等

「陳情第1号」について、一部の委員から、教職員の負担軽減の必要性は理解するが、

現状で標準授業時数の削減まで求める必要はないと考えるため、一部採択としたいとの意見がありました。経済文教委員会としては、陳情書の「標準授業時数の削減等」の箇所を除外することで、全会一致の採択となりました。

「陳情第2号」について、委員からは、中核市規模で無償化を実施するには、相当な財政負担が伴う。無償化は本来、国が担うべき責任だと考えるが、ただ待っているだけでは解決しないという側面もある。将来的に、国の制度設計が進み、無償化が実現することを願っている、など委員間で意見が割れたため、不採択となりました。

「議案第29号」について、委員からは、公民館解体後の土地利用について質疑があり、急斜面地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域に位置しているため、新たな計画は考えていないとの答弁をしました。

「議案第39号」中、いじめ問題対策調査委員人件費追加に関し、該当となるいじめ重大事案について質疑があり、令和5年度に3件、6年度に2件発生した計5件の事案に係るものであり、調査委員会の開催数が増えていることに加え、調査員の人数も10人から14人に増員して対応しているとの答弁をしました。

エ 審査結果

全ての議案について原案どおり可決されました。

(3) 予算特別委員会分科会審査

ア 議案

・議案第54号 令和7年度松本市一般会計予算中教育委員会関係予算

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 10款1項～3項、5項中教育委員会関係、6項

第2条 債務負担行為中教育委員会関係

・議案第63号 令和7年度松本市松本城特別会計予算中教育委員会関係予算

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 1款1項中教育委員会関係

第2条 債務負担行為中教育委員会関係

イ 委員から出された主な意見等

「議案第54号」中、中央図書館長寿命化事業費に関し、基本設計委託料を計上した経緯について、市長に対する総括質疑を求める意見があり、後日行われた予算特別委員会全体会で市長から答弁しました（答弁内容については後述）。

また、公民館管理運営費に関し、本年から7地区の公民館で実施しているフリースペースについて、利用実績に差が生じている要因について質疑があり、登下校の動線上に位置するかといった立地状況、開設の時間帯の違い、周知方法不足などがあるとし、また、これらを踏まえ、開設している公民館の変更も含め検討していきたいとの答弁をしました。

また、国宝松本城南・西外堀復元事業費 基本設計委託料に関し、基本設計の内容等について質疑があり、水をたたえた堀を復元するための形状や方法について基本設計を行うもので、これにより概算事業費が明らかになるものと考えているとの答弁をしました。

ウ 総括質疑の内容

委員からは、「中心市街地再設計検討会議」で「中心市街地再設計に伴う『まちなか図

書館』等の可能性について、具体的に検討された経過はないと認識しているが、今回改修工事の基本設計委託料の詳しい検討経過、などについて質疑があり、市長から、松本パルコの後利用として、「公共施設を併設した公民連携の複合施設」を検討する中で、図書館機能について、その可能性を探ってきたこと、中央図書館は、建設から30年余りが経過したことによる不具合のため、大規模改修工事は、10年以上前から検討してきた課題であること、令和7年度当初予算では、老朽化した建物や設備の機能維持のための改修工事設計委託料を計上するものであること、などの答弁をしました。

さらに、委員から、今後、「中心市街地再設計に伴う『まちなか図書館』等の可能性」に係る検討を議論の場を広く開き進めていくのかとの質疑があり、市長から、図書館未来プランに示された「多くの人が集まる中心市街地や公共交通機関の結節点となる駅周辺」へ設置する図書館の具現化を念頭に置き、今月提出される予定の中心市街地再設計検討会議からの提言を踏まえ、今後検討していくものと考えていること、検討を進めるにあたっては、大勢の市民の声を聞き、議会へ協議を行い、共感と納得を得られるよう丁寧に進めていくとの答弁をしました。

エ 審査結果

全ての議案について原案どおり可決されました。

オ 本会議の審査結果

「議案第88号」は、起立採決の結果、賛成多数で同意されました。

「議案第89号」は、全会一致で同意されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

報告第 2 号

令和6年度教育委員会各課事務事業報告について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和6年度教育委員会各課事務事業について報告するものです。

2 令和6年度の事務事業報告について

別冊のとおり

3 今後の予定

R7. 5～ 各課の取組結果をもとに、点検評価委員の意見を聴取

7 点検評価委員の意見を受け、各課が改善方針をまとめ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（以下「報告書」という。）を作成

定例教育委員会で報告書の内容を協議

9 報告書を市議会9月定例会へ提出し、市ホームページで公表

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

令和6年度 教育委員会各課事務事業報告

I	教育政策課	1
II	学校教育課	7
III	学校給食課	14
IV	生涯学習課・中央公民館	18
V	中央図書館	23
VI	文化財課	27
VII	博物館	32

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあつた

松本市教育委員会

令和6年度事務事業報告

課名： 教育政策課

1 事務事業の概要

第3次教育振興基本計画の施策方針に沿って、関係各課と連携しながら教育行政の総合的な企画・調整を行い、部局横断的に事業を進めるとともに、市民とも広く協働し、事業を推進します。
社会の変化に対応した多様な教育的ニーズに応えながら、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現に繋げ、その成果を積極的に発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・「子どもが主人公」の学校づくりを目指して「子ども主体の学び」への改革に取り組む学校に人的・財政的支援を行い、各実践校の特色ある学校づくりの推進を図るとともに、取組みの共有機会を設定し、市の小中学校全体へ「学びの改革」の機運の広がりを図りました。 ・令和5年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき74の研修講座を企画・実施、延べ3,500余名の教職員が参加し、教育大綱の基本理念である「子どもが主人公」の子ども観・授業観・教師像・学校像を問い直し深める意義深い学びの場を提供しました。 ・安曇、大野川、奈川の6校が、恵まれた自然環境やそれぞれの地域が持つ個性を大切にしながら、これまで以上に連携を深め、少人数ならではの良さを生かした教育実践を重ね、子どもたちの豊かな学びにつなげることを目的に、山間地の小規模校の在り方や効果的な授業の工夫について研究を行うプロジェクトを開始しました。 ・学びの多様化の実現と市東部のニーズを反映し、4月から新たに中山小学校の1年生で小規模特認校制度を開始しました。これにより、3名(小1)の児童が制度を利用して中山小学校に就学しました。 ・松本デュアルスクールは、見学及び申し込み件数が昨年度を上回り、9世帯11人が制度を利用し、1世帯が移住しました。 ・中学校の部活動の地域移行に向け、「まつもと子どもチャレンジクラブ(通称:まつチャレ)」の募集・公表や各種支援事業の実施など、部局横断的な体制で取組みを推進しました。
社会情勢への対応(任意)		部活動の地域移行について、市公式Youtubeで4本の動画を配信したほか、保護者・生徒向けに「C4th Home&School」を通じて「まつチャレ通信」を毎月配信するなど、SNS等を積極的に活用した情報発信を行いました。
事務事業の効率化(任意)		学都松本推進事業の見直しに伴い、次年度から本事業を所掌する学都松本推進協議会を廃止し、その所掌事務を社会教育委員に移管します。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) リーディングスクールMatsumotoサポート事業(継続) (Leading school) 「子どもが主人公」の学校づくりに挑戦する学校へ人的・財政的な支援を行うことで学校の取組を推進し、学びの改革の気風の市全体への広がりを図ります。 <具体的な進め方等> ・実践校への講師の加配、研究推進費用助成等の支援を行います。 ・実践校の取組を全市で共有する学びの機会を位置付けます。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実
--	--

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 「子どもが主人公」の学校づくりを支援するため、非常勤講師を4校へ配置するとともに、研究費用助成を実践校8校及びアソシエイト校6校へ実施しました。それぞれが加配講師、外部指導者の招聘、先進校への視察等を有効に活用し、学校の願い・課題に沿った特色ある教育実践を実践することで、児童生徒を主体とする教育実践が大きく充実するとともに、教職員の「子ども観」「授業観」と同僚性を深めることができました。 b 全国レベルで活躍する有識者4名をリーディングスクール(LS)・アドバイザーとして依頼、実践校および松本市小中学校全校への支援・助言を受ける機会を実施しました。全教職員研修「結・まつもと学びの日」やLSラボ、LSフェス等を通して、「子どもを主体とする授業・学校」のあり方について、目指す方向を多くの教職員で共有することができました。 c 学びの改革をめざした学校づくりの取組みの進捗状況を共有し、課題や悩み等を協議する「LSミーティング」を7回開催しました。また、松本市の全校が一堂に会し、実践校の取組みを分かち合い協議するLSラボ、LSフェスを計3回実施しました。ラボには毎回50～70人、フェスには140名が市内全校から参加し、実践校の歩みに学び合うとともに活発な協議を交わしました。これらの積み重ねにより、実践校を中心とした教職員の学びのコミュニティが形成され、学校間で触発・連携し合いながら実践を進める動きが生まれました (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 LSラボ、LSフェスでの実践校の発表や有識者の講演は、参加者にとって「学びの改革」の理念と具体像を学ぶ重要な研修機会となりました。各実践校では「遊びから学びへの接続」「多様な学びのあり方を保障する授業づくり」等、多様な学びや特別支援教育のあり方、学童期の遊びと学びの充実に係る教育が継続的・組織的に実践されました。(2-1、2-3、2-4、3-3)
	イ 課題と方向性 (ア) あらたに「学びの改革」に踏み出そうとする実践校8校と、今年度までの実践校を中心として「学びの改革」を継続するアソシエイト校8校を一体的に支援をすることで、「子どもが主人公」の学校づくりに向けた「学びの改革」の気風の一層の広がりを図ります。 (イ) 教職員研修に「LS実践校に学ぶ講座」を位置づけ、より多くの教職員が実践校の取組みの具体、子ども・教師の姿に触れ、実践の具体的なイメージを持つことで、各学校での実践への踏み出しを支援します。 (ウ) 校内研修への支援、自由進度学習の単元作成支援等、教育委員会の指導主事等が、実践校に寄り添いつつ行う伴走的な支援について、一層効果的なあり方を研究します。
(2) 教職員研修の充実(継続) 松本市独自の教職員研修を実施し、「子どもが主人公」の教育実践を進める教職員の資質・能力の向上を図ります。 <具体的な進め方等> ・令和4年度に策定した松本市教職員研修計画に基づき研修を実施します。 ・市の教育課題の検討や研修実施効果を踏まえ、次年度の教育研修計画を策定します。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和5年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき74の研修講座（訪問研修を除く）を企画・実施し、延べ3,500余名の教職員が参加しました。参加者によるフィードバックから、教育大綱の基本理念である「子どもが主人公」の子ども観・授業観・教師像・学校像を問い直し深める意義深い学びの場となった手応えを得ました。 b 教育研修企画会議において松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、令和7年度の教職員研修の重点・講座内容・人員体制・予算規模等を検討し、教職員研修計画を策定、研修実施体制を構築しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「子ども主体の学校・授業づくり」「ミドルリーダーの育成」「学びの伴走者としての教師像」等、松本市の教育課題や「特別支援教育の充実」「不登校児童生徒支援」「学校における働き方改革の推進」等の喫緊の課題等に対応した研修を企画・実施しました。令和7年度教職員研修計画の策定においても、多様な学びや特別支援教育のあり方に関する研修の拡充を図りました。 (2-1、2-3、2-4、3-3)
	イ 課題と方向性 (ア) 研修講座の企画に当たっては、研修の実施状況を踏まえつつ、教育現場のニーズを把握し、松本市の教育の課題に対応した柔軟な研修のあり方を模索する等により、一層の効力感のある研修を目指し、充実を図ります。 (イ) 校長会、教育会等と連携し、それぞれの役割を明確にし、教員が主体的に学びに向かう気風の一層の向上に取り組めます。 (ウ) 教職員が主体的な学びを通して職能を高めつつ、児童生徒の資質・能力の向上に注力できる状況を具現することを目指し、働き方改革や学校マネジメントに係る内容を意図的に位置付けるとともに、教員の働き方に一層寄り添った効果的な研修のあり方を研究します。
(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続） 豊かな自然や少人数学級など、各校の特徴を生かした魅力ある教育の展開により、特色ある学びの環境を維持し、人口の定常化につなげます。 <具体的な進め方等> ・山間地の学校（安曇、大野川、奈川）において、オンラインの活用などによる学校連携や新たな学びの研究を進めます。 ・安曇小中学校と中山小学校に導入した小規模特認校制度について、成果と課題を把握しながら、効果的な実施に向けた検討を進めます。 ・松本デュアルスクールの周知を図り、奈川小中学校・大野川小中学校への積極的な受け入れを継続します。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 安曇・大野川・奈川の6校が1学校群として一体となり、3つのキャンパスで自在に学び合い「やりたい！」を「ともに」実現する学校づくり（まつもとアルプス学園構想）の実現に向けた検討を開始し、2月に6校の児童生徒が1校に集まり合同ワークショップを実施しました。 b 令和7年度の小規模特認校制度利用希望者は、安曇小中学校が24名、中山小学校が11名となり、多様な学びの機会の提供という点で一定の成果を挙げました。一方で、安曇小中学校では希望者の増加に伴い、小規模環境の維持が課題となり、適正なあり方について教育委員研究会で協議しました。 c 松本デュアルスクールの利用者は昨年度を上回る9世帯11名（大野川8名、奈川3名）となり、そのうち1世帯が移住につながりました。 d 松本デュアルスクール制度利用者で、大野川小・中学校へ就学する際の滞在先が不足していることから、長年空室となっていた教員住宅2棟を改修する計画の予算化を図りました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 小規模特認校制度により区域外就学者が増加した安曇小中学校では、放課後活動の充実に向け、子ども育成課・保護者・地域住民と連携し、取組みを進めました。（8-1、8-2、8-3） b 松本デュアルスクールの受け入れ対応・充実については、学校及び地域住民の理解と協力を得ながら進めることができました。（2-1、2-4、8-2、8-3） c 松本デュアルスクール制度利用者が制度利用後に移住を希望した際、地域の空き家情報や空き家情報窓口を紹介するとともに、住民自治局と連携し、部局横断的に支援を行いました。（2-1、2-4、8-2、8-3）
	イ 課題と方向性 (ア) 小規模環境の維持と制度利用者の増加の適正なバランスについて、引き続き検討します。 (イ) 松本デュアルスクール制度を通じて、松本へお試し移住を促進し、松本の特色ある学びや魅力を体感してもらうことで、将来の移住・定住につなげます。
(4) 学都松本寺子屋事業の推進（継続） 地域の多様な人々が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力、自己肯定感の向上を図ります。 <具体的な進め方等> ・令和9年度には30団体の実施を目指します。令和6年度は南部地域と山間地域を重点的に、新規団体の開設を進めます。 ・子どもたちの学びをバックアップする学習支援者を継続的に募集し、紹介します。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくり推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 学都松本寺子屋事業実施団体は昨年度より1団体増え、現在11団体が実施しています。寺子屋先生・サポーターは現在18名が登録されています。実施団体同士の成果や工夫点を語り合う場として、寺子屋事業実施団体意見交換会を開催し、情報交換を行いました。 b 仮想空間を使ったオンライン寺子屋事業の検討など、学習支援および子どもたちの居場所の可能性を模索しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 安曇小中学校に通う子どもたちの放課後活動の充実のため、地域住民・保護者・関係課と協議を重ね、5月から学都松本寺子屋事業交付金を活用した放課後の新たな見守りの仕組みを保護者主導で開始しました。（2-1、2-4、8-1、8-2）

	イ 課題と方向性 子どもたちが自らの自由意思で参加できる環境が望ましいことから、市内全域に寺子屋事業実施場所が広がることを目標として進めます。新たな団体の立ち上げ支援も含め、誰もが気軽に参加できる環境づくりを推進していきます。また、寺子屋先生・サポーターとして登録していただいた方の活用については、各種既存団体とのマッチングが難しい現状のため、今後の在り方についても検討していきます。
(5) 部活動の地域移行の統括管理（新規） 令和6年2月に策定した地域移行推進計画に基づき、令和7年度末までに中学校の休日部活動を地域の活動に移行します。部局横断的な取組みを円滑に進めるため、事業全体の制度設計や進捗管理を行います。 ＜具体的な進め方等＞ ・地域移行検討協議会を主催し、松本市の実情に即した移行を進めます。 ・民間事業者のノウハウを活用し、地域クラブマネジメント業務を実施します。 ・スポーツ庁の実証事業を受託して財源を確保するとともに、関係部局の進捗状況や取組みの成果・課題を分析し、効果的な取組みを進めます。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 地域移行検討協議会を4回開催し、取組みの方針等を協議しました。 b 地域クラブマネジメント業務により、「まつチャレサポートデスク」を設置し、まつチャレの届出・公表（37件）、各種補助金の受付（17件）、指導者人材バンク登録（13件）などを一体的に実施することで、地域クラブの創設・運営支援などの取組みを進めました。 c スポーツ事業推進課や文化振興課など関係課の取組みを市の施策として取りまとめ、国や県との折衝・調整のほか、広報・周知を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 説明会「どうなる？部活動の地域移行」を2回開催し、関係課とともに、クラブ・生徒・保護者、指導者など多様な関係者と連携した取組みを推進するための意識醸成を進めました。（2-1、2-3、7-3、8-2、9-3） イ 課題と方向性 国で令和7年度上旬のガイドライン改定を予定しているため、その動向を注視しながら、活用可能な補助メニューなどがあれば、財源として積極的に活用します。
(6) 教育文化センター再整備事業（継続） 教育文化センターを、子ども、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」として再整備するため、実施設計や工事期間中の教育文化センター事務室等の移設に向けた関係機関との協議等を実施します。 ＜具体的な進め方等＞ ・経年劣化の著しい空調設備や照明器具等を中心とした施設改修のための設計に着手しました。また、工事期間中の事業実施、設備移設等対応について検討します。 ・実施計画において、「（仮称）学都ラボ」の目指す、多様な学びを実現するため、ICTやプログラミング学習、自由な学習環境、情報共有のためのフリースペースに対応する居室の模様替え、備品の導入等を計画します。 ・その他、教育文化センター運営委員会等の協議を参考に、「（仮称）学都ラボ」に資する施設の在り方、方向性を探究し、事業の内部検討を行います。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 4-1 社会教育活動の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 再整備工事実施設計に着手し、工法・工事範囲・工期等の検討を進め、基本的な工事内容を決定しました。 b 改修中の代替施設の候補地や必要経費等を具体的に検討しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 子どもから大人まで使用する施設として機能維持を図ることを前提に、一つひとつの居室の利用状況やあり方を分析したうえで、空調設備改修等を検討しました。 (2-5、4-5)
	イ 課題と方向性 (ア) 「(仮称)学都ラボ」を実現するため、令和8年度から本格的に進める実施設計の中で、建築資材や人件費の高騰を見据え、内容を十分に精査し検討を進めます。 (イ) 改修中の代替施設の方向性については、庁内外の関連機関との合意形成を図り、円滑な進捗を目指すとともに、付帯工事を含めた工事および事業日程を整理・調整します。 (ウ) 工事期間中の事業のあり方については、運営委員会等の諮問機関や利用者の意見を聞き、検討を進めます。

令和6年度事務事業報告

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公・学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組めます。

前年度から引き続き、学びにおけるＩＣＴ活用を推進し、特にいじめ防止対策や不登校・引きこもり児童生徒に係る支援の充実を図ります。

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化事業や改築事業を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入等、学校環境の充実を進めます。市立特別支援学校の設立について検討を進めます。

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・不登校の児童生徒に対する「寄り添った支援」や「子どもたちの居場所」の提供を目的として、オンラインでコミュニケーションを図る「オンライン教育支援センター」を令和6年10月28日に開設しました。 ・また、市内の不登校児童・生徒の保護者等に対してフリースクールの利用料を補助することについて予算化をしました。 ・インクルーシブ教育の推進に向け、令和6年4月に開設したインクルーシブセンターとの連携を強化するとともに、特別支援教育の学びを充実させるため、教育支援ソフトの導入を予算化しました。また、来年度から立ち上げる市立特別支援学校設置を目標に、「市立特別支援学校準備室」設置に向けた調整を行いました。 ・学校のＩＣＴ環境の維持管理を行うとともに、教科書改訂に伴う一人一台端末での「デジタル教科書」利用開始に伴い、通信量の増加対策として、小中学校のインターネット接続回線の拡充作業を実施しました。 ・ＩＣＴを活用した授業のさらなる定着・推進や、校務のＩＣＴ活用による負担軽減を進めました（詳細は「(4) 学校教育情報化推進事業」を参照）。 ・施設整備については、長寿命化改良事業や学校トイレ整備事業を予定どおり進めました。また、令和7年度に予定していた長寿命化改良事業などの国庫補助事業については、国の補正予算を活用し、令和6年度へ前倒しして着手しました。 ・丸ノ内中学校の改築事業については、基本計画・基本設計業務委託の業者選考をプロポーザル方式で行い、受託業者を決定しました。
社会情勢への対応（任意）		不登校や特別支援教育の充実が求められる中、本市では「オンライン教育支援センター」を開設し、不登校児童生徒への支援を強化しています。また、インクルーシブ教育の推進として、特別支援学校設置準備を進めるとともに、ＩＣＴ環境の整備を行い、デジタル教科書の利用促進や回線拡充を実施しています。
事務事業の効率化（任意）		事務事業の効率化を進めるため、ＩＣＴ活用を積極的に推進しています。教職員の業務負担軽減を目的に、校務のデジタル化を進め、ＩＣＴを活用した授業の定着や支援体制の強化を図っています。また、学校施設の整備においても、効率的な資源活用を目指し、国庫補助事業を活用して事業を前倒しで実施しています。これにより、業務の効率化とコスト削減を実現しています。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続） ・人権感覚の醸成、いじめや体罰のない学校づくり ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 <具体的な進め方> ・子どもがより早くSOSを出せる仕組みの検討 ・不登校支援の在り方についてプロジェクト会議で検討 ・オンラインを活用した不登校支援の検討 ・不登校支援や学び直しの在り方の研究 ・スクリーニング会議の充実	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 子どもがより早くSOSを出せる仕組みの1つとして考えられる一人一台端末を活用した「心の健康観察」は、端末の起動から回答までに時間を要することや、集約する学校の負担が過重であることから、より簡便な方法で回答できる仕様を検討しています。 b 松本市全体の不登校支援の方向性を共有するため、令和5年度から市関係者で開催していた不登校支援プロジェクト会議に、8月から民間の不登校支援関係者や医療・学校関係者、当事者等をメンバーに加え、懇談会形式で定期的に行われ、行政と民間が同じ視点に立って情報共有を図りました。 c 他先進都市の事例等を参考に、不登校児童生徒に対するICT活用の検討や、教育支援センター利用の児童生徒が自律的に学習を進めることができる「AIドリル」の試験利用と研究を進めました。 d 不登校とされる児童生徒に対する「寄り添った支援」や「子どもたちの居場所」等を提供するために、オンラインでコミュニケーションを取り、交流を図っていく「オンライン教育支援センター」を令和6年10月28日から開設しました。 e 令和5年度、6年度に発生したいじめ重大事態（小学校2件、中学校2件、重大事態に準じた対応：中学校1件）に対し、市長の指示を受け、松本市いじめ問題対策調査委員会が調査を行い、うち小学校1件、中学校1件について報告書を作成した。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 市内全小学校で実施していたスクリーニング会議を市内全小中学校まで拡大して実施し、不登校傾向にある子どもの背景や実態を明らかにしました。また、支援が必要な児童を円滑に福祉機関等につなげる流れをつくることができました。（1-1）	
イ 課題と方向性 (7) 一人一台端末を活用した「心の健康観察」を導入する課題点（端末の起動から回答までに時間を要する、集約する担当者の負担が過重である等）を改善するために、例えば登校した児童生徒がタッチパネルで回答できる簡便で対応可能な方法を検討していきます。 (イ) 各学校の「学校いじめ防止基本方針」を適時見直し、適切な初期対応等、組織的対応が可能となるよう引き続き学校に周知依頼していきます。 (ウ) スクリーニング会議で明らかになった分析結果を全教員へ周知して、1人ひとりの子どもへより高い関心を向けていくことができるようにするとともに、市内全中学校に対してもスクリーニング会議を継続し、困り感を抱く子どもへの早期支援につなげられるようにします。 (エ) 各教育支援センターの活動の様子がわかる写真を掲載するなど、松本市ホームページの案内を親しみやすいものに更新します。 (オ) 松本市いじめ問題対策調査委員のメンバーについて、子どもの権利擁護委員3名は次年度の委員に委嘱しないこととした。弁護士や児童心理の専門家、学校危機管理の専門家を新たに人選するとともに、他都道府県・市町村から情報をえて、報酬単価の見直しを検討します。	

(2) 特別支援教育推進事業(インクルーシブ教育推進事業)(継続) ・特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級への学びの場の見直し ・松本市インクルーシブセンターの運営に関する支援及び意見調整 ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 ・市立特別支援学校の設立に向けた取組み ＜具体的な進め方等＞ ・学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施 ・インクルーシブセンター運営委員会に参加し、運営に関する方向性の検討 ・特別支援学校の教育相談専任職員等による訪問型研修の実施 ・県教委特別支援教育課と数回打ち合わせの機会を設け、連携しながら必要な準備を推進 ・市立特別支援学校設立のためのプロジェクトチームにより、学校のあり方、推進組織等を検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1－1 子育て支援の充実 2－4 多様な遊びと学びの機会の保障 3－3 特別支援教育の充実
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a インクルーシブセンター運営委員会に2回参加し、開設後に明らかになったさまざまな課題について、事務局を中心に検討を行いました。その結果、センターの具体的な運営方法を整理し、より効果的な「相談から支援への流れ」を確立することができました。 b インクルーシブセンターの開設に伴い、インクルーシブ教育推進員の業務内容を整理した上で業務を開始しました。この中で、センター内の専門職との連携を図りながら、センターの業務全体の整理にも関わりました。特に、保健師を中心とした相談体制の中で、インクルーシブ教育推進員の役割が明確に位置づけられました。 c インクルーシブセンターの研修機能構築に向け、教育研修センターとの連携を先行して進めました。3年目を迎えた訪問型研修では、現場の意識が徐々に向上しています。また、今年度は指導主事が講師を務め、インクルーシブ教育の基礎研修を実施しました。来年度は、講師をインクルーシブ教育推進員に変更し、より現場に即した研修を提供できるよう企画しました。 d 専門家スタッフの拡充に向けた配置調整を行い、こども部と連携しながらセンターの具体的な運営方法を検討しました。並行して、「あるぶキッズ支援事業」の拡充を進めるとともに、「松本市インクルーシブセンター」としてのスタートを広く周知しました。 e 市立特別支援学校設立に向け、市民向けのフォーラムを2回開催し、さまざまな意見を聴取するとともに、設置に向けた機運の醸成を図りました。また、令和7年度から市立特別支援学校設置準備室を庁内に設置する準備を整えました。 (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 昨年度の準備委員会で確認された「診断機能の実現」「学齢期の支援充実」という2本の柱を実現するため、信州大学附属病院や長野県教育委員会などと調整を図り、必要な人材配置を確保しました。さらに、新たに配置された専門職と既存の専門職との連携についても検討を進めました。(3－3)	

	イ 課題と方向性 (ア) 従来のあるべきキッズ支援室の相談体制を基本としながら、新たな専門職を含めたインクルーシブセンターの相談体制を確立することができましたが、学校現場の理解はまだ足りていない現状があります。校長会、教頭会等で効果が上がっている事例を紹介するなど、具体的な活用イメージを持てるような機会を設けていきます。さらにその先の方向として、導入予定の LITALICO 教育ソフトを活用し、各校の支援が自走していくことも目指していきます。 (イ) 市立特別支援学校設立準備室開設に向け準備をしつつ、2 回のフォーラムを開催しましたが、いただいた意見、感想によると、設立の理念等をより丁寧に伝えていく必要があると感じます。分教室スタートまで時間が限られているため、具体的な準備を進めるとともに、市民への理解を広げていくことも丁寧に行っていきます。
(3) 部活動の地域クラブ活動への移行（継続） 土日だけでなく平日も含めた学校部活動の地域クラブ活動への段階的な移行への取り組み ＜具体的な進め方＞ ・生徒・保護者、及び校長会・教頭会への周知 ・令和 4 年度に実施したニーズ調査から経年変化を捉えるためのアンケートの実施 ・学校施設の優先利用の検討 ・文化観光部と情報を共有し、連携を図りながら部局横断での取り組み	【第 3 次計画で主に関連する分野・方針】 1－3 子どもの居場所づくりの推進 2－1 学童期の遊びと学びの充実 2－3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7－3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8－2 学校・家庭・地域の連携・協力の推進 9－3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 希望する中学校の保護者を対象に、説明および意見交換を行いました。（計 15 回） b 中学校が開催するスポーツ文化活動運営委員会で、部活動顧問及び代表保護者を対象に、説明および意見交換を行いました。（計 5 回） c 地域の方を対象とした説明および意見交換を行いました。（計 10 回） d 校長会及び教頭会で説明を行いました。（計 4 回） e 教職員を対象とした説明会を行いました。（計 4 回） f 地域クラブの創設を希望する方を対象に相談対応を行いました（計 9 回） g 令和 6 年に実施したアンケートから、子どもたちのやってみたい競技や種目は今までの部活動種目にはないニーズがあることがわかりました。また送迎や月謝への負担が課題として浮き彫りになりました。 h 月 1・2 回程度、関係各部との関係者会議を開催し、地域移行の進捗の共有と現時点の課題を検討しました。（計 18 回） i 地域クラブが利用できる環境整備の一環として、より多くの地域クラブ団体が幅広く活発に利用できる環境を整備するため、松本市立学校体育施設開放事業の見直しに着手しました。 (イ) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 文化観光部と連携を図り、各学校で部活動の地域クラブ活動への移行について説明を行い、移行に係る課題等について共有しました。（1－3、2－1、8－2）
	イ 課題と方向性 (ア) 文化観光部と連携し、土日だけでなく平日も含めた地域クラブ活動への移行に向けて、課題の整理と具体的な支援を検討し、学校との調整を行います。 (イ) 子どもと接する機会の少ない地域クラブ指導者に向けた研修会を引き続き開催し、中学生期の指導の在り方を学ぶ機会を提供します。

(4) 学校教育情報化推進事業(継続) 児童生徒一人一台端末等のＩＣＴ環境整備と運用や、教育手段としてのＩＣＴ活用と向上 ＜具体的な進め方等＞ ・児童生徒及び教職員の「学習用一人一台端末」の整備と運用（約１万８千台） ・ＩＣＴインフラ環境（周辺機器やＷｉ－Ｆｉ通信環境、等）の整備と運用 ・教育用クラウドサービスやアプリの整備と運用 ・ＩＣＴ支援員の学校配置と、ＩＣＴ活用授業の提案や授業づくり支援や実践支援、このほかヘルプデスクの運用や教職員の研修等 ・校務に係る情報化 ・上記のほか、情報化の実現に向けた検討や改善	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－３ 教職員研修の充実と働き方改革の推進 ２－４ 多様な遊びと学びの機会の保障 ８－２ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 学校のＩＣＴ環境の維持管理を進めるとともに、令和６年度の小学校と令和７年度の中学校改訂により始まる一人一台端末での「デジタル教科書の利用開始※」に伴う通信量の増加対策として、小学校と中学校のインターネット接続回線の拡充作業を実施しました。 ※児童生徒：小学校の５、６年と中学校の１～３年の「英語」 教職員：小学校及び中学校の教職員教科書 b ＩＣＴ支援員の配置に係る契約更新を行い、学校のＩＣＴ活用に係る体制を継続しました（令和９年７月まで３年間）。 c 昨年度から引き続き、ＩＣＴ支援員が蓄積してきたＩＣＴを活用した授業実践の好事例をアーカイブ化して、教職員の誰もが参照できるように拡充を図りました。 d 校務関連では、「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」による市教委からの保護者一斉配信情報の更なる活用や、テストの採点業務のデジタル化による時間的な負担軽減に係る実証と検討を進めました。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 上記(ア)のとおり、ＩＣＴ環境整備と活用による教職員の負担軽減や、学校教育課指導主事の人的な学校支援により、多様な学びの機会の継続的な確保と実践を行いました。（２－３、２－４） イ 課題と方向性 (ア) 現行の児童生徒一人一台端末は、令和８年２月末に５年間のリース期間が満了します。次の更新は、学校等との検討結果を踏まえ、国の補助要件等に基づき県と市町村との共同調達による児童生徒用の端末選定を基に Chromebook を約２万台強（児童生徒と予備機の１９，０００台と教員用の１４，０００台）の調達を予定しており、令和７年度はその更新作業を限られた時間で円滑に進める必要があります。 (イ) 一人一台端末の活用開始から４年目を迎え、課題となっていた「学年間」や「クラス間」の一部でのＩＣＴ活用の温度差について、学校教育課指導主事による学校訪問や研修等による活用力の向上を進めていますが、端末更新も見据え引き続き対応を行う必要があります。

(5) 小中学校施設整備事業(継続) ・教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校施設LED化事業など計画的に実施 ・学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、こども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化の実施 <具体的な進め方等> ・長寿命化改良工事) - 菅野小学校・梓川小学校:第2期工事 - 梓川小学校:第3期工事 - 波田小学校:第1期工事 - 高綱中学校:第1期工事、第2期工事の実施設計 ・改築事業) - 丸ノ内中学校:基本計画・基本設計業務の委託業者をプロポーザル方式により選考 ・学校トイレ整備事業) - 菅野中学校:洋式化改修工事 - 開成中学校:洋式化改修工事の実施設計 - 小学校6校、中学校2校:共用多目的トイレ整備工事の実施設計 ・学校施設LED化事業) - 小学校13校、中学校10校:屋内運動場LED照明器具賃貸借	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-1 子育て支援の充実 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1-3 子どもの居場所づくり 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 - a 長寿命化改良事業 - 梓川小学校は、第2期工事が完了し、第3期工事に着手しました。 - 菅野小学校は、第2期工事が完了しました。 - 波田小学校は、施工不良箇所の補修工事が完了し、第1期工事を継続しています。 - 高綱中学校は、第1期工事に着手し、第2期工事の実施設計を実施しました。 - b 改築事業 - 丸ノ内中学校は、基本計画・基本設計業務の受託業者をプロポーザル方式により決定しました。児童生徒・保護者・教職員・地域住民を対象に第1回説明会・ワークショップを開催しました。 - c 学校トイレ整備事業 - 菅野中学校は、洋式化改修工事が完了しました。 - 開成中学校は、洋式化改修工事の実施設計を実施しました。 - 共用多目的トイレ整備工事の実施設計は、小学校6校、中学校2校を実施しました。 - d 学校施設LED化事業 - 屋内運動場の照明器具をLEDに更新するため、小学校13校、中学校10校で賃貸借契約し、器具等を更新しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携について 学校、保育園、児童センター等の施設整備は、各所管課で行ってきましたが、こども部との連携を図り、学校敷地の有効活用に取り組みしました。 (1-1、1-2、1-3、2-5、8-1)	イ 課題と方向性 令和3年3月に策定した学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、児童生徒の減少を見据えた学校施設の在り方を周辺施設との複合化・多機能化も視野に入れ、中長期的な公共施設の在り方について部局横断で検討する必要があります。更に、本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光灯の製造中止に伴い、順次学校施設の照明をLEDに更新します。

(6) 学校における働き方改革(継続) 部活動の地域移行をはじめ、ＩＣＴの活用や支援員の配置など、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を促進します。 <具体的な進め方等> ・ 校長会、教頭会と連携しながら教職員の働き方について具体的な方策について研究 ・ 市費での教員業務支援員の配置	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－１ 学童期の遊びと学びの充実 ２－３ 教職員研修の充実と働き方改革の推進 ８－２ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和５年度までに実施された市内各校の働き方改革の好事例を紹介し、校長会や教頭会と連携しながら、教職員の働き方に関する具体的な方策を研究・検討しました。その成果を市内の小中学校へ周知しました。 b 令和５年２月に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫し、教職員が参加しやすい効果的な研修を実施しました。 c 教職員の業務軽減を目的として、学校開放の対象となる施設の鍵の貸し出しのデジタル化について検討を進めています。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携について 山間部の小規模校を中心に、県費で配置が困難な教員業務支援員を市費で配置し、教職員の業務軽減、適正化を図りました。(２－３) イ 課題と方向性 保護者問題が発生し対応が重なった学校では、超過勤務が増えている傾向があります。今後、保護者との向き合い方など指導主事の学校訪問研修の充実を進めます。	

令和6年度事務事業報告

課名：学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備の改修が早期に行えるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

2 学校給食課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	C	・学校給食センター再整備事業では、梓川に建設を予定している1つ目の新センターの設計業者をプロポーザル方式により選定し、基本設計に着手しました。2つ目の新センターの用地選定では、候補地について関係者との具体的な調整を行いました。 ・地産地消の取組みでは、主要野菜15品目の長野県産食材使用割合46.5%(2月末現在)となりました。 ・「環境にやさしい給食の日」を11月に初めて全施設統一献立で実施しました。地元産の有機栽培や低農薬の農産物を使った給食を提供し、併せて生産者との交流給食も実施しました。 ・ICTを活用しての動画配信や、一人一台端末での給食のお知らせをするなどの食育事業を行いました。 ・アレルギー対応食の提供では、提供食材の確認不足によりアレルギー原因食材を含む給食を提供する事故があり、再発を防止するため複数職員での確認の徹底や、全センター統一システム導入によるチェック体制の強化の検討など誤食防止策の見直しを進めます。 ・掲げた目標は全て達成しましたが、アレルギー対応食の誤食事故があったため、総合評価をCとしました。
社会情勢への対応（任意）		・「環境にやさしい給食の日」を実施し、環境負荷の小さい給食を通して、SDGsに繋がる学びの機会を提供しました。 ・食材の価格高騰を受けて、賄材料費の支出を抑えながら栄養摂取基準を満たした給食を提供できるように献立や食材調達を工夫しました。
事務事業の効率化（任意）		・給食費の支払いは、対応済みのPay Payに加え、d払い、au PAY、Pay B、支払秘書、J-Coin Payが増えたことにより、保護者の利便性が向上し、事務の効率化も図ることができました。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 学校給食センターの再整備事業（継続） 「松本市学校給食センター再整備基本方針」に基づき事業を推進 <具体的な進め方等> ・要求水準書を作成し、梓川に建設を予定している1つ目の新センターの設計業者をプロポーザル方式により選定 ・庁内関係各課と情報連携を強化し、2つめの新センターの用地選定の取組みを継続	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 公募型プロポーザル方式による選定を実施したことで、価格のみによる競争ではなく、現場の職員を含めた具体的な検討を行い、より質の高い設計企業体を選定することができました。	

2つ目の新センターの用地選定においては、複数の候補地から建設予定地を絞り、土地所有者から給食センター建設事業について内諾を得ました。また、近隣住民や関係者への説明に着手しました。	
イ 課題と方向性 (ア) 1つ目の新センターは、令和10年4月に稼働できるよう進捗管理に努めます。 (イ) 2つ目の新センターは地元説明会などを行い、計画に沿って進めます。	
(2) 食育の推進（継続） 学校給食を生きた教材として活用し、第4期松本市食育推進計画のめざす姿「豊かな体験でつながる松本の食 はぐくむ すこやかな体と心」の実現 <具体的な進め方等> ・和食を中心にバランスよく組み合わせた献立の提供 ・学校と連携した食育事業を実施。実施にあたってはタブレットを活用 ・関係課、関係団体、地域と連携を図り食育の推進 ・SNS等を利用した献立の情報発信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a ICTを活用しての動画配信や、一人一台端末での給食のお知らせをするなどの食育事業を行いました。 b 学校と連携し、栄養教諭による朝食の授業を市立小学校24校の4年生へ行いました。また、給食時の学校訪問東部及び西部センター配送の全35校で実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 郷土料理等を積極的に取り入れ食文化を大切にした給食を提供し、授業や給食時に指導を行い生活習慣病予防につながる取組みを実施しました。（6-1、6-2）	
イ 課題と方向性 東部・西部学校給食センターは提供校が多く、給食時に学校を訪問して行う食育指導が不十分です。給食センター再整備事業に合わせ、栄養士の増員を図ります。また、授業についても全施設での実施を促し、食育活動の推進を強化します。	
(3) 地産地消の推進（継続） 地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用 地産地消の取組みにより、梱包資材、流通コストやCO2の削減、環境へ配慮した取組みを推進 <具体的な進め方等> ・具体目標として、主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和6年度までに重量ベースで30%※1を目指す ・関係課や生産者と食材納入拡充のための連携を推進 ・松本地域産食材を使用した加工品の研究開発 ・無農薬、低農薬で作付けした農産物を使用し、環境にも配慮した「環境にやさしい給食の日」※2を実施 ※1 目標値は、「松本市総合計画（第11次基本計画）」の成果指標による。 ※2 「環境にやさしい給食の日」：全センターで無農薬米を主食とし、有機農業に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 主要野菜15品目の長野県産食材使用割合は46.5%(2月末現在)となりました。 b 松本産の大豆、じゃがいも、たまねぎ、味噌と塩尻市産の青大豆(あやみどり)を原料として使用した「松本 miso コロッケ」開発し、給食に提供しました。 c 市内全小中学校で主食に特別栽培米と、長野県産の有機農作物、無農薬、低農薬で作付けした農産物を使用した統一献立を「環境にやさしい給食」提供し、生産者との交流給食も実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地産地消の推進のため、本市農政課、生産者、流通業者などと協議し、農産物の仕入れ先を確保しました。(6-1、6-2) イ 課題と方向性 地産地消率の向上のためには食材の確保が課題となっており、農政課と一層の連携を図っていきます。
(4) 食物アレルギー対応食提供事業(継続) 「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ったアレルギー対応食の提供。また、対応食解除につながる正しい知識の普及に取り組む <具体的な進め方等> ・対象者への学校訪問実施 ・より安全な対応食提供に向けて「食物アレルギー対応マニュアル」の改訂に着手 ・保護者との懇談会で正しく治療が進むよう情報発信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 担任が変更となった学級へは6月末までに、新規提供者については提供の初日に学校訪問を実施しました。 b 食物アレルギー対応マニュアルの学校での詳細な実践方法をまとめた追加資料を作成しました。 c 保護者面談において正しい管理を行うための情報提供を積極的行いました。今年度末の対応食提供解除者は12名となる見込みです。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 食物アレルギー事故防止のため、学校の給食関係者会議において事故についての情報を共有し、アレルギー対応食を安全に提供していくための方法について確認を行いました。(6-1) イ 課題と方向性 (ア) 誤食事故防止の対策として、アレルギー対応食提供児童生徒の学校に訪問をし、教職員へマニュアルに基づいた作業の説明を行い、事故防止に努めていきます。また、給食施設では献立作成から調理・提供までの手順をより具体的に示したマニュアルへの見直しと、全センター統一のシステム導入の検討を行いチェック体制の強化を図ります。 (イ) 食物アレルギーに関して保護者が正しく理解を深めてもらえるよう、ホームページの充実を図ります。

(5) 学校給食費滞納整理（継続） 令和２年度から学校給食費の公会計化により市が収納業務を担っており、学校給食費の滞納整理を強化 ＜具体的な進め方等＞ ・催告を強化 - 電話催告：１５件/日 - 一斉催告：年３回 - 臨戸による特別催告を年２回（年末・年度末）実施 ・過去の滞納分を児童手当からの直接収納を実施 ・上記の取組みにより、過年度滞納繰越の収納率１８％以上を目指す 滞納世帯数 ３９５世帯（見込み） 滞納繰越額 １８，５００千円（見込額）（Ｒ２～Ｒ５）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ６－１ 学校給食の充実 ６－２ 食育の推進
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 対象者からは現年度分のみ就学援助費から直接収納を継続して実施しました。滞納分は児童手当からの直接収納を積極的に実施しました。 b 滞納者に、電話催告を中心に、次の取組みを実施しました。 ・５月、１０月、１２月に現年度及び過年度滞納者への一斉催告を実施 ・電話催告 通年（３件程度／１日） ・臨戸による特別催告 年末実施済み ・上記の取組みにより過年度滞納繰越の収納率は令和７年３月末で１８％、金額で２３，０００千円の見込み イ 課題と方向性 (7) 過年度滞納者について、既に卒業してしまった者、卒業後に転出等により所在が確認できない者についての対応に苦慮していますが、市内在住者には臨戸を行います。 (1) 児童手当からの収納を積極的に進めます。	

令和6年度事務事業報告

生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

誰もが住みよい地域社会の創造に向けて、住民・地域団体・市民活動団体・大学・行政等の「多様な主体」がお互いの立場を越えて連携し、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識の醸成を目指します。そのため公民館等の施設整備を充実させるとともに多様な市民の学習活動を支援します。

さらに、自治組織の高齢化や担い手不足といった地域課題の解決に向けて若者や子育て世代の女性、移住者等を含めた幅広い世代・立場の住民が主体的に地域活動に参画できるよう、若者の居場所づくり等の推進に取り組むとともに、住民ニーズに合った公民館事業を展開します。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・コミュニティ・スクールの国型モデル校では、法に基づく学校運営協議会を設置し、学校内への地域学校協働活動推進員の配置により、PTAを主体とする夏祭り、子どもの居場所づくりなど学校と地域による新たな取組みを生みだしました。 ・学習・フリースペースの拡充により、若者による公民館利用が増加し、一部では地域との関係が生まれつつあります。 ・松本市公民館チャンネル(Y o u T u b e)」へ各公民館の講座を投稿し、映像コンテンツを充実させました。 ・公民館等長寿命化事業として、Mウイング第3期工事（屋根改修、多目的ホール床改修、サイン更新、照明LED化等）を実施し、施設の利便性が向上しました。 ・旧松本高等学校校舎への冷房設備整備に向けて、先進地（山形県）の視察を通じて、方向性を検討しました。
社会情勢への対応（任意）		・「公民館は高齢者が行くところ」とのイメージを払拭し、若者の活用を促進するため、中央公民館2階のフリースペースへの座席の増設や参考図書の設置などを進めました。 ・ペーパーレス化を進めるため、ハタチの記念式典の参加申込みとパンフレットを電子化しました。また、記念写真をデータで参加者に送信しました。 ・地球温暖化対策として、あがたの森文化会館の冷房設備がない貸室にスポットクーラーを配備しました。 ・池上百竹亭は令和7年1月から暫定的に施設管理を直営とし、観光施設など生涯学習施設以外の用途での活用を検討します。
事務事業の効率化（任意）		・まちづくりの集いに係る市民の負担を軽減するため、幹事会を廃止し、よりメンバーを絞り込んで効率的、効果的に企画する準備会を組織しました。 ・あがたの森文化会館の各部屋の机とイスの配置数を、貸室の利用状況に合わせて整理しました。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

(1) コミュニティスクール事業（継続） ・令和5年度から大野川小・中学校で取り組む「国型コミュニティ・スクール事業」を他地域へ横展開 ・地域・保護者・学校等が連携・協働して地域の子どもの成長を支える「松本版コミュニティスクール事業」を全地区で推進 <具体的な進め方等> ・大野川小・中学校の取組結果・効果に関係者等と共有し、令和7年度からの新規国型モデル校の取組みを検討（2校程度）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
---	--

・松本版コミュニティスクール事業は、引き続きコミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域特性を活かした事業を展開	
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 国型コミュニティ・スクール事業を進める大野川小・中学校では、法に基づく学校運営協議会と地域学校協働活動推進員を置いたことで、住民が学校運営に当事者意識を持って参画し、3回の学校運営協議会で活発な議論を展開しました。 その結果、地域資源である「奥穂高岳」を活用した学校登山の持続可能な手法として、地域(地域学校協働本部)主体による実施の方向性が確認されました。 この他、部活動の地域移行に伴う「地域クラブ」設立へ向けた話し合いや、PTAを主体とする夏祭り、子どもの居場所づくり、放課後子ども教室の開設など、地域と学校の新たな連携活動が生まれています。 b 令和7年度からの新規国型モデル校として、大野川小・中学校より規模が大きな「1地区で1校を支えるモデル」と「複数地区で1校を支えるモデル」に相応しい学校及び地域学校協働活動推進員の選定を進めました。 c 松本版コミュニティスクール事業については、地域住民等が学校運営委員会を通じて学校の取組状況や子どもたちの様子を共有しました。また、子どもたちは地域の大人たちと一緒に、農業、伝統行事、自然・環境、まち歩きや花壇整備、避難所設営などを体験し、生きる力を育みました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 国型及び松本版のコミュニティスクール事業を進めた結果、地域、保護者、学校などが子どもや地域への思いを共有し、連携しながら子どもの成長を支える気運が向上しました。 b また国型では、従来のコミュニティスクール事業費とトライやるエコスクール事業費を統合し、委託料として一括配当することで、学校運営協議会での議論と地域連携予算がより密接に連動するとともに、事務の効率化による教員の負担軽減にもつながりました。(2-3、8-2)	イ 課題と方向性 本事業の成果は、コーディネーターである推進員の資質によるところが大きいことから、コーディネーター資質を持った人材の発掘、確保が課題です。 今後は、令和7年度から拡大する国型モデル校の成果や課題を検証しながら、更なる横展開を検討します。
(2) 子ども・若者の居場所づくりと社会参画事業(継続) ・地域への若者の関わりを進めるため、公民館に学習・活動スペースを開設 ・若者の社会参画を促進するため、若者のニーズや課題を踏まえた講座・イベント等を開催 ・ひきこもりの若者等を支援する研修会等の実施 <具体的な進め方等> ・中央公民館(Mウイング)及び10地区公民館に学習・フリースペースを開設 ・青少年ホームが若者のニーズに合わせた講座や若者が主体となった事業等を実施 ・ひきこもりに関する研修会を当事者、その家族、支援者等を対象に開催 ・様々な事情により家で過ごす子ども・若者の居場所として、松原地区公民館、笹賀公民館に「居場所支援ほっとスペース」を開設	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4-2 リカレント教育の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 4つの公民館（中央・松南地区・梓川・四賀）で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて18館で、児童・生徒の居場所として公民館を開放しました。 b 令和6年8月から7地区公民館（第三地区・城東・白板地区・島内・芳川・寿・庄内地区）で、学習に限定しない若者のフリースペースを開設しました。令和6年8月～令和7年3月末までの間に2,306人が、勉強や読書、ゲーム等で利用しました。 その結果、常連の利用者も増え、公民館や地域の大人と一緒に取り組んでみたいことを話し合うなど、「ほど良い距離感」のなかで関係性が構築され始めています。 c 青少年ホームにおいて、ヤングスクール（38講座）をはじめ、ボードゲームイベントや外国文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」など、若者のニーズに合わせた事業を実施することで、若者が気軽に参加できる居場所づくりが進めています。 また、ハタチの記念式典は、実行委員の自由な発想により、クイズ大会や旧担任動画メッセージの上映など、従来とは異なる若者主体の参加型式典となりました。 d 学校支援室との連携により松原地区公民館と笹賀公民館で進める「居場所支援ほっとスペース」事業は、地区内での認知が広がり住民ボランティアの参画が進んだ結果、1年間で両地区合わせて延べ1,000人以上の利用があり、子ども同士で勉強や読書をしたり、保護者も一緒にスポーツやゲームをしたりと、垣根を越えた交流が生まれています。 e ひきこもりの若者や家族を支える取組みとして、「若者カフェ」（なんなんひろば1階喫茶室、毎週日曜日）や、ひきこもりに関する研修会（3回開催）等を開催し、関係者の交流と学習の場を提供しました。 (i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 7地区へのフリースペース開放事業と居場所支援ほっとスペースは、若者の居場所づくりに留まらず、そこから公民館職員や住民など大人との関わりが生まれ、地域社会とつながるきっかけになりました。 b まつもと子ども未来委員会（こども育成課）との連携により、学習、フリースペースの位置を地図上で検索できるツールを高校生が作成しました。 c ひきこもりに関する研修会は、健康福祉部との協働による企画、運営が進んでいます。（2-2、2-4、8-1、8-3）
	イ 課題と方向性 (7) 若者のフリースペース事業では、「利用者の定着化」や「公民館職員等の大人との『ゆるやかな関係性』の構築」が進む一方で、利用者数に伸び悩む公民館がありました。開設する曜日や時間帯、開設頻度、また通学路上にフリースペースが存在するか等、利用実績を左右する要素が見えてきたので、今後、周知方法や開設日時について見直していきます。 (i) ひきこもりの若者等に対する支援は更なる理解を広げるため、引き続き福祉計画課や健康づくり課等と連携しながら、ひきこもりに対する正しい知識や対応を学ぶ場を提供します。
(3) ICTを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業（継続） ・ICTを活用し全ての人々が自由に学べる学習の場を充実 ・デジタルディバイド解消の推進 <具体的な進め方等> ・ICTを活用した動画配信等による学びの場の提供及び効果的な情報発信の方策を研究 ・ICT活用に係る学習講座の開催及び人材の発掘・育成	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-2 互いを認め合い学び合う教育の推進 4-1 社会教育活動の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 公民館事業や、公民館報の記事に連動した動画を「松本市公民館公式チャンネル (YouTube)」へ投稿し、映像コンテンツの充実を図りました。また、公民館事業への参加を促すため、映像コンテンツによる情報発信を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 デジタルディバイド解消のための取組みとして、DX推進本部と連携し、地区公民館で初心者対象のスマートフォン講座、相談会を実施しました。 (4-1、8-3)
	イ 課題と方向性 現在、デジタルディバイド解消に向けた学習の担い手は主に公民館職員となっているため、地域住民による人材育成に向けた事業を展開します。
(4) 公民館等長寿命化事業（継続） 公民館等の長寿命化に向けて、施設の機能を維持・回復するために、設備機器の中間改修を実施 <具体的な進め方等> ・Mウイングは、令和4年度からの計画に基づいた改修を行うとともに、第4期工事へ向けた実施設計の調整 ・地区公民館では、島立公民館の実施設計や旧奈川公民館解体へ向けた調整を実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設の整備・充実
	ア 事業の成果 (7) 事業の達成状況 a Mウイング（中央公民館）は建設から25年が経過し、大規模施設のため4か年計画で中間改修工事を実施します。3年目となる本年度は屋根改修、多目的ホール床改修、サイン改修、照明LED化、自動火災報知設備の更新等を行うとともに、次年度の工事である第4期中間改修工事の実施設計を行いました。 b 令和7年度解体予定の奈川公民館の解体前アスベスト調査を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 Mウイング中間改修工事とともに第一地区地域づくりセンター、中央保健センターの設備改修を行い、地区住民の利便性向上を図りました。（4-5） イ 課題と方向性 個別施設計画に基づいた中間改修工事により、老朽化した施設・設備を更新するとともに学校施設等への集約化など、中長期的な公共施設のあり方について部局横断で検討する必要性があります。
(5) 重要文化財旧松本高等学校校保存活用事業（新規） ・旧松本高等学校本館及び講堂の保全活用計画を見直すとともに懸案となっている冷房設備について検討 <具体的な進め方等> ・冷房設備を導入する他自治体の先進事例を視察し、文化庁・長野県の指導を受けながら導入を検討 ・今後10年間に見込まれる、保存管理・防災計画等を盛り込んだ「第2期保存活用計画」策定へ向けた調整	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 8-3 地域づくりの推進 9-2 文化遺産の保存と活用

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a エアコン未設置の貸室に、当面の安全対策としてスポットエアコンを配備しました。 - b 近代の重要文化財建造物が複数ある山形県を視察し、冷房が完備されている施設では、置き型のエアコンを露出させることが主流であることがわかりました。 - c 現状の課題を洗い出し、対策の方針案をあがたの森文化会館管理運営委員会で協議し、第2期重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画の素案に反映しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 - a 耐震対策事業が修了したため、より積極的な文化財の活用として、耐震補強工事の様子を写真パネルで紹介しました。 - b 松本観光コンベンション協会のフィルムコミッション担当と連携し、映画等のロケに積極的に協力し、施設の知名度向上に努めました (8-3、9-2)
	イ 課題と方向性 (ア) 配備したスポットエアコンは動作音が大きいため、稼働率は想定よりも低調でした。 (イ) 防火・防犯等の文化財建造物防災設備整備事業をはじめ、保存活用事業及び環境整備事業を実施するため、第2期重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画を策定します。

令和6年度事務事業報告

課名： 中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、新しいつながりや交流の拠点となるべく、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点を目指します。

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点としての図書館の役割を果たすために、「ライブラリレーまつもと」及び「暮らしに役立つ図書館講座」等を継続的に実施することができました。 ・図書館サービスの充実を図るため、外部アドバイザーを登用し、図書館の現在の課題の洗い出しや蔵書構成の検討、資料のデジタルアーカイブ化、ビジネス支援や健康・医療支援のためのプログラム検討、書店や大学・高校等の他機関との連携、分館サービスのあり方検討等の図書館サービス向上のための検討班を編成し、外部アドバイザーの助言のもと、取組みを進めました。 ・村井駅と四賀公民館図書室に、予約資料の受取りと返却が可能なサービスポイントを設置し、図書館のない地区の市民の利便性の向上に努めました。 ・中央図書館の大規模改修について、機能回復を基本とした改修工事となることから、PFI導入庁内検討会議等に諮った結果、PFIは導入せず、従来型手法で改修工事を進めることとし、令和7年度の基本設計に向けて、仕様の検討を行いました。 ・協働電子図書館の利用促進及び学校連携を進めるため、モデル校として位置づけた開智小学校全児童の利用登録を開始しました。 ・ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業の実施により、乳幼児から小学校1年生までの子どもが継続的に読書に親しめる環境整備に努めることができました。
社会情勢への対応（任意）		WEBでパスワード登録をすることでスマートフォン、タブレット等で利用者番号のバーコードの表示ができ、利用者カードがなくても貸出しが可能な「スマホdeカード」を開始しました。
事務事業の効率化（任意）		・予約本の督促の際、利用者の貸出情報を紙で打出し、電話した記録を残す処理をしていましたが、Excelデータでの管理に変更しました。 ・閉架書庫の長期末利用の蔵書と県立図書館所蔵データの突合を行い、除籍対象の蔵書をリスト化することで一括処理を行いました。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進（継続） 松本市図書館未来プランに位置付けられた施策の柱及び具体的な取組みに沿った事業及び基本理念の具現化のための取組みの推進 <具体的な進め方等> ・まちなか図書館設置検討の取組実施 ・「ライブラリレーまつもと」及び「暮らしに役立つ図書館講座」の継続実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
・博物館・美術館・文書館とのMLA連携及び松本まると学	

都構想の視点による公民館・博物館・文化財課・文化施設との事業連携 ・ビジネス支援関連コーナーの積極的広報と研修への職員派遣 ・松本城三の丸エリアビジョンに基づく、三の丸エリア庁内プロジェクトチームとの連携 ・SNSを活用した情報発信 ・市民の利便性向上のためのサービスポイントの設置検討 ・毎月第4金曜日の全館休館日を利用した職員研修の実施及び図書館に関する研修会への職員派遣 ・図書館サービスの充実を図るための外部アドバイザー登用	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 市民を対象に、中心市街地への図書館設置を考えるトークイベントを開催しました。 b 昨年度に引続き、地域で活躍する方を講師として迎えた講演会「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」を毎月開催しました。書店員・学芸員・建築家・編集者など広い分野から講師を招聘し、参加者と地域で活躍する方を結ぶ企画として定着を図ることができました。 c 暮らしに役立つ図書館講座として、相続、資産運用、野菜作り等の市民の生活に密着した市民の様々な課題の解決に役立つ講座を開催しました。併せて関係する図書館資料の展示や資料案内の配布も行い、資料の貸出につなげることができました。 d 医療機関と連携し、健康・医療支援講座として「がん」体験談や罹患したときの心構え、最新の治療方法等を学ぶ講座を開催しました。 e ビジネス支援として仕事サポートミニコーナーを設置し、仕事に関わる様々なテーマで資料の展示や、行政機関のビジネス関連のチラシを設置しました。また関連資料のガイドを作成し、定期的にホームページでその内容を発信しました。 f 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、旧開智学校の再オープンイベント「まちなかりビング」に参加しました。中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の地域の方と連携し、開智公園で青空図書館やワークショップを行うことができました。 g 市民の利便性を高めるため、令和6年10月に村井駅、11月に四賀公民館図書室へ予約した図書館資料の受取りと資料の返却が可能なサービスポイントを設置しました。 h 職員研修は、毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、庁内研修や外部講師を招聘した研修など合わせて年間12回行いました。また、ビジネス支援図書館推進協議会主催のビジネス・ライブラリアン講習に職員を派遣しました。 i 松本市の図書館サービスの向上のため、先進的な図書館サービスに精通する有識者を外部アドバイザーとして登用しました。有識者のアドバイスに基づき、図書館サービス向上のための検討班（「情報のあり方検討班」「場づくり検討班」「プログラム検討班」「他機関との事業検討班」「分館サービス班」）を編成し、各班のテーマに沿って図書館の課題の洗い出しとサービス向上に向けた検討を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 図書館の無い地域（芳川地区（村井駅）、四賀地区）に、サービスポイントを設置することにより、市民の利便性の向上に努めました。また、村井駅に待合・学習スペースを併設し、若者の居場所を整備しました。（4-3、4-5） b 仕事サポートミニコーナーに10テーマ、34展示を行い、ビジネス支援につながる情報提供を行いました。（4-2） c 学都松本推進事業の一環として、図書館と博物館の連携による学芸員と司書の仕事を知ってもらう「図書館・博物館のお仕事探検ツアー」、図書館・松本城・博物館の連携による「お堀」をテーマに各施設をめぐる「松本城のお堀を極めるツアー」を開催しました。（4-3） d 課題解決型図書館として実績のある札幌市から昨年度に引き続き講師を招き、今年度から登用した外部アドバイザーと共に「まちなか図書館を考える」と題した中心市	

街地と図書館の係わりについての講演会を、三の丸エリアプラットフォームと共催で開催しました。(4-3) e Facebook 79件(フォロワー数495)、X(旧Twitter) 161件(フォロワー数173)の情報発信を行いました。(4-3)	
イ 課題と方向性 (ア) 松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の具現化のため、今後も市民に利用してもらえるよう積極的なサービス展開と情報発信・提供を行い、引き続き未来プランに沿ったサービスの充実に努めます。 (イ) 今後のサービスポイント新設については、村井駅、四賀公民館図書室の利用状況等を研究し、検討を進めます。	
(2) 中央図書館の大規模改修(継続) 安全安心で快適な環境の整備及び市民の利便性向上のための大規模改修の検討 <具体的な進め方等> ・令和4年度実施の劣化度調査及び令和5年度実施のアスベスト調査を踏まえた中央図書館の改修計画の検討 ・改修工事期間中における図書館サービス継続方法の検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 改修の方向性について、機能回復を基本とする必要最低限の改修とすることを決定しました。 b PFI導入庁内検討会議を経て庁議において、機能回復を基本とする改修であることからPFIは導入せず、従来型手法で改修を進めることを決定しました。 c 開架資料の移転・回送の検討及び工期スケジュールの検討を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 中央と分館の職員による横断的な検討チームにおいて、居場所づくりや交流スペースの設置等、より具体的な改修コンセプトの検討を行いました。(4-3、4-5)	
イ 課題と方向性 (ア) 安全安心で快適な環境の整備に加え市民サービスの向上のため、職員による横断的な検討チームの検討内容を反映させた基本設計・実施設計の策定を進めます。 (イ) 休館中のサービスの提供方法や分館サービスの充実など引き続き検討していきます。	
(3) 電子図書館の導入とICTの利活用(継続) 時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備 <具体的な進め方等> ・利用者カードをスマートフォン等で表示できる機能追加 ・協働電子図書館事業のより一層の利用促進に向けた広報の実施 ・オンラインデータベースの増加の検討 ・作業などの効率化による利用者の利便性向上を図るため、ICTタグの導入に向けた具体的な検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 - a 利用者カードをスマートフォン等で表示できる「スマホ de カード」を開始しました。 - b 協働電子図書館の利用促進のため学校連携を進め、モデル校として位置づけた開智小学校全児童の利用登録を開始しました。 - c 市民の課題解決に役立つ新たなデータベースを導入しました。(9種類→10種類) - d 中央図書館の大規模改修工事中に導入を検討していたICタグを、休館前に、利用者の利便性が図れるよう先行してR7年度当初予算に計上しました。 - e ICTを活用したサービス向上として、LINE連携の導入をR7年度当初予算に計上しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 メディアリテラシー教育の一環として「ウィキペディアタウン」を開催しました。 (4-1、4-3) イ 課題と方向性 (7) ICタグの導入は、令和7年度から委託によりタグの貼付作業を進め、早期の導入を目指します。 (イ) データベースは効果検証を行うとともに利用促進のための周知に努めます。 (ウ) 協働電子図書館は、利用者の需要等の把握に努めます。
(4) 子どもの読書活動の推進(継続) 子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを推進 <具体的な進め方等> ・関係機関と顔の見える体制づくり ・子ども向けおすすめ本リストの見直し ・読書活動に意欲的にかかわる人材の養成、活躍の機会を創出 ・第2次学都松本子ども読書活動推進計画の報告書作成	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 - a サードブック事業では、昨年度未設置の公立小学校1校にブックセットを設置しました。また、国立、私立小学校3校へ団体貸出としてブックセットを設置しました。 - b 庁内便を活用することにより、小中学校が予約した資料を、図書館に来館しなくても利用できるように提供方法を改善しました。 - c 学校司書との連携事業として、例年行っている合同研修のほか、新たに修理研修を実施しました。 - d 子ども向けパスファインダーの見直しを行いました。 - e 学都松本子ども読書活動推進委員会(以下、委員会)での第2次学都松本子ども読書活動推進計画の評価・検証を基に、第2次計画の未実施事業の進め方について、委員会で確認し、見直しを行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 - a 学校司書も参加している委員会作業部会において、子ども向けおすすめ本のリスト見直しを行いました。(2-1、4-3) - b 学都松本子ども読書活動推進委員と連携し、人材育成のため読み聞かせボランティア養成講座と子ども読書活動スキルアップ講座を計画的に実施しました。 (1-2、4-1) イ 課題と方向性 (7) 学都松本子ども読書活動推進委員会の見直し検討に基づき、新たな事業に取り組むなど、子どもの読書活動をさらに推進します。 (イ) サードブック事業は、小学校にアンケート調査を行った結果、子どもたちの様子の変化や授業での活用に事業の効果がみられたことから引き続き実施します。

令和6年度事務事業報告

課名： 文化財課

1 事務事業の概要

行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。

史跡松本城及び国宝松本城天守を確実に後世に守り伝えるため、歴史的遺構の復元・整備及び史跡内建造物の整備を進めます。また、今後必要となる整備事業の事業費について、庁内関係課と協力し、募金や寄付金などの新たな財源確保に取り組みます。併せて、歴史的資料の収集・保存・研究を計画的に進め、その成果を周知します。

歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。

2 文化財課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・ SNSでの文化財情報は週4回のペースで更新し、文化財の魅力を発信しました。 ・ 情報発信や普及公開事業の実施にあたっては、学都松本推進事業や博物館、図書館、他の自治体や関係機関との連携により、より多彩で広がりのある啓発を行いました。 ・ 住民主体による文化財の保存活用を拡大するため、まつもと文化遺産認定制度の周知と新規認定、補助金等による支援を図りました。 ・ 市域の文化財の中核をなす国指定文化財の今後の保存活用に向けて、昨年度策定した史跡小笠原氏城跡と史跡松本城の整備基本計画に基づく各種事業に着手しました。また、整備が完了した特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石では、地元と協力して活用に向けた取組みを実施しました。 ・ 上高地の管理団体指定を受け、事務局であるアルプスリゾート整備本部と連携して、保存活用計画策定に向けた施策を実施しました。 ・ 松本城を将来に確実に継承していくための耐震・防災対策や堀浄化対策などの施策を進めました。 ・ 松本城南・西外堀復元事業は、事業主体のお城まちなみ創造本部と協力して実施し、発掘調査で基礎的な情報を収集できたことから、令和7年度に基本設計に着手します。 ・ 文化財の地域一体での活用と地域振興を図るため、地域づくりセンター・地区公民館と連携して、保存活用団体への支援をしました。 ・ 懸案であった県宝橋倉家住宅の修理工事を完了し、調査報告書を刊行しました。
社会情勢への対応（任意）		・ 少子高齢化と価値観の多様化により、文化財の保存と継承がこれまで以上に厳しさを増す社会情勢にある中、SNSの活用など、世代や地域にとらわれない幅広い層を対象として情報発信を行い、松本市の歴史や文化財に関心を持ってもらえるよう取組みました。 ・ また、地域の文化財に親しむ機会を通じて、地域への愛着を高め育むことができるよう地域主体の取組みを支援しました。
事務事業の効率化（任意）		複数の係や関係課で連携して進める各種事業や委員会の開催等について、庁内情報システムの回覧板による効率的な情報交換や、WEB会議と会場開催を併用した会議を開催する等、事務の効率化を図りました。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 文化財の魅力を市民に周知し理解を深めるための情報発信（継続） 様々な媒体による情報発信を通じ、文化財の魅力を幅広い世代の市民に周知し、理解を深める。 <具体的な進め方等> ・SNS・市ホームページでの文化財情報発信と文化財マップを併用した文化財の魅力伝達 ・埋蔵文化財発掘調査の現地説明会や報告会・講演会の開催、動画配信 ・埋蔵文化財発掘調査報告書を市ホームページに登録 ・整備が完了した環境での特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石を観光資源として活用 ・学都推進協議会と連携した文化財を学ぶ機会を提供 ・松本市が管理団体指定を受ける特別名勝及び特別天然記念物上高地について、アルプスリゾート整備本部と連携した情報発信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a SNS「まつもとの文化財」は文化財の情報を年間201回発信（フォロー数Facebook489件、Instagram623件）し、市ホームページに記録保存報告書等を5件掲載するなど情報を充実しました。また、文化財マップを新たに松本空港に設置した他、指定文化財の博物館展示企画に合わせて配布するなど、幅広く文化財の魅力を伝えました。 b 埋蔵文化財の周知として発掘調査現地説明会を松本城南・西外堀と島内山田遺跡・北部古窯址群で実施しました（延べ150名参加）。毎年開催している発掘調査報告会は、25回目の節目を記念する講演も実施し（148名参加）、成果の速報展を開催しました。報告会の動画記録をYoutubeで発信するため、編集作業を進めました。（令和7年度早期に発信予定） c 新たに3冊の発掘調査報告書データをインターネットに掲載し、市民や研究者等に向けた情報提供を進めました。 d 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石について、地域や関係機関と連携し、魅力的な観光資源として活用されるよう、現地見学会（2回 延べ38名参加）などをはじめとした情報発信を実施しました。 e 学都推進協議会と連携し、見学会等の身近な文化財を学ぶ機会を提供しました。 f 松本市が管理団体となった特別名勝及び特別天然記念物上高地については、アルプスリゾート整備本部と連携して、保存活用計画の策定に着手しました。 (i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 文書管理システムの導入が完了し、所管する歴史史料を博物館と共有することができました。また、さらに今後のMLA連携（博物館・図書館・文書館・文化財課）による歴史史料の活用を考える公開講座にパネラーとして参画しました。（4-1、4-3、9-1） b 市内小中学校の遠足、総合学習の時間、コミュニティスクール事業に講師等として協力し、児童生徒が市内の埋蔵文化財や地域の歴史を学ぶ機会となりました。発掘報告会・速報展の開催にあたり、長野県埋蔵文化財センター主催の県内遺跡の発掘報告会・速報展との連携、周辺市町村の発掘調査成果の紹介など広域連携を図りました。（2-4、4-1、4-2、4-3）	
イ 課題と方向性 令和7年度から、文化財行政は市長部局に移管となりますが、引き続き学校、公民館、図書館、博物館等と連携を図りながら、情報発信や学びの場の提供に取り組めます。	

(2) まつもと文化遺産活用事業（継続） 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、指定・未指定にかかわらず、地域の文化財を住民が主体的に保存活用する取組みを支援。地域の歴史文化の継承で、地域を活性化。 <具体的な進め方等> ・「まつもと文化遺産保存活用協議会」で「まつもと文化遺産」を認定。活動に補助金の支援 ・認定候補団体への活用策等の助言、ロゴマークの活用、保存活用団体の活動を情報発信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a まつもと文化遺産保存活用協議会を開催し、四賀地区の「虚空蔵山と善光寺街道～祈りの道～」を新たにまつもと文化遺産に認定し、認定団体は9件となりました。また2件の認定団体の活動に補助金による支援を行いました。 b 地域づくりセンター・地区公民館と連携し、2地区の認定候補団体への制度説明や学習会などを実施しました。 c まつもと文化遺産「近代今井の象徴～幕府領が守った文化財～」を構成する文化財群を巡るバス見学会を実施（参加11名）し、文化財を学ぶとともに、活動団体の情報を発信する機会となりました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地域づくりセンター・地区公民館と連携して、まつもと文化遺産の制度を周知する説明会や、関連文化財群について知識を深める学習会を実施しました。 (4-1、8-3、9-2) イ 課題と方向性 文化財の所有者・担い手の高齢化、後継者不足により文化財の継承が一段と困難となっています。多様な担い手の確保と文化財を活かしたコミュニティの活性化のため、文化財の重要性を理解してもらえよう、見学会などの情報発信、学習機会の確保を図ります。	
(3) 史跡整備事業の推進（継続） 国史跡の小笠原氏城跡及び弘法山古墳を史跡整備し保存活用。現地保存されている殿村遺跡は国史跡指定を目指し、地域づくりにつながる整備を予定。 <具体的な進め方等> ・小笠原氏城跡は、令和5年度策定の整備基本計画に基づく整備。令和6年度は、林城跡（大城・小城）の石積三次元測量、大城の支障木伐採を実施 ・史跡弘法山古墳は、令和2年度～5年度の発掘調査成果を取りまとめ、令和7年度に調査報告書を刊行。その後策定予定の史跡保存活用計画の基礎資料。令和6年度は、昭和49年の発掘調査から50周年の調査成果展示会やリーフレットを改訂 ・殿村遺跡は、文化庁の史跡相当埋蔵文化財リストへの掲載を目指した価値付け作業を継続	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用

	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 史跡小笠原氏城跡は、令和5年度に策定した整備基本計画に基づく整備として、令和6年度は、林城跡（大城・小城）の石積三次元測量と、大城の支障木伐採とウッドチップ散布、発掘調査等を実施しました。 b 史跡弘法山古墳は、令和7年度の発掘調査報告書刊行に向けて、令和2年度から5年度に実施した発掘調査成果を取りまとめるとともに、昭和49年の発掘調査から50周年の節目として、企画展や講演会を開催し、リーフレットも改訂しました。 c 殿村遺跡について、文化庁が作成する史跡相当の埋蔵文化財リストへの掲載を目指して価値付けの作業を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 史跡弘法山古墳発掘50周年記念展・講演会及び史跡小笠原氏城跡現地講座を開催しました。（4-1、9-1、9-2）
	イ 課題と方向性 (7) 史跡小笠原氏城跡の整備について、整備基本計画に従って継続的に取り組みます。 (イ) 史跡弘法山古墳発掘調査報告書を令和7年度に刊行するとともに、市民への周知に継続的に取り組みます。 (ウ) 殿村遺跡の国史跡指定に向け、文化庁の指定相当の埋蔵文化財リストへの掲載を目指します。
(4) 史跡松本城整備事業（継続） 史跡松本城を、「幕末期の松本城の姿」を可能な限り具現化する整備を推進。実施する事業は、堀浄化対策事業（堀浚渫）、黒門・太鼓門耐震対策事業及び南・西外堀復元整備事業。 <具体的な進め方等> - 堀浚渫事業は、令和11年度の完了を目標に、内堀・外堀・総堀の浚渫を実施。令和6年度から7年度は、内堀南西部工区を、深度で分けて実施 - 太鼓門の耐震対策工事は、黒門・太鼓門耐震対策基本計画に基づき、令和7年度の完了。令和6年度は、二の門南側の袖堀の耐震工事及び漆喰補修工事を実施 - 南・西外堀復元事業は、水をたたえた堀の復元に向け、主管課のお城まちなみ創造本部と協力しながら、発掘調査等の調査研究を推進し、整備方針を検討。三の丸エリアビジョンの実現を目指す	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
	ア 事業成果 (7) 事業の達成状況事業の達成状況 a 堀浚渫事業は、内堀南西部の浚渫に着手しました。令和6・7年度で、7,592m³を浚渫します。 b 太鼓門の耐震対策工事は、漆喰補修工事及び二の門南側の袖堀の耐震工事を実施しました。 c 南・西外堀の復元に向け、基礎資料を得るための発掘調査を実施し、主管課のお城まちなみ創造本部と協力しながら、水をたたえた堀の復元に向けて、整備方針を検討しました。復元する堀の基礎データを概ね整理することができたため、令和7年度からの基本設計着手について、文化庁の了承を得ることができました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学都松本推進事業として、博物館と連携した夏休み子ども勉強会（参加17名）や図書館と連携した堀浚渫現場見学会を実施するなど、情報発信や学びの場を創出しました。（2-4、4-1、9-1、9-2）

	イ 課題と方向性 (ア) 堀浚渫事業は、計画に基づき実施するとともに、水質維持のための水量確保やモニタリングによる管理のあり方を検討していきます。 (イ) 南・西外堀復元事業は、発掘調査を行いながら、水をたたえた堀の復元にむけた調査研究を継続します。
(5) 国宝松本城天守整備事業（継続） 国宝松本城天守を後世に守り伝える文化財として整備。事業内容は、国宝松本城天守耐震対策事業と、松本城防災設備整備事業。 ＜具体的な進め方等＞ ・国宝松本城天守耐震対策事業は、天守及び石垣の耐震対策補強案を検討、天守耐震対策基本計画の策定を目指す ・令和6年度は、耐震補強の基礎部の構造を検討するため、天守台の発掘調査を実施。史跡の遺構の残存状況を調査 ・国宝松本城天守防災整備事業は、既存防火水槽内部の防水改修工事、いっすい 漏水防止の電極設置工事及び地上式防火水槽の目隠し塀設置工事の実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 国宝松本城天守耐震対策事業は、天守及び石垣の耐震対策補強案の検討を行いました。 b 令和6年度は、耐震補強の基礎部の構造を検討するため、天守台の発掘調査を実施し、史跡の遺構の残存状況を調査しました。 c 国宝松本城天守防災整備事業は、既存防火水槽内部の防水改修工事、いっすい 漏水防止の電極設置工事及び地上式防火水槽の目隠し塀設置工事を実施し、事業報告書を刊行して事業が完了しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守ナイトツアー（参加202名）を開催しました。天守内の発掘調査現場を見学し、天守内を学びの場として活用し、文化財保護の理解を深めました。 （2-4、4-1、9-1、9-2）
	イ 課題と方向性 天守耐震対策事業は、建造物の他に史跡への影響が大きいことから、文化庁史跡部門との協議を行いながら適切な事業推進に努めます。

令和6年度事務事業報告

課名：博物館

1 事務事業の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより、松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、展覧会や講座のほか、多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。

また、新博物館を市民や観光客等さまざまな人が集う場として最大限活用し、市街地の回遊性の向上やにぎわい創出に繋がる施策を展開し、文化観光の推進と街づくりに寄与していきます。

2 博物館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・国宝旧開智学校校舎の耐震対策工事、防災設備整備と再オープンを行い、再オープンにあたっての展示リニューアル実施、2つの国宝(松本城と旧開智学校校舎)のPR活動、松本城三の丸エリアビジョンに係る取組みを行いました。 ・本館、旧開智学校校舎へ事前購入できるデジタルチケットを導入しました。また、旧開智学校・松本城とのデジタルチケット限定の共通観覧券を販売し、松本城周辺の回遊へつなげました。 ・旧開智学校再開館を記念して旧開智学校校舎、タカノバ、松本城、本館を繋ぐLINEスタンプラリーを開催し、文化財のPRと共に、松本城周辺の回遊性を高めました。 ・年4回の特別展を開催しました。「戸田家臣団展」では、特別展をきっかけとして、多くの関連資料が市民から寄贈され、文化財保護に繋がりました。「生物多様性と松本展」は、地域で活躍している自然団体と連携して開催しました。市民が多く来館し、たいへん好評でした。国立科学博物館の大型巡回展を1回開催し、関連事業も多数開催しました。「春を待つ涅槃図展」では、市民の協力により、地域で大切に保存、継承されてきた涅槃図が一堂に会しました。また、重要文化財の展示を行いました。また、市民団体や市民と連携しながらミニ刀剣展を開催しました。 ・旧市立博物館解体工事において、地上部の解体に着手しました。 ・第72回全国博物館大会を開催し、松本市立博物館の活動や松本の魅力を全国に発信しました。 ・分館の観覧料の見直し・休館日変更等のための条例改正を行い、広報、ホームページ及びポスター等で周知しました。安曇資料館のあり方について、地元関係者と協議を進めました。
社会情勢への対応(任意)		本館、旧開智学校校舎にデジタルチケットを導入しました。旧開智学校では松本城とのデジタルチケット限定の共通観覧券を販売しました。また、旧開智学校校舎、タカノバ、松本城、本館を繋ぐLINEスタンプラリーを開催し、2つの国宝のPRと共に、松本城周辺の回遊性を高めました。

3 令和6年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 国宝旧開智学校校舎保存活用事業と再オープン(継続) 校舎の耐震対策工事、防災設備整備 工事休館中の展示と工事に関する情報発信 再オープンにあたっての展示リニューアル実施、2つの国宝(松本城と旧開智学校校舎)のPR活動 松本城三の丸エリアビジョンに係る取組み	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
--	---

<具体的な進め方等> ・令和6年10月の竣工・11月早期の再オープンを予定とした耐震対策工事及び防災設備整備 ・工事見学会や速報展を開催、学都松本の象徴としての多様な情報を発信 ・三の丸エリアビジョン実現のための施策について関係部署と連携を図る。 ・観光部局による国内誘客事業委託と連携してのPR活動や展示内容の見直し等の実施	
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 耐震対策工事、防災設備整備が令和6年10月末に竣工し、11月9日に再開館しました。 (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 工事休館中には、旧司祭館での校舎紹介展示等による情報発信を行いました。また校舎紙天井施工見学会を実施し、文化財保護意識の醸成に寄与しました。 (9-1、9-2) b 再開館にあたって各種取組みを実施しました。(4-5、9-1、9-2) (a) デジタルチケット（松本城共通観覧券等）の導入 (b) 展示内容の見直し、展示解説用デジタルサイネージ導入 (c) 記念土産品（旧開智スイーツ）、松本城とのセット切り絵（観覧記念符）の販売 (d) 開智小学校児童のワークショップ成果発表・展示、塔屋・天井裏特別公開等の記念事業開催 (e) 三の丸エリアビジョンに係る「国宝の架け橋プロジェクト」との再開館記念連携事業をタカノバ等で実施 (f) 国内誘客プロモーション業務委託（観光プロモーション課担当）における2つの国宝PRの実施（アニメキャラ「鷹の爪団」によるPR） イ 課題と方向性 (7) 国宝松本城・松本市立博物館等とのさらなる連携事業を検討し、市内外からの誘客促進を図ります。 (1) 校舎周辺施設環境の整備を検討し適切な文化財保存活用を図るとともに、博物館施設として校舎や教育資料等の魅力・価値の発信に努めます。	
(2) 特別展・企画展の実施（継続） 年4回の特別展（「戸田家臣団展」「生物多様性と松本」「和食展」「春を待つ涅槃図展」）及びミニ刀剣展を実施 <具体的な進め方等> ・学芸員の調査、研究に基づく松本の魅力を発信する展示を3回、国立科学博物館の大型巡回展を1回開催 ・関連事業も多数開催	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 年4回の特別展（「戸田家臣団展」「生物多様性と松本」「和食展」「春を待つ涅槃図展」）及びミニ刀剣展を開催しました。学芸員の調査、研究に基づく松本の魅力を発信する展示を3回、国立科学博物館の大型巡回展を1回開催し、関連事業も多数開催しました。 (1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「戸田家臣団展」では、特別展をきっかけとして、多くの関連資料が市民から寄贈され、文化財保護に繋がりました。地域で活躍している自然団体と連携して開催した「生物多様性と松本展」は、市民が多く来館し、大変好評でした。「春を待つ涅槃図展」では、市民の協力により、地域で大切に保存、継承されてきた涅槃図が一堂に会しました。また、重要文化財の展示を行いました。(4-5、9-1、9-2)	

	イ 課題と方向性 (ア) 大型巡回展のほか、文化観光及び地域振興に寄与することを目的とする、松本の文化資源を展示する特別展を、市民団体や市民と連携しながら開催し、引き続き、松本の魅力を発信していきます。 (イ) 引き続き、重要文化財展示を行い、公開承認施設を目指します。
(3) 松本まると博物館構想の充実（継続） ・第13期市民学芸員養成講座を9回実施し、新たに市民学芸員を養成 ・現在活躍する市民学芸員の学習グループの学びをサポート ・市民学芸員の学びを地域へ還元 <具体的な進め方等> ・常設展示市民ガイドと連携して、ステップアップ講座を実施 ・市民ガイドによる、城下町ジオラマの見学及びテーマ毎に街中を歩く講座等実施 ・博物館1階エリアで、特別展関連事業を実施 ・市民学芸員が、福祉ひろばでの旧町名の講座開催や学校で七夕人形講座等を実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 第13期市民学芸員養成講座を9回実施し、新たに市民学芸員を養成しました。現在活躍する市民学芸員の学習グループの学びをサポートし、福祉ひろばでの町名の会の発表や、学校での七夕人形講座等を行い、市民学芸員の学びを地域へ還元しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 常設展示市民ガイドと連携して、ステップアップ講座を開催し、展示案内等を充実させました。また、市民ガイドによる、城下町ジオラマの見学後、テーマ毎に街中を歩く講座等を行い、街の回遊性へつながる事業を実施しました。また、博物館1階エリアで、特別展関連事業を関係者とともに実施し、にぎわいを創出しました。 (4-2、4-5、9-1)
	イ 課題と方向性 引き続き、市民学芸員養成講座を実施し、市民学芸員の学びを地域へ還元します。また、関連団体と連携して、特別展関連事業や、街中を巡る講座等を開催し、1階にぎわい及び街中の周遊性へ繋がります。
(4) 旧市立博物館の解体事業（継続） 個別施設計画に基づき、旧博物館施設を解体 <具体的な進め方等> ・解体工事に伴う史跡松本城の現状変更許可申請を文化庁へ申請 ・令和7年度の解体完了を目指し、本年度は地上部建物解体に着手	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 9-2 文化遺産の保存と活用
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 解体工事に伴う史跡松本城の現状変更許可申請について、松本城整備研究会等と協議をした後、文化庁へ申請し許可を得ました。また、解体する収蔵庫については建設時に国庫補助金を使用したため、財産処分報告を文化庁へ提出しました。旧市立博物館は県有地のため地権者への現状変更申請を提出し許可を得ました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 令和6年度は地上部の解体に着手しました。令和7年度にかけて旧市立博物館解体を行うことで、二の丸の整備や発掘を進めることができ、松本城の歴史的景観の向上に寄与します。(9-2)

	イ 課題と方向性 (ア) 史跡内での工事のため、史跡の保護を行いながら工事を進めます。 (イ) 関係課と連携や協議し、松本城公園内でのイベントの調整に向けた協議を重ね、観光客への配慮に努めます。
(5) 全国博物館大会の開催（新規） 第72回全国博物館大会を開催し、松本市立博物館の活動や松本の魅力を全国に発信 <具体的な進め方等> ・フォーラム、分科会、シンポジウムにより文化観光推進に博物館が貢献すべき役割について討議 ・県内の博物館と連携してエクスカージョンを実施し、長野県の博物館の魅力を全国に発信	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力を発信
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 総勢500人の参加者を集め全国博物館大会を11月に開催し、20年あまりにわたって展開してきた松本まると博物館構想の取組み成果を全国に発信するとともに、閑散期の松本に経済効果をもたらすことができました。また、県内の博物館及び文化財保護部局の協力を得たことは、今後、連携を深め効果的な事業の展開につながるものと期待されます。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 文化観光をテーマに、文化財課の協力を得て大会を運営し、課を超えて協力し合うことで、一地方都市の博物館でも全国大会を運営することができることを全国に発信できました。（4-1、9-1） イ 課題と方向性 松本まると博物館構想が、策定時点では先進的な計画で、県内外の博物館にも影響を与えてきたことがわかりましたが、新たな課題に対応している事業も報告され参考になりました。また、全国大会を経験したことのない職員も、大会に関わることで視野が広がりましたので、今後の博物館の企画運営に活かしていきます。
(6) 博物館施設の管理運営のあり方の検討（継続） 本館等の指定管理のあり方の研究 デジタルチケットの導入 デジタルアーカイブ化の研究 分館のの特性に応じた条件整備 文化財建造物である分館の適切な管理体制整備 <具体的な進め方等> ・本館の指定管理の制度設計等を検討 ・本館、旧開智学校校舎へデジタルチケットを導入 ・収蔵資料及び貴重な歴史資料等のデジタルアーカイブ化 ・近現代の映像資料の収集に向けて、文書館、図書館と共に研究 ・分館の観覧料の見直し・休館日変更等のための条例改正 ・分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく適切な保存活用が求められる建造物、その他に整理し、効果的な活用について検討 ・分館の事業の効果を検証・見直し ・安曇資料館のあり方について、地元関係者と協議 ・学芸員等の計画的採用と人材育成の方法検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 本館、旧開智学校校舎へ事前購入できるデジタルチケットを導入しました。また、旧開智学校・松本城とのデジタルチケット限定の共通観覧券を販売し、松本城周辺の回遊へつなげました。分館の観覧料の見直し・休館日変更等のための条例改正を行い、広報、ホームページ及びポスター等で周知しました。安曇資料館のあり方について、地元関係者と協議を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 旧開智学校再開館を記念して旧開智学校校舎、タカノバ、松本城、本館を繋ぐLINEスタンプラリーを開催し、文化財のPRと共に、松本城周辺の回遊性を高めました。(4-5、9-2)
	イ 課題と方向性 (ア) 本館の指定管理の制度設計等 (イ) 令和8年度の考古博物館の所管について検討します。その他分館を博物館法に基づく施設、文化財保護法等に基づく適切な保存活用が求められる建造物、その他に整理し、効果的な活用について検討します。分館の事業の効果を検証して、事業の廃止・新設も含め効率的に見直します。学芸員等の計画的採用と人材育成の方法について検討します。 (ウ) 収蔵資料及び貴重な歴史資料等のデジタルアーカイブ化に向けて、研究を進めます。
(7) 松本市時計博物館リニューアル事業（新規） 「動態展示」という他施設にはない独自性を継続・訴求 管理運営のあり方（人員体制等）と展示改修の方向性を検討 ＜具体的な進め方等＞ ・展示改修の概要や方向性を継続的に計画 ・体験と学びを重視した若年層に親しみやすい展示を実施 ・日常的なゼンマイ巻き等を担う人員体制の継続 ・時計修理に従事する技師との長期的な連携	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 実施計画に基づき、令和7年度に執行予定の展示リニューアル基本計画策定業務の準備及び方向性の検討を行いました。収蔵資料の修理を委託する時計技師と連携し、時計管理業務（ゼンマイ巻き・時刻合わせ）と修理業務という「動態展示」を継続するための体制を整えました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 NPO法人の特別協力を得て、クラフトと時計をテーマにした特別展を開催し、工芸及び時計の魅力を発信しました。時計技師の協力を受けて、時計の精巧さと美しさを併せ持つ「スケルトン時計」の展示コーナーを設け、機械式時計に馴染みのない若年層に向けて時計の魅力を普及しました。 (2-4、4-5、9-1)
	イ 課題と方向性 (ア) 引き続き時計管理及び修理業務の体制を整えながら、「動態展示」の継続と発信、館の運営方針を踏まえた展示リニューアルを進めていきます。 (イ) 時計を扱う博物館及び時計技師等と連携し、体験型展示の設置やワークショップの開催を通して、引き続き時計離れが進む若年層に機械式時計の醍醐味を普及します。

教育委員会資料
7. 3. 21
教育政策課

報告第 3 号

松本市教育委員会と松本市教育会との教育に関する連携協定に基づく事業実績について

1 趣旨

令和6年3月に締結した「松本市教育委員会と松本市教育会との教育に関する連携協定」に基づいて令和6年度に実施された事業とその効果について報告するものです。

2 実績

(1) 教育研究に関すること

ア 事業名

松本市教科等研究推進教員と松本市教育会教科等研究委員との連携事業

イ 連携の概要

- (ア) 教科等研究推進教員24名（小11名、中13名）が、松本市教育会教科等研究委員を兼任。うち2名（小1名、中1名）は委員長、2名（小1名、中1名）は同好会事務局を担当
- (イ) 教科等研究推進教員による授業公開と教育会教科等研究委員会の授業公開を兼ねて開催（中学校音楽、技術・家庭）

ウ 連携の効果

- (ア) 次世代の中核を担うことが期待される教員が、市および教育会両者の専門教科に係る事業にかかわることで、ミドルリーダーとしての経験を豊かに積み上げる場が実現した。組織の中心として実践を進める立場を経験することを通して、当該教員がミドルリーダーとしての資質・能力を高めることができた。
- (イ) 兼務によって、教育委員会と教育会の橋渡しの役割となり、両者の授業改善・充実への取組みがより一体的なものとなった。

(2) 教職員研修に関すること

ア 事業名

「結 まつもと学びの日（松本市全教職員研修会）」の共同開催

イ 連携の概要

- (ア) 松本市の全教職員（約1,600名）を対象とする研修会を共同開催
- (イ) 研修会の中に「教育会総会」を位置づけ、非教育会員は、研修として参加
- (ウ) 研修内容および講師等について、両者の協議により決定

- (エ) 教育委員会が主として企画にあたり、教育会が組織を活用し準備運営を担当。
会場運営、ステージ運営、駐車場管理、警備、受付等 約70名の実施委員会を組織

ウ 連携の効果

連携協定により、教育会が市の実施する研修運営に携わることが可能となり、松本市の全教職員 1,500 名が一堂に会する大きな研修会の開催が実現した。これにより、市の全教職員が、教育長のメッセージや講師（木村泰子先生）の講演に触れ、すべての子どもの学びを保障する「子どもが主人公」の学校づくりへの意欲と見通しを共有することができた。

3 連携協定書
別添のとおり

教育政策課	課長	小西	えみ
教育研修センター	センター長	大久保	和彦
電話	33-3980		
学校教育課	課長	清沢	卓子
学校支援室	室長	坂口	俊樹
電話	33-4397		

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市教育委員会と松本市教育会との教育に関する連携協定書

松本市教育委員会と松本市教育会との教育に関する連携協定書 松本市教育委員会（以下「甲」という。）と松本市教育会（以下「乙」という。）とは、次のとおり教育に関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協力関係をより一層強化し、教職員研修の推進、児童生徒の学びづくりの支援など幅広い分野での緊密な相互連携と協働により、教職員の資質能力の向上、松本市内の学校教育の活性化を目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力して取り組むものとする。

- (1) 教育研究に関すること。
- (2) 教職員研修に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携・協力内容の決定）

第3条 前条に掲げる事項についての年間事業計画を作成し、個々の連携・協力の具体的内容及び費用負担については、必要に応じて甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 本協定に基づく事業を行ううえで、甲及び乙が互い知り得た情報は、第2条に定める事項を行うためのみに使用するものとし、事前に相手方の承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合を除く。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の30日前までに、甲及び乙のいずれからの特段の申し出がない場合には、この協定の期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定を円滑かつ効率的に進めるために、甲及び乙は連絡責任者等を定める。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相手方に対して、報告をするものとする。

(本協定の見直し)

第7条 甲、乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出た時は、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年(2024年)3月28日

甲 長野県松本市大手3-8-13
松本市教育委員会
教育長 伊佐治 裕子

乙 長野県松本市里山辺2930-1
松本市教育会
会長 山口 真一

報告第 4 号

令和6年度松本市教職員研修実施報告について

1 本報告の趣旨

令和6年度に中核市教育委員会として実施した教職員研修の実施の概要について報告するとともに、参加者のリフレクションシートの評価や自由記述をもとに、各研修の成果と課題を定量及び定性的に評価することで成果と課題を明らかにし、次年度以降の一層充実した研修の企画・実施に資することを目指すものです。

2 評価の方法

- (1) 参加者リフレクションシートの「評価」（A～D、4段階）を統計処理し、研修全体及び個々の研修について定量的な評価を行い、考察します。
- (2) 松本市教職員研修計画の「教職員研修の目標」（後述）の各項目の観点から、令和6年度教職員研修の実施状況を参加者リフレクションシートの自由記述等に基づいて定性的に評価します。
- (3) 「令和6年度松本市教職員研修の重点」（後述）の各項目の観点から、令和6年度教職員研修の実施状況を参加者リフレクションシートの自由記述等に基づいて定性的に評価します。

3 令和6年度松本市教職員研修 実施講座数および参加者数

- (1) 松本市が独自実施した研修 ※（ ）内は昨年度実績

A	基礎研修	経験年数に応じた体系的・総合的な研修	
	講座数	2 (2)	のべ参加者 54 名 (72)
B	職務研修	職務遂行のために必要な資質・能力の向上を図るための研修	
	講座数	11 (12)	のべ参加者 666 名 (612)
C	専門研修	教科等における指導力向上を図るための研修	
	講座数	31 (23)	のべ参加者 360 名 (259)
D	課題別研修※	多彩な教育課題解決に必要な資質・能力の向上を図る	
	講座数	12 (14)	のべ参加者 517 名 (462)
E	特別研修※	教師としての見方・考え方を深めるための研修	
	講座数	11 (9)	のべ参加者 1,728 名 (1,328)
F	支援員等研修	市費支援員等の職能の向上を図るための研修	
	講座数	5 (7)	のべ参加者 219 名 (351)
			※…訪問研修を除く
合計	講座数	72 (67)	のべ参加者 3,544 名 (3,084)

(2) 長野県教育委員会と連携（委託）して実施した研修

研修名	人数（のべ）
初任者研修（１年次・２年次）	162
キャリアアップ研修Ⅰ～Ⅲ	70
校長・教頭研修	81
一般希望研修	146
計	554

3 評価の実際

(1) 参加者評価の集計

【満足度指標】の算出

今年度、研修終了後、参加者に提出を求める「リフレクションシート」に「本研修は、ご自身の今後の実践に活かそうと思う有意義な研修となりましたか」の項目を設け「A そう思う B だいたいそう思う C あまりそう思わない D そう思わない」の４段階による評価を求めた。

参加者の評価を A：３点、B：２点、C：１点、D：０点に換算し平均を算出（最大３）、その数値に 33.33 を乗じ、0-100 の数値に変換し、「満足度指標」とした。

ア 研修全体の評価状況

全研修の評価者集計

評価	A	B	C	D	合計	満足度指標
評価者数	1,491	437	11	6	1,945	91.8
割合	76.7%	22.5%	0.6%	0.3%	100.0%	

※「結まつもと学びの日」については各校を１評価者としてカウント

講座別の評価状況

評価	満足度指標	講座数	割合
S	95 以上	39	55.7%
A	85 以上 95 未満	27	38.6%
B	75 以上 85 未満	4	5.7%
C	65 以上 75 未満	0	0%
D	65 未満	0	0%
合計		70	100%
全講座の満足度指標の平均			94.3

※「初任者研修」（２講座）については講座評価を行っていないため集計から除外

イ 各研修講座の評価状況

★…参加者を指定した研修

研修領域	講座番号	実施期日	研修講座名	講師（所属）	人数	満足度
A 基礎研修	A01-1	5/21(火)	★松本市実施初任者研修Ⅰ	教育長、教育監	27	
	A01-2	1/14(火)	★松本市実施初任者研修Ⅱ	研修センター長、指導主事等	27	
B 職務別研修	B01	4/5(金)	★松本市新任管理職研修	教育長、教育監	36	94
	B02	5/23(木)	★校長マネジメント研修	村川雅弘（甲南女子大）、北村勝朗（日本大学）	44	96
	B03	7/4(木)	★校長・特支コーディネーター合同研修	庄司和史（信州大特任教授）	91	89
	B04	5/13(月)	★教頭マネジメント研修	ちょんせいこ（株ひとまち）、荒井英治郎（信州大学）	52	98
	B05	4/18(木)	★新任教務主任研修	荒井英治郎（信州大学）	15	93
	B06	4/11(木)	★松本市新任転任教職員研修	教育長、教育監	140	82
	B07-1	5/14(火)	★研究主任研修会Ⅰ	村上聡恵（東京都小金井市教員）	44	89
	B07-2	8/20(火)	★研究主任研修会Ⅱ	佐藤和紀（信州大学）	102	89
	B07-3	12/20(金)	★研究主任研修会Ⅲ	中信教育事務所指導主事	40	89
	B08-1	7/9(火)	★特別支援教育コーディネーター研修Ⅰ	指導主事等	46	93
C 専門研修	B08-2	11/18(月)	★特別支援教育コーディネーター研修Ⅱ	指導主事等	56	93
	C01-1	9/13(金)	小学校国語授業づくりセミナーⅠ	上月康弘（松本大学）	8	96
	C01-2	10/18(金)	小学校国語授業づくりセミナーⅡ	上月康弘（松本大学）	2	100
	C01-3	11/15(金)	小学校国語授業づくりセミナーⅢ	上月康弘（松本大学）	4	100
	C02-1	6/27(木)	小学校社会授業づくりセミナーⅠ	秋田 真（松本大学）	7	95
	C02-2	7/18(木)	小学校社会授業づくりセミナーⅡ	秋田 真（松本大学）	5	100
	C02-3	9/26(木)	小学校社会授業づくりセミナーⅢ	秋田 真（松本大学）	5	100
	C03-1	5/2(木)	算数数学授業づくりセミナーⅠ	佐藤茂太郎（松本大学）	12	100
	C03-2	9/17(火)	算数数学授業づくりセミナーⅡ	佐藤茂太郎（松本大学）	8	92
	C03-3	12/3(火)	算数数学授業づくりセミナーⅢ	佐藤茂太郎（松本大学）	13	95
	C04-1	6/14(金)	理科授業づくりセミナーⅠ	指導主事等	9	100
	C04-2	7/11(木)	理科授業づくりセミナーⅡ	指導主事等	5	100
	C04-3	10/1(火)	理科授業づくりセミナーⅢ	指導主事等	5	100
	C05	6/21(金)	★対話を生かした道徳の授業づくり	荒木寿友（立命館大学）	55	96
	C06	5/9(木)	「探究の学び」入門講座	畔上一康（長野短期大学）	32	99
	C07-1	4/23(火)	岩瀬直樹先生と学ぶ「探究ゼミ」Ⅰ	岩瀬直樹（軽井沢風越学園）	9	100
	C07-2	6/24(月)	岩瀬直樹先生と学ぶ「探究ゼミ」Ⅱ	岩瀬直樹（軽井沢風越学園）	9	100
	C07-3	8/1(木)	岩瀬直樹先生と学ぶ「探究ゼミ」Ⅲ	岩瀬直樹（軽井沢風越学園）	9	100
	C07-4	10/10(木)	岩瀬直樹先生と学ぶ「探究ゼミ」Ⅳ	岩瀬直樹（軽井沢風越学園）	9	96
	C07-5	12/6(金)	岩瀬直樹先生と学ぶ「探究ゼミ」Ⅴ	岩瀬直樹（軽井沢風越学園）	8	100
	C08	7/31(水)	体育授業づくり研修	濱田敦志（松本大学）	9	100
	C09	6/25(火)	実践校に学ぶ「単元内自由進度学習」	LS実践校研究主任（寿小・筑摩小）	36	90
	C10	5/31(金)	実践校に学ぶ「低学年期の学び」	LS実践校研究主任（明善小）	8	100
	C11	5/28(火)	実践校に学ぶ「探究の学び」	LS実践校研究主任（清水中・丸ノ内中）	6	94
	C21	5/29(水)	上高地フィールドワーク	科学博物館館長 指導主事	14	100
	C22	5/16(木)	美ヶ原フィールドワーク	登山ガイド	9	96
	C23-1	5/24(金)	まつもと学研修Ⅰ	市生涯学習課 学芸員	9	93
	C23-2	6/28(金)	まつもと学研修Ⅱ	市生涯学習課 学芸員	13	97
	C23-3	10/25(金)	まつもと学研修Ⅲ	市生涯学習課 学芸員	9	93
	C24	7/11(木)	ICT活用 一人一台端末を活用した授業づくり（基礎編）	指導主事等	21	91
	C25	12/17(火)	ICT活用 一人一台端末を活用した授業づくり（応用編）	指導主事等	11	100
	C26	5/17(金)	ICT活用 小学校プログラミング学習実習基礎	科学博物館指導員 指導主事	1	100

研修領域	講座番号	実施期日	研修講座名	講師（所属）	人数	満足度
D 課 題 別 研 修	D01	5/10(金)	★不登校児童生徒の理解と支援	高橋 史（信州大）	53	90
	D02	7/29(月)	特別支援教育研修Ⅰ 障がいの理解と合理的配慮	樋端佑樹（かとうメンタルクリニック）	55	95
	D03	9/5(木)	特別支援教育研修Ⅱ 「教えて！本田先生」	本田秀夫（信州大医学部）	53	96
	D04	10/22(火)	★特別支援教育研修Ⅲ 生活単元学習	ななこネット	40	93
	D05	6/5(水)	インクルーシブ研修Ⅰ(理論編)	指導主事等	42	86
	D06	7/4(木)	インクルーシブ研修Ⅱ(実践編)	指導主事等	35	81
	D07	10/31(木)	情報モラル指導者研修	指導主事	4	100
	D08	10/3(木)	★デジタル・シティズンシップ教育研修	今度珠美（鳥取県DCエデュケーター）	46	90
	D09	5/10(金)	★「性に関する学び」教頭研修会	石井恵美子（助産師）	52	92
	D10	5/24(金)	★カリキュラム・マネジメント研修Ⅰ	村川雅弘（甲南女子大学）	45	79
		10/8(火)	★カリキュラム・マネジメント研修Ⅱ	田村知子（大阪教育大学）	45	87
		12/19(木)	★カリキュラム・マネジメント研修Ⅲ	田村知子（大阪教育大学）	47	85
E 特 別 研 修	E01	7/25(木)	★全教職員研修「結 まつもと学びの日」	木村泰子（大空小学校初代校長）	1458	99
	E02	10/29(火)	教育哲学研修「『子どもが主人公』の哲学」	苫野一徳（熊本大学）	143	97
	E03	4/30(火)	子どもが主人公の学級づくりワークショップ	岩瀬直樹（風越学園）	57	97
	E05	5/13(月)	ファシリテーション力向上研修	ちょんせいこ（株・ひとまち代表取締役）	16	97
	E06-1	6/6(木)	ワークショップ型 ミドルリーダー研修Ⅰ	教育研修センター長	5	100
	E06-2	9/19(木)	ワークショップ型 ミドルリーダー研修Ⅱ	荒井英治郎（信州大学）	9	97
	E06-3	10/24(木)	ワークショップ型 ミドルリーダー研修Ⅲ	樋口一宗（松本大学）	10	85
	E06-4	11/18(月)	ワークショップ型 ミドルリーダー研修Ⅳ	澤田真由美（先生の幸せ研究所）	9	96
	E07-1	4/15(月)	まつもと講師塾（講師対象研修）Ⅰ	宮内かつら（県発達障がい情報支援センター）	7	90
	E07-2	6/17(月)	まつもと講師塾（講師対象研修）Ⅱ	市指導主事、中信教事指導主事	7	100
	E07-3	9/20(金)	まつもと講師塾（講師対象研修）Ⅲ	市指導主事、中信教事指導主事	7	100
支 援 員 等 研 修	F01	4/3(水)	★市費教職員新規採用者合同研修会	指導主事	24	85
	F02-1	4/22(月)	★自立支援教員研修会Ⅰ	指導主事	44	92
	F02-2	9/24(火)	★自立支援教員研修会Ⅱ	指導主事	40	87
	F02-3	1/27(月)	★自立支援教員研修会Ⅲ	指導主事	41	86
	F03	6/25(火)	★特別支援教育支援員研修	指導主事	70	91

【考察】

- ・満足度指標が85以上の講座が94%、研修全体でも「実践に活かすものになった」という評価が「そう思う」「だいたいそう思う」を合わせて99%と、参加者からはおおむね高評価を受けていると判断できる。
- ・特に「結まつもと学びの日」「教育哲学研修」をはじめとする「全ての子どもの個性を輝かせた学び」を目指した「子ども観・学び観・教師像・学校像」の大切さを共有する講座、「子ども主体の授業づくり」を体験的に学び授業観を更新する講座、松本の地域の教育資源を臨地で体験的に学ぶ講座等について、参加者から高い評価を得ている。
- ・満足度指標がB評価の講座の多くは参加者を指定する研修である。課題意識や必要感が不十分な状況で「強制的に参加させられている」意識をもった参加者が一定数いることを踏まえ、指定研修の運営および学びのあり方を一層工夫していく必要がある。

(2) 「松本市教職員研修の目標」に基づく評価

「松本市教職員研修計画」では下記のとおり目標設定をしている。目標の項目を評価基準として令和6年度教職員研修を評価する。

○松本市独自の教職員研修の実施にあたっては、次の各目標に基づき、研修を実施する。

- ① キャリアステージに応じた研修と現代的な教育課題に対応した研修実施
- ② 研修ニーズの把握と研修の柔軟な企画・立案
- ③ 多様な方法による研修と学びのコミュニティの形成
- ④ 教職員の働き方を考慮した効果的な研修
- ⑤ 指導主事等による学校訪問研修の実施
- ⑥ 長野県教育委員会との連携

目標① キャリアステージに応じた研修と現代的な教育課題に対応した研修

「初任者研修」「授業づくり講座」「まつもと講師塾」では、新任・若手教員が授業や学級経営の基本を習得し、意欲的に自校での実践につなげようとする姿勢が見られた。

「ICT活用研修」「インクルーシブ教育研修」「探究的な学びの導入研修」など現代的課題に特化した研修により、教員が最新の指導方法や特別支援教育への理解を深め、教室での具体的な実践につながった。研修後のアンケートでは「授業改善につながった」「特別支援教育の理解が進んだ」など、現代的課題への対応力向上に関する成果が多く報告された。

目標② 研修ニーズの把握と研修の柔軟な企画・立案

教員のニーズを把握し、「探究ゼミ」や「学級づくりワークショップ」などニーズに応じた研修を企画したことで、参加率や満足度が向上した。

教員からの「こんな研修が欲しかった」という声が多く聞かれ、柔軟な企画・立案が効果的に行われたことが確認された。

アンケートから、研修参加者の意欲や満足度が高まり、「研修が日常業務と密接につながっている」という実感が参加教員に強まっていることがうかがわれた。

目標③ 多様な方法による研修と学びのコミュニティの形成

「参加型ワークショップ形式の授業改善研修」「実践事例の交流会」等を通して、教員が主体的に関わり、積極的に意見を交換する姿が多く見られた。

研修を通じて参加者同士がつながり、研修終了後も継続的な意見交換や相互訪問が生まれた。

前出の「探究ゼミ」においては、研修実施後も継続的なコミュニティ活動が形成され、相互に情報交換し合いながら学校づくりや自己の教室での実践を進め、成果や課題を交流する動きが生まれた。参加型・体験型研修の重要性が改めて確認された。

目標④ 教職員の働き方を考慮した効果的な研修

「オンライン研修」「午後開催の短時間型研修」「校内研修支援訪問」などの取組みに

より、教員が負担感を感じずに参加できる機会が拡充され、参加者数が増加した。

教職員のアンケートでも、「無理なく参加できる形式だった」「時間や方法が柔軟だった」と高評価が多数報告された。

働き方改革に対応した研修運営に目指し、参加しやすさと実効性を兼ね備えた企画に配慮した一方、研修の充実のために時間をより長く確保したいという振り返りも多く、今後の検討が必要。

目標⑤ 指導主事等による学校訪問

研修講師や指導主事の学校訪問が増加し、「デジタル・シティズンシップ教育」「校内授業研究会」や「個別相談」など、各学校の具体的な課題に対応した校内研修が充実した。

現場からは「学校訪問により具体的な助言を受けられ、授業改善につながった」との声が多数報告された。

目標⑥ 長野県教育委員会との連携

「初任者研修」や「キャリアアップ研修（Ⅰ～Ⅲ）」の法定研修や「中学校教科指導研修」「特別支援教育研修」等、市単独では開催が難しい研修が県との連携により効率的に実施された。松本市の教職員の研修意欲が高く、多くの希望研修への申込があったものの、予算上限により制限せざるを得ない状況があったことから、一部の委託研修を市で実施するなど、より多くの教員が希望する研修を受けられる体制づくりが望まれる。

(3) 「令和6年度研修講座構築の重点」に基づく評価

令和6年度の教職員研修では下記のとおり、重点を設定し講座構築・実施に当たった。

以下、これらの重点の各項目を評価基準として、令和6度の松本市教職員研修を評価する。

【令和6年度研修講座構築の重点】

基礎形成期教員を対象とした基礎講座の充実

教員の主体的な学びのコミュニティ形成を支援する講座の充実

地域素材開発・臨地実習講座の拡充

「探究の学び」づくりを支援する講座の拡充

「学びの改革」実践に係る講座の拡充

特別支援教育に係る研修講座の充実

重点① 基礎形成期教員を対象とした基礎講座の充実

「小学校国語授業づくりセミナーⅠ・Ⅱ」「算数数学授業づくりセミナーⅠ～Ⅲ」などの基礎的な講座は、参加者が具体的な指導技術を学ぶとともに、「子ども一人ひとりの考えを引き出す授業観」を形成する上で効果的だった。「学級づくりワークショップ」

では、若手の教員が「主体性を育む学級づくり」の基礎を学び、自身の実践に手ごたえを感じる機会となった。「『探究の学び』入門講座」により、経験が少ない教員が探究的学習の意義を理解し、自分の教育観を深めることができた。

重点② 教員の主体的な学びのコミュニティ形成を支援する講座の充実

「風越学園岩瀬直樹先生と学ぶ『探究ゼミ』Ⅰ～Ⅴ」など、継続的に同一メンバーで実施する講座では、参加者同士のコミュニケーションが深まり、主体的かつ協働的な学びの場が形成されたことが確認された。「まつもと講師塾Ⅰ～Ⅲ」「カリキュラムマネジメント研修Ⅰ～Ⅲ」において、参加者が互いの実践を持ち寄り、意見交換を行うことで、参加者の主体性が向上した。

ゼミ形式での開催を行った「小学校国語授業づくりセミナー（ゼミ）」や「ミドルリーダー研修」などは、参加者同士が主体的に課題を共有し、継続的に交流するコミュニティ形成が促進された。

重点③ 地域素材開発・臨地実習講座の拡充

「理科授業づくりセミナーⅠ・Ⅱ」および「美ヶ原フィールドワーク」「上高地フィールドワーク」など、地域資源を活用した講座では、参加者が地域素材への理解を深め、自校での授業活用への意欲を示すフィードバックが多かった。「まつもと学研修Ⅰ～Ⅲ」は、松本市の歴史・文化に直接触れる機会となり、参加教員自身が地域素材を用いた探究活動を体験し、生活科や総合的な学習の題材開発につなげられる成果が確認された。フィールドワーク型研修は参加者から非常に好評で、教員が地域への関心を高める契機になった。

重点④ 「探究の学び」づくりを支援する講座の拡充

「風越学園岩瀬直樹先生と学ぶ『探究ゼミ』Ⅰ～Ⅴ」では、系統的なマニュアルがない探究的学習の構想や立ち上げについて、参加者自身が体験しながら協働的に深く学ぶことができた。

「『探究の学び』入門講座」では、教員が探究型学習に必要な考え方や指導の視点を得て、実践に向けた手がかりを得られたフィードバックを得た。

重点⑤ 「学びの改革」実践に係る講座の拡充

「ICT 活用研修（応用編）」や「一人一台端末を活用した授業づくり（基礎編）」は、ICTを活用した「主体的な学び」の可能性を具体的に提示し、参加者が新たな学び方への理解を深めることができた。「単元内自由進度学習」や「学級・学年単位の探究的学びづくり」をテーマとした「実践校に学ぶ」研修により、参加者が「新たな学び」を推進するヒントや視点を共有することができた。

「カリキュラムマネジメント研修Ⅰ～Ⅲ」では、学校がチームで取組んだ実践例の交流を通じて、参加者が学びの改革に必要なマネジメントの実践力を高める姿が見られた。

重点⑥ 特別支援教育に係る研修講座の充実

「特別支援教育研修Ⅰ～Ⅲ」や「インクルーシブ教育実践研修」では、参加者より個々の児童・生徒の特性や多様性をより丁寧に理解する視点を獲得できたと評価された。「校長・特別支援教育コーディネーター合同研修」は学校運営の視点から特別支援教育を捉える機会となり、学校現場でのインクルーシブな環境づくりの意識が高まったとの評価を得た。

4 課題および改善の方向

(1) 周知・募集方法の見直し

内容が充実し参加者の評価が非常に高いにも関わらず、参加者数の少ない（2名～5名）講座が複数ありました。事前の周知方法や募集時期の再検討が求められます（特に教材や内容変更時の情報伝達の徹底が必要）。次年度のキャリアアップ研修Ⅰ、Ⅱの実施において、ミドルリーダー研修講座を中心に選択必修講座を指定し、より多くの中堅教員にミドルリーダーとしての視点を学ぶ機会を設定していきます。

(2) 研修時間・日程の調整

参加者の利便性を踏まえ、放課後の時間に研修を実施することを基本としてきましたが、60分～90分という時間設定が短いという振り返りが多くありました。参加者にとってより有意義な学びの場とするために、各講座の適切な時間設定（90分～半日）を検討していきます。

(3) 継続的・コミュニティ型研修の推進

研修が単発で実施されるだけでなく、継続的な取り組みや、学校での実践の広がりにつなげるために、フォローアップの仕組みづくりを工夫する必要があります。また、それにより参加者間のコミュニティが形成されることを目指します。

(4) オンライン研修等、多様な参加形態の検討

会場での参加が負担となっている講座があり、オンライン参加やハイブリッド形式の導入を検討し、参加者の負担軽減と参加しやすさを図ります。特に令和8年度に研修の主会場となってきた教育文化センターが改修のため2年間の使用不能期間に入ること踏まえ、柔軟な研修の形態を検討していきます。

教育政策課 教育研修センター センター長 大久保 和彦 電話 87-9909
--



令和6年度オンライン教育支援センターの利用状況等について

1 趣旨

令和6年10月22日に受付を開始したオンライン教育支援センターの利用状況等について報告するものです。

2 利用状況

(1) 利用者数

- ア 利用相談者数 54名
 イ 利用開始者数 42名（小学生14名、中学生28名）
 ウ 仮想空間利用者数（1日平均） 8.8名
 エ 月別の状況

		10月	11月	12月	1月	2月
利用相談者数		29名	16名	4名	4名	1名
利用開始者数		22名	12名	4名	3名	1名
仮想空間 利用者数 (1日平均)	小学生		3.3名	3.8名	4.6名	3.9名
	中学生		5.3名	3.8名	4.7名	4.8名

(2) 利用者の学校数と学年別人数

- ア 小学生 10校
 （1年1名 2年0名 3年3名 4年2名 5年6名 6年2名 計14名）
 イ 中学生 14校
 （1年11名 2年11名 3年6名 計28名）

(3) 他機関の支援を受けての対応

- ア 不登校支援アドバイザーから、学校もほとんど連絡が取れない児童のために、生活福祉課職員の家庭訪問に帯同して、オンライン教育支援センターの紹介をしてほしいとの要請があり、11月19日に設定済の機材をもって家庭訪問した。
 イ 生活福祉課からの依頼で、ケースワーカーに同行して11月28日に設定済の機材を持ち、家庭訪問した。

(4) 大学や高校との連携

- ア 松本大学の斎藤先生の協力を得て、11月7日に大学生2名がMeetと仮想空間内のスクリーンで20分ほどの目の体操やストレッチを実施。3回目の実施は松本大学のキャンパスから中継した。

イ 松本工業高校三澤先生の協力を得て、松本工業高校の生徒が仮想空間内での「かくれんぼ大会」を企画し、そのための仮想空間を構築。信州大学や松本大学の学生の協力も得て、11月25日に実施。2回目、3回目も10名ほどの児童生徒が参加した。

ウ 信州大学荒井先生の協力を得て、11月末から大学生6名が仮想空間内の支援ボランティアに順次参加。毎日1～2名が1時間程度仮想空間内で活動した。

(5) その他

ア 日常的に鬼ごっこやかくれんぼをやりたいという子どもの声に応じて、別空間を用意した。

イ 来年度以降、松本市やオンライン教育支援センターの仮想空間運営に関わっていきたいと希望する利用者が出てきた。

ウ 現在使用している仮想空間「Frame」のサービスが2月末で終了するため、代わりの仮想空間として「Vket」を準備している。3月から4月中に新しい仮想空間へ移行を完了させる予定

エ 令和7年度の継続利用希望調査を3月上旬に実施し、希望者には申込フォームのURLを送付して登録を完了。3月下旬以降は、新しい仮想空間の設定・説明・体験を実施し、4月中旬以降に新規利用の受付を開始する予定

3 オンライン教育支援センターの愛称について

児童生徒に対し、仮想空間やメールを通じてGoogleフォームを送付し、愛称を募集した結果、10件の候補が挙がり、投票の結果「まつとも」が最多得票となった。

「まつとも」… 松本の「まつ」、友達の「とも」からつくった言葉。オンライン教育支援センターはつながりをつくる場所。その場所で松本市内のいろいろな友達とつながりたい、ともに活動をつくりあげていきたい。そんな意味が含まれている。

【投票者数 42人】

寄せられた愛称	票 数
まつとも	27
LINKS	7
ぬくもりカレンダー	6
さくら	1
もみじ	1
その他 ・おやまる ・オン育 ・ゆうゆう ・まつりん ・いちご	

【担当】

学校教育課 課長 清沢 卓子
学校支援室 室長 坂口 俊樹
電話 33-4397